

会 議 録

第 1 日

(平成8年6月7日)

○議 事 日 程 第1号

平成8年6月7日(金) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第1号ないし報告第8号 …………… 報告・質疑

報告第1号 平成7年度四日市市繰越明許費について

報告第2号 平成7年度四日市市事故繰越しについて

報告第3号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について

報告第4号 四日市市土地開発公社の経営状況について

報告第5号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について

報告第6号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について

報告第7号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

報告第8号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

第4 議案第51号ないし議案第62号 …………… 説 明

議案第51号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第53号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第54号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第55号 工事請負契約の締結について

－ドーム型多目的スポーツ施設建設工事(付帯工事)－

議案第56号 工事請負契約の締結について

－(仮称)羽津午起線橋梁整備工事(上部架設工)－

議案第57号 工事請負契約の締結について

- 朝明第2幹線水路築造工事—
 議案第58号 工事請負契約の締結について
 —羽津茂福1号幹線水路築造工事—
 議案第59号 工事請負契約の締結について
 —阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事(その1)—
 議案第60号 工事請負契約の締結について
 —羽津茂福3号幹線水路築造工事(その1)—
 議案第61号 工事請負契約の締結について
 —午起ポンプ場φ1500雨水ポンプ設備工事—
 議案第62号 町及び字の区域の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

小井道夫
 石川勝彦
 市川悦子
 市川正徳
 伊藤修一
 伊藤正数
 伊藤雅敏
 伊藤正巳
 宇野長好
 大谷茂生
 小川政人
 葛山久人

川口洋二
 川村幸康
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 笹岡秀太郎
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男

○欠席議員（1名）

森 真寿朗

藤原 まゆみ

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	加藤宣雄
助役	奥山武助
収入役	栗本春樹
調整監	稲垣増次良
市長公室長	野呂修
計画推進部長	山口奉文
総務部長	小畑廣次
財政部長	北川利美
市民部長	南部和雄
保健福祉部長	服部美次
商工部長	黒田昭公
農林水産部長	赤塚宗信
環境部長	玉置泰生
都市計画部長	西田喜大
建設部長	矢田禎雄
下水道部長	馬淵貞夫
消防長	小山佳志
病院事務長	平井俊英
水道事業管理者	米津正夫

教 育 長 小 竹 章

代表監査委員 長谷川 昭彦

○出席事務局職員

事務局長	有竹正宏
議事課長	福島和幸
副参事兼議事課長補佐	藤井 司
課付主幹兼議事係長	金谷喜博
主 幹	濱田信二
主 事	芝田敏樹

午前10時1分開会

○議長（谷口廣睦君） おはようございます。

ただいまから平成8年6月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め22名であります。

表彰状の伝達

○議長（谷口廣睦君） 会議に先立ちまして、去る5月28日、東京都において開催されました第72回全国市議会議長会定例総会において、25年以上の在職議員として小井道夫君、小林博次君、15年以上の在職議員として川口洋二君、森 真寿朗君が表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

お名前を申し上げた諸君は、議場中央にお進み願います。

〔表彰議員議場中央に進む〕

○議長（谷口廣睦君）

表 彰 状

四日市市 小井道夫殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第72回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成8年5月28日

全国市議会議長会 会長 嶋村勝夫

〔表彰状授与〕 (拍手)

表 彰 状

四日市市 小林博次殿

以下同文でございます。

〔表彰状授与〕 (拍手)

表 彰 状

四日市市 川口洋二殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第72回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成8年5月28日

全国市議会議長会 会長 嶋村勝夫

〔表彰状授与〕 (拍手)

表 彰 状

四日市市 森 真寿朗殿

以下同文でございます。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議長(谷口廣睦君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(谷口廣睦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、伊藤正巳君及び南部忠夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(谷口廣睦君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月24日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(谷口廣睦君) ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月24日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 平成7年度四日市市緑越明許費についてないし報告第8号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

○議長(谷口廣睦君) 日程第3、報告第1号平成7年度四日市市緑越明許費についてないし報告第8号財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況についての8件について報告を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました各報告についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成7年度一般会計予算、公共下水道特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算及び農業集落排水事業特別会計予算の明許繰越計算書でありまして、さきに予算で定められました黒田平尾線交通安全

施設整備事業、公共下水道管渠布設・ポンプ築造事業等合計36件について、39億7,502万2,000円を繰り越したものであります。

報告第2号は、平成7年度一般会計予算の事故繰越計算書でありまして、千歳町小生線街路築造事業外1件について、1億2,743万6,000円をやむを得ず繰り越したものであります。

報告第3号から報告第8号までは、財団法人四日市市開発公社、四日市市土地開発公社、財団法人四日市市文化振興財団、財団法人四日市市都市整備公社、財団法人四日市国際交流協会及び財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき報告するものであります。

○議長（谷口廣睦君） 報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 報告第4号四日市市土地開発公社の経営状況についてお尋ねをいたします。

平成7年度の決算報告書におきまして、長期借入金が421億6,000万円余でございます。その借入金の内訳は、市からの依頼事業分が214億円余り、公社独自の工業団地などの開発行為にかかわるものが約190億円余となっております。金利は変動制ということで1.95%から1.725%となっておりますが、低金利であってもいつまでも開発公社がこの用地を持っていたのでは金利が順次かさんでいくわけでありまして、そこでお尋ねしたいと思っておりますが、一つには、市の依頼事業分が適正に市の方へ買い戻しが行われているのかどうか、この点でございます。

二つ目には、公社独自の開発に伴う工業団地が不況ともかかわって売れ残りが多く、金利がかさんできておりますが、この用地の売却の見通しについて、あわせて売却時には金利分をすべて上乗せして売却していくのか

どうか、お尋ねをしたいと思います。

三つ目には、保有地の中に旧第一勧業銀行跡地用地がございますが、この活用についてお尋ねをいたします。平成5年度に私が質問したときには、地域の活性化の計画を今後樹立していきたいとの答弁でございましたが、現在どのように計画を立てられてきているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 公社が開発している用地の売却の見直し並びに金利を上乗せして販売しているかどうかというお尋ねに対してお答えいたします。

現在、工業用地として分譲中の団地は、ハイテクB団地、南小松工業団地及びあがた栄工業団地の3カ所であり、鈴鹿山麓リサーチパークにおきましては、民間研究用地として分譲しているところでございます。これまで市、開発公社が協力して新聞への誘致広告の掲載、企業へのダイレクトメール、企業訪問、企業用地あっせん会への参画など、積極的に企業誘致に努めてきたところでございます。本年3月には、ハイテクB団地の1万坪を日本通運に分譲したところでございます。また、鈴鹿山麓リサーチパークにおきましては、中核施設用地内に学園都市センター、環境総合センター、衛生研究所が順次整備される計画でございまして、さらに地球環境戦略機関の誘致を県とも連携して推進しているところでございます。

ご承知のとおり、企業誘致は地域の雇用を確保し、地域経済の発展を図るための重要な施策でございます。工業団地の開発には、用地取得から造成完了まで長い期間が必要であり、企業誘致を図るためにはあらかじめ先行して企業誘致の受け皿としての工業団地を確保しておく必要がございます。現在、経済環境もかつての景気の低迷から徐々に景気回復の軌道をたどっており、それにつれて企業から用地の引き合いも増加しつつある現状

でございますので、早期の企業誘致に向けて精いっぱい努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、公社の金利分でございますけれども、団地の単価につきましては、金利分を踏まえまして年度ごと単価の改定等を行いまして、適切な金利の上乗せをして売却しておるところでございますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 市長公室長。

〔市長公室長（野呂 修君）登壇〕

○市長公室長（野呂 修君） 土地開発公社の適正な買い戻しができているかという点、それと旧第一勧銀跡地の活用計画、この2点についてご答弁申し上げます。

公社に対する依頼事業をどういうふうにやっていくかというのは、基本的には原則として補助事業等で近年中に買い戻しが確実に見込めるということ、一応第一前提という形で優先的に依頼をしていくという姿勢をとっておりまして、近年のように地価が鎮静している現在では、余り先行的な買収というのは避けていくべきであろうというふうに考えて、対応を今後もしてまいりたいというふうに考えております。

それから、第一勧銀の跡地につきましては、新道通りの本町交差点の一面に位置いたしまして、数年来進めてまいりました地区更新計画のエリアの重要な拠点として、将来活用すべきではなかろうかということで先行的に取得したものでございます。現在、このちょうど向かい側に本町プラザを建設しておりまして、間もなくオープンという状況になってまいりますので、将来の貴重な種地といたしまして、今後の財政事情等を十分に勘案しながら活用方策は慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今、ご答弁いただきましたけれども、適正な買い戻しをし

ているということでございますが、それではちょっとお尋ねいたしますが、この市の事業として委託した中で一番長く開発公社が保有しているのはどれで、何年ほど保有しているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 市長公室長。

○市長公室長（野呂 修君） 一番古いものというのは、ちょっと今、ここでお答えするデータを持ち合わせておりませんので、また調べましてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

○佐野光信君 データは後で出すということでございますので後で出していきたいと思っておりますが、開発した用地、当面見通しが立たない、こういうところがあれば、思い切って福祉施設などを含めた利用に発想の転換を図るべきでありますし、特に第一勧銀跡地などは、市中心部の老人の総合福祉施設、そういった再利用も含めて検討を考慮すべきであると申し上げておきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私からは、報告第5号財団法人四日市市文化振興財団の経営状況についてお尋ねをいたします。

まず第1に、昨年度の事業報告書を見ますと、財団の自主事業で幾つかの内外のすぐれた文化芸術企画が行われ、多くの市民の方々の参加が記録されておりますが、その成果等について市としてどう評価されているのか、お聞きをいたします。

第2には、今年度の事業計画書が示されておりますが、予算上自主事業に対する四日市市の補助金が昨年度と同額の1,600万円計上されています。教育文化部門の予算構成比で比較をしてみますと、昨年度の1,600万円というのは0.14%、今年度は0.11%と割合では下がっています。広範な市民の文化的要求にこたえるという財団の自主事業に対して、もっと予算で裏

打ちしていく、すなわち昨年度よりも増額されてしかるべきだと考えるものですが、その点はどう検討されたのか、お聞きをいたします。

第3に、本市には公立の美術館がないという現状だけに、会館の展示部門は一つの有力な美術関係の発表の場であります。その点で今年度はどのような計画でその役割を果たそうとしているのか、お聞きをいたします。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 文化振興財団の自主事業についてご答弁申し上げます。

四日市市文化振興財団では、ホール事業、展示事業、出版事業等の自主事業を行っておりまして、その企画、立案につきましては、各部門ごとの運営委員会で討議をいただいた計画案を、文化振興財団理事会にお諮りしまして決定しております。この自主事業は、市民に低料金ですぐれた芸術文化や鑑賞する機会の少ない芸術文化を提供するとともに、あわせて市民に文化活動発表の機会を提供することを基本姿勢としております。平成7年度につきましては、ホール事業として名作シネマ劇場、NHK交響楽団演奏会、薪能、歌舞伎、各種のコンサート、各種演劇等、17事業を32日間にわたって開催しておりまして、延べ観客数は2万5,000人余りとなっております。

また、展示事業といたしましては、萬古焼の常設展示を行っておりまして、観客数は延べ1万3,000人ほどとなっております。さらに、昨年は、本市で活躍されました彫刻の宮田卓二氏の遺作展を開催いたしました。このほかに、市民に無料でご利用いただける財団ミニギャラリー事業を行っておりまして、平成7年度は6グループの展示会が開催されております。いずれの事業につきましても、文化振興財団といたしましては、質の高い文化的なサービスを市民の皆様を提供することに努めてまいりました。その結果、平成7年度のホール事業につきましては、前年度に比ばまして収

入は1,800万円ほど増加いたしました。本市といたしましても、この自主事業の実施に当たりまして、少しでも低料金でより質の高いものを提供することができるように補助金を交付しております。平成元年度には1,000万円でありましたが、平成7年度には1,600万円となっております。今後とも自主事業をより一層充実させるために、文化振興財団とも連携を強化してまいりたいと存じます。

2点目のご指摘の展示棟の活用や展示事業の充実につきましてでございますが、文化振興財団の自主事業として平成8年度は展示品の入れかえ回数を増すなど、常設展の充実を図り、市民の皆様により一層展示棟の利用をしていただきやすくするとともに、自主事業につきましては、市立博物館などの関連施設と調整も行いながら、博物館とはまた違った、地域性に富んだ展示事業を企画してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 昨年度の幾つかの企画、17事業、2万5,000人というお話も答弁がございましたが、昨年度の幾つかの事業、企画に私自身も家族とともに参加し、鑑賞しながら楽しませていただいた経験もあります。評価を聞いて、全体としては私の感覚もそうですけれども、ほとんどの企画に市民の皆様よく集まって、成功していると伺いますし、財団を中心とした関係者の努力も多と評価できると思うんです。それだけ市民の文化要求の強いあらわれが近年あるというふうにも言えるわけで、ですからこれにこたえる積極的な事業計画、予算規模が求められていると判断するわけです。来年はくしくも財団創立15周年の節目の年でもあります。自主事業への補助金はもう1,600万円というのが一つ提案されているわけですが、今年度の補正対応での増額なども含めて検討ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、展示内容でも、財団ミニギャラリーなどが6グループ、年間6回ということでありましてけれども、1カ月に1回とすれば12回近くでき

るわけですから、増やしていくということで、市内の若手の芸術文化関係者を育てていくという場でもありますから、その点なども検討していただきたいと思いますというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

市長は、過去この問題を、私、何度か取り上げておりますけれども、答弁でも、よい企画には大いに援助していくとおっしゃってきたわけですよ。ところが、申し上げたように今年度の予算措置というのは不十分だということに指摘をさせていただきました。今年度は市長選挙もございます。私どもは、新市長には、市民のための文化振興を大いに力を入れる方を推して、来るべき選挙を戦いたい。このことを表明をさせていただいて、私の質疑を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 他に質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第4 議案第51号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
議案第62号 町及び字の区域の変更について

○議長（谷口廣睦君） 日程第4、議案第51号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についてないし議案第62号町及び字の区域の変更についての12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第51号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正及び議案第52号地区市民センター条例

の一部改正につきましては、坂部台一丁目及び二丁目の設定に伴い、農業委員会の委員の当該選挙区の区域及び三重地区市民センターの所管区域を改正しようとするものであります。

議案第53号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い関係規定の整備を行おうとするものであります。

議案第54号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、新たに介護補償を設けようとするものであります。

議案第55号から議案第61号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、ドーム型多目的スポーツ施設建設工事（付帯工事）、（仮称）羽津午起線橋梁整備工事（上部架設工）、朝明第2幹線水路築造工事外4件につきまして、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第62号町及び字の区域の変更につきましては、堂前土地改良事業の施行に伴い、東坂部町字西ヶ谷の一部を山之一色町字堂前に編入しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、私事で大変恐縮でございますが、この場をおかりして私の進退につきまして申し述べさせていただきたいと存じます。

昭和51年12月に市民の皆様のご信任を得まして初当選以来今日まで、5期19年6カ月にわたり市長職を担わせていただけてまいりましたが、昨年は大動脈りゅう除去手術等のため約5カ月入院し、その間議員の皆様を初め、市民の皆様には大変なご迷惑やご心配をおかけいたしましたところでございます。幸いにも現在は体調も順調に回復し、健康面で不安はなくなったものと思っておりますが、市長という仕事の重さを総合的に判断いたしますと、今期の任期末をもちまして退任したいと考えております。し

たがって、任期満了までは、私に与えられました責務を十分に全うすべく、引き続き渾身の努力を傾注いたす所存でございますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。
議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（谷口廣睦君） この際報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

なお、今定例会は、時節柄蒸し暑くなっておりますので、会議には上着の着用はご自由にしていただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月12日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時32分散会

会 議 録

第 2 日

(平成8年6月12日)

○議事日程第2号

平成8年6月12日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原勇
小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

藤原まゆみ

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣
 市助 加藤宣雄

助 役 奥 山 武 助
 収 入 役 栗 本 春 樹
 調 整 監 稻 垣 増 次 良
 市長公室長 野呂 修
 計画推進部長 山口 奉 文
 総務部長 小畑 廣 次
 財政部長 北川 利 美
 市民部長 南部 和 雄
 保健福祉部長 服部 美 次
 商工部長 黒田 昭 公
 農林水産部長 赤塚 宗 信
 環境部長 玉置 泰 生
 都市計画部長 西田 喜 大
 建設部長 矢田 禎 雄
 下水道部長 馬淵 貞 夫
 消防長 小山 佳 志
 病院事務長 平井 俊 英
 水道事業管理者 米津 正 夫

教 育 長 小 竹 章

代表監査委員 長谷川 昭 彦

○出席事務局職員

事務局 長 有 竹 正 宏
 議事課 長 福 島 和 幸
 副参事兼議事課長補佐 藤 井 司

課付主幹兼議事係長 金谷喜博
主 幹 濱田信二
主 事 芝田敏樹

午前10時1分開議

○議長（谷口廣睦君）おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（谷口廣睦君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

伊藤修一君。

〔伊藤修一君登壇〕

○伊藤修一君 おはようございます。公明の伊藤修一です。新しい議長を迎えて、本年度初の一般質問のトップバッターの大役をいただきました。つきましてはぜひ初ヒットが出ますように、理事者の皆さんによりしくお願いいたします。また、市長におきましては、先日、並み並みならぬご決意をお伺いしました。どうか健康にご留意されまして、市政のピッチャー役として、最後までボールは速球ストレートでお願いいたします。

それでは、私はまず、あけぼの学園とこども発達センターについてお伺いしたいと思います。

心身に障害を持つ乳幼児にとって、障害の早期発見や早期療育によって、やがて障害児保育へと成長していく幼児期には、最近とても重要な意義が認められます。かつて、障害を持つ子供のために保護者がさまざまな医療機関など、多くの専門施設を訪ね歩いた時代に比べると、現代の療育や保

育、そして地域福祉を支える社会資源は、以前と比較にならないほどに整備されております。しかしながら、幼児期の大切さに変わりはないだけに、今もなお保護者や障害児保育に携わる職員の悩みには深く尽きないものがあります。本市におきましては、本年度から心身障害児訓練事業として、あけぼの学園の卒業後も引き続いて療育訓練を必要とする児童・生徒に対して訓練の場を確保し、発達の促進に努めるための新規事業として200万円の予算をつけていただきました。今後ともこの事業がさらに大きく充実されていくことを願ってやみません。

また、本年7月の予定ですが、心身障害児を対象にした療育訓練指導に携わる理学療法士を1名、あけぼの学園に採用していただけることになっているそうです。それによって、あけぼの学園においては理学療法士が2名となり、現在の言語療法士2名、心理判定員1名、保健婦1名、保母19名などと合わせて総勢32名の職員体制となり、本市における心身障害児の早期療育体制が充実していくこととなります。しかし、この心身障害児の療育訓練については、今後のあけぼの学園の拡充に伴い、福祉と医療との連携こそが早急に必要な課題とされているのであります。

そこで、このあけぼの学園について、これまでの歴史を振り返ってみますと、昭和36年に就学免除を受けた学齢期の知的障害児の通園施設として、市立みはと学園が設置され、その後昭和51年からは、心身障害児通園事業として、肢体不自由児の通園施設である市立あけぼの療育センターが開設され、そして昭和54年の養護学校の義務制に伴い、みはと学園の幼児クラスとあけぼの療育センターの統合により、3歳以下の障害児を対象にした市立あけぼの学園と、学齢児を対象にした現在の西日野養護学校の四日市分校が設置されたのであります。現在のあけぼの学園は、法定通園施設である知的障害児の通園部が定員30名であり、小規模通園施設である肢体不自由児の療育部が定員20名であります。そこでは心身に障害を持つおおむね3歳以下の低年齢児について、保育園の基礎指導と療育を行うための早

期の治療保育を行い、また母親に対しても、障害の受容と理解、育児の知識と技術についての指導と助言を行うために、原則として母子通園を実施しているのです。

さらに、あけぼの学園の定員外の乳幼児に対しては、週に1回の1日保育と1日療育を実施しており、本年5月における定員外の登録数は、1日保育で18名、1日療育クラスでも22名、合わせて40名であります。そのため1人でも多くの正式な措置入園を可能にするためには、今後法的な施設整備によって、あけぼの学園の拡充が急がれるわけです。時折しも、あけぼの学園に併設されております西日野養護学校の四日市分校が明年4月には肢体不自由児養護学校に昇格して、本市の県地区へと移転する予定であります。そこで、跡地となる現在の学校の教室などの施設については、どのようにお考えでしょうか。もともと学校とは、本市の教育財産としての施設ではありますが、四日市分校については、みはと学園やあけぼの療育センターから引き続いてきた先ほどの歴史的経過から、この際、児童福祉施設へ転用を行っていくべきではないでしょうか。

つまり、法定通園施設として、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設などの新設であり、既にあけぼの学園において設置されている知的障害児の法定通園施設の定員の拡充とあわせて、法定3通園施設を一体化した心身障害児総合通園センターの設置であります。それは障害の早期発見から早期療育にまで円滑につなげていくために、早期の診断と治療から療育訓練まで受け持つ専門医療機関と連携した総合通園施設であります。この施設については、設置運営要綱が国の制度として定められており、その設置主体としては、都道府県、政令指定都市、またはおおむね人口30万人以上の市とするとありましたが、平成5年からは人口20万人にまで引き下げられているのであります。そこで、あけぼの学園の拡充のためにも、心身障害児総合通園センターの設置については、積極的に推進すべきではないでしょうか。

そこで、私は、先日視察に伺った豊田市こども発達センターは、先ほどの法定通園施設を併設した心身障害児総合通園センター事業として、本年4月に開所したばかりの施設であります。ここでは専門的な医療や保育、訓練、相談、通園などの総合的な療育機能を持つ児童福祉施設として、子供の発達を総合的に支え、さらに家族を支えるための関係機関が専門的な援助を行うことを目指しているのです。つまり子供の発達のための援助拠点となる医療を中心にした総合的な専門療育機関であり、診療所においては、児童精神科、小児神経科、整形外科、耳鼻咽喉科、小児歯科、泌尿器科などの診察と、脳波、聴力、心理、血液、採尿などの検査や投薬が行われております。

また、理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理療法士などの専門職員の配置と温水プールなどの各種運動訓練施設によって、乳幼児だけではなく、保育園や幼稚園、小・中学校や養護学校に通う児童や生徒にまで、療育などの機能訓練を継続して利用することができるのであります。このように療育事業の充実と医療との連携を深め、幼児期から児童期における継続的かつ総合的な発達の援助を行っていくことができるのがこのこども発達センターです。ぜひご所見を伺いたしたいと思います。

また、本市におきましては、心身障害児の早期発見から早期療育へのシステムにおいて、今後その中核となっていくのが医療や療育機関の役割であると言われております。そのため、本市の市立病院におきましても、現在の小児科や理学診療科を統合したような専門医療などがもっと積極的に早期療育の場にかかわりを持っていくことが必要ではないでしょうか。つまり、障害児の発達を保育や教育などの機関に、さらに遠方の療育機関などに任せてしまうような現状については、一日も早く改善すべきであります。そして先ほどのこども発達センターは、あけぼの学園の将来構想とも含めて、いかに市立病院のような医療機関と連携を行っていくか。また、療育に携わる専門職員の研修などを含めて、決して遠い将来の話ではなく、

きょうからでも取り組んでいかなければならない課題なのであります。つまりあけぼの学園とその卒業生に対する療育事業の充実とは、児童福祉としての施策だけでなく、障害と医療、そして子供の発達を願う地域福祉として、総合的な施策としてシステム化が進められるべきであります。そこで、あけぼの学園の療育事業の充実に伴い、市立病院の現状から心身障害児の医療についてお伺いしたいと思います。

次に、ごみの減量と再資源化に伴う環境施策についてお伺いしたいと思います。

本市における増え続けるごみの現状であります。四日市清掃事業の概要によりますと、再生資源化実績では、分別収集の実施により資源のリサイクルがかなり推進されているようであります。本年4月からは、昨年度までの金属、瓶、ガラス、紙、布の分別収集に加えて、資源リサイクルセンターにおける空き缶選定機の導入により、金属から缶の分別収集も実施されるようになっております。しかしながら、焼却処理実績や埋立処理実績を見ますと、ごみの減量化が叫ばれているにもかかわらず、余り成果が認められないのではないのでしょうか。例えば、南部埋立処分場については、当初の計画分はすべて埋められて、その後容量拡大に努めてみられますが、現在のごみの量では平成21年までしか利用できないとまで言われております。そのためにも焼却ごみや埋め立てごみについては、リサイクルが可能な資源はもっと積極的に分別収集を行い、再資源化を行っていくべきであります。

かつて、四日市市ごみ問題会議から市長に対して、次のような提言がなされております。それは本市が市制100周年を迎える平成9年には、市民1人当たりのごみの量と事業系廃棄物の総量を、それぞれ平成3年度の実績に対し10%の減量を行うことを目標とすべきとして、市民、事業者あるいは行政の役割についてさまざまな提言がなされているのであります。その後本市では、ごみ減量等推進審議会において、具体的な方策についての

検討と実践がなされてきましたが、市制100周年が明年に迫った現在、このごみ10%減量とはどのような現状なのか、お伺いいたします。

次に、明年4月に容器包装リサイクル法の施行に向けた本市の取り組みであります。この新法の施行では、瓶や缶、プラスチック製品や牛乳パックなど、家庭から分別して出された容器や包装を自治体が分別収集を行い、製造業者や小売業者などが責任を持って再資源化を行うことを義務づけたものであります。それは今日の焼却や埋め立てという偏ったごみ行政から、ごみは資源であるという新しい発想の転換に迫られるものであります。多くの自治体では、新しい分別収集計画の策定と実施に向けての条件整備に、また製造業者なども自主回収や再商品化に向けての研究や事業に取り組んでいるところであります。春日井市などにおいては、既にペットボトルや発砲スチロールについて再資源化に伴う分別収集が実施されており、この回収に踏み切ったのは、あと3、4年の寿命しかない最終処分場の延命から、ごみの減量が不可欠であるという危機感からであります。そして春日井市では、市内の小・中学校52校と福祉センターなどの公共施設12カ所を拠点に専用の回収箱が置かれ、2週間に1回の割合で専用のパッカー車が巡回して収集しております。このリサイクルについては、本年3月に全国清涼飲料工業会が、三重県阿山郡に年間処理能力8,000tの再処理施設を稼働させており、ここではペットボトルを衣料やカーペットなどの化学繊維の原料に再生しているのであります。このリサイクルに取り組んでいる自治体では、ペットボトルから防災用テントや毛布、学校用の定規などを購入していく予定があり、再生が形になって市民に還元されていけば回収にも弾みがつくと期待されているのであります。

また、本年4月には小型ペットボトルの製造と販売の自粛が解禁となり、今後小型化したペットボトルが自動販売機などに大量に販売されることも予想され、埋め立て処理によるごみの量は一気に増大していくとも言われております。そのために本市におきましても、ペットボトルの分別収集に

については、本年度まずモデル地区を設けて早急に取り組むべきではないでしょうか。

さらに、発泡スチロールの回収と再利用についても、家電製品の緩衝材や魚などの保冷箱として利用された産業廃棄物が大半であり、家庭から出る発泡スチロールは、大型小売店などを除くとほとんどリサイクルされていないのが現状であります。春日井市の場合には、公共施設に回収箱を置いて回収を行い、市のクリーンセンターに保管してリサイクル業者が回収する仕組みをとっているのであります。この再処理施設は春日井市だけでなく、四日市市など東海3県に4カ所もあり、発泡スチロールは高温で溶かされた後、着色材や強化材によって合成木材に生まれ変わり、建材メーカーに売却されているのであります。そしてこの発泡スチロールについては、先ほどの容器包装リサイクル法の3年間という猶予期限が切れる2000年からは再資源化が義務づけられるわけで、本市のような埋め立て処分はできなくなるわけであります。このような現状で、本市では再資源化が可能なプラスチック系ごみをいつまで埋め立て処分を続けていくのでしょうか。そこで、今後のごみの分別収集と再資源化の計画についてお伺いしたいと思います。

続いて、まちを美しくする条例、いわゆる環境美化条例についてお伺いします。

先日の5月30日はごみゼロ運動の日であり、6月5日の環境の日とあわせて全国の自治体においては、さまざまな清掃活動やごみの減量に伴う各種イベントがなされていますが、本市ではいかがだったのでしょうか。

先日、新聞記事では、73歳の方が昭和58年から1人でごみゼロ運動を続けておられることを紹介されておりました。それは本市の霞ヶ浦コンビナートの出入り口に当たる国道23号付近にごみのポイ捨てを戒める手づくりの看板を立てて、毎朝1人でごみ拾いを黙々と続けてこられたそうです。このような地道な活動にもかかわらず、空き缶や空き瓶、たばこの吸い殻

など、一部の心ない人によるポイ捨てがまちの美観を損ね、生活環境を悪化させているのは本市の現実であります。この罪の意識が薄いごみのポイ捨てについては、市民一人一人のマナーともいえる心の問題であり、私たちの意識が変わらなければいつまでもまちは美しくなりません。そのため岡山市や亀山市などではポイ捨て条例を検討し、実施される自治体が増えております。条例では、道路交通法などの現行法との抵触を避けながら、違反者に対しては2万円から5万円までの罰金を科している自治体もあります。そこで、本市においても市や事業者そして市民が一体となって、ごみの散乱を防止して資源のリサイクルを進める、環境と調和した美しいまちづくりを目指す環境美化条例を制定すべきであります。いかがでしょうか。

そしてその条例では、まずごみのポイ捨ての禁止や自動販売機を設置する事業者の回収容器の設置義務、続いて大型廃棄物などの投げ捨ての禁止や放置自動車の敏速な処理などもぜひ検討していただきたいと思います。

さらに、アパートやマンションなどの10戸以上の共同住宅にもごみの集積場の設置を義務化したり、もしくは廃棄物管理責任者を置くことなど、今後地域の環境美化のためにも環境美化の日をさらに設けたり、環境推進委員の制度を導入することなど、今後の美しいまちづくりに対する市民の意識や自発的な活動を育成していく、環境美化の条例についてご所見をお伺いしたいと思います。

最後に、放置自転車対策と自転車駐車場整備についてお伺いしたいと思います。

通勤・通学や買い物などの日常生活に手軽に利用されている自転車も、最近の利用者数の増大とともに大量の自転車が駅周辺などの市内各所に放置されるようになり、歩行者や車両などの通行障害、またまちの景観や防犯上の大きな社会問題となっております。本市におきましても、四日市市自転車放置防止条例に基づき、放置自転車の巡視や整理、警告や撤去など

の実施が行われておりますが、この放置自転車の撤去は年間1,000台近くもあり、うち所有者への返還台数は全体の2割だけであります。つまりほとんどの自転車が廃棄処分されており、わずかではあります、程度のよい自転車については入札により自転車販売店に売却されております。

そこで、放置自転車対策については、全国各地の自治体でさまざまな取り組みがなされており、岡山市においては、自転車駐車場整備に伴い、放置自転車の禁止を呼びかけるトーキングシステムが導入されております。それは自転車放置禁止の区域の歩道にソーラーバッテリーを電源とした光センサーによる録音再生機を導入し、「駅周辺は自転車、バイクの放置禁止区域です。ここは点字ブロック上です。駐輪は絶対にやめましょう」との女性の声が出るのであります。この事業費は約100万円ということであり、放置自転車の撤去にかかわる対策に効果を上げているようであります。

さらに、広島市においては、駅周辺の自転車駐車場におけるレンタル自転車の方式による取り組みがなされています。それは駅周辺の自転車の利用に対してアンケートを実施した結果、通勤・通学や買い物、社用などの家から駅へ行く人と駅から職場へ行く人など、自転車の利用が時間帯によって違うことから、1台の自転車を複数で利用することを始めたようであります。つまり駅周辺で利用されている自転車の総量を減らして交通の流れをスムーズにするほか、自転車を持っていない人の利便性の確保を行い、結果的に放置自転車の減少を目指すものであります。このレンタル自転車には、撤去後に引き取り手のない放置自転車を利用して、駅から目的地までの往復用として1カ月に1,200円で貸し出しを行い、年間の管理運営費は100台分として約270万円と伺っております。

さらに、自転車駐車場整備については、鈴鹿市では本年4月、近鉄白子駅東口に有料の市営駐輪場が開設され、約400台の自転車が収容できるようになり、1カ月の料金を一般2,700円、学生2,000円、一時利用は150円

で利用されております。しかしながら、駐輪場の利用開始に伴い、白子駅東の約半径300m以内の地域が自転車放置禁止区域となったため、次々と周辺に自転車が増えていくのであります。本市におきましても、本年度予算では近鉄四日市駅南の名古屋線高架下に自転車駐車場の整備費が予定されておりますが、近鉄四日市駅南の整備に伴い、北側や西側、さらに中央通りなどについては、どのような計画が検討されているのでしょうか。

また、最近の自転車法の改正によって、放置自転車の処理システムにかかわる調査研究には随分進展が認められるようになっており、本市におきましても自転車等駐車対策協議会によって、さまざまな放置自転車対策が進められてきましたが、これまでの交通体系の現状では、自転車の利用を地域における交通機能の分担や自転車駐車場のような社会資本の整備にまで、総合的な施策の推進までには至らなかったのではないのでしょうか。つまり、本市での放置自転車にかかわる施策の現状を考えていきますと、放置自転車のリサイクルや自転車利用者のマナーアップのために、近鉄四日市駅周辺などの自転車問題にかかわる事業では、先ほどのトーキングシステムやレンタル自転車の導入も検討していくことが必要ではないでしょうか。そこで、本市における自転車問題の現状をお伺いするとともに、今後の放置自転車対策と自転車駐車場整備についてご所見をお伺いしたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の第1点目の質問のうち、保健福祉部にかかる部分についてお答えを申し上げます。

あけぼの学園へ通園する児童につきましては、障害の重度化、重複化も進む傾向がございます。したがって、当学園に対する保護者等の要請も、昨今非常に高度化、多様化してまいりました。しかしながら、ご承知

のとおり、当学園には現在、通園部、療育部で50人、さらに1日保育療育の40人と合わせて90人が通園しております。施設も手狭なことから、事業の拡大やスタッフの増員もままならぬ状況でございます。しかしながら、平成9年度中には本市の県地区内に県立の養護学校が新たに整備されることから、あけぼの学園に併設されております西日野養護学校四日市分校の跡施設につきましては、県教育委員会と協議を進めて、当学園の拡充を図るべく進めていく予定でございます。

また、ご指摘の障害児総合通園センターへの展開並びに発達支援センターにつきましては、国において昨年12月に新たに障害者プランも示されており、その一つに療育支援施設事業の創設が掲げられました。この事業内容を十分検討するとともに、本市が策定した障害者施策に関する長期計画との整合も図りながら、今後障害児の通園施設のあり方について研究してまいりたいと存じます。

なお、設置圏域が広域でございます療育拠点施設事業につきましては、昨年3月本議会において、知事あてに障害児を対象とした訓練施設の早期設置を求める意見書が提出されております。その後も機会あるごとに県当局へ要望いたしており、今後も引き続き働きかけてまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 病院事務長。

〔病院事務長（平井俊英君）登壇〕

○病院事務長（平井俊英君） 1点目の市立四日市病院における障害児医療の現状についてのお答えをさせていただきます。

私どもの病院におきましては、既に小児科に週1回の発達外来を開設しております。発達障害を持つ子供などを対象に、小児科医による専門診療を行っており、1日平均15名程度の受診がございます。しかしながら、私どもの病院の発達外来は小児科領域での診療でございます。理学療法士によるリハビリ訓練までは行っていないのが現状でございます。発達障

害を持つ子供のリハビリを行おうとする場合は、小児についての専門的な知識等を有する小児科専門の理学療法士、この数は非常に少のうございますが必要で、また小児専用の施設、設備も必要となっておりますので、現在のところこれが実施は非常に難しい状況でございます。ご理解を賜りたいと思います。

なお、小児科医療の現状につきましては、一般小児診療はもとより、発達外来や子供の自閉症、拒食症等を治療いたします心身症外来といった専門外来も開設しております。

さらに、高度医療機関として難病患者の受け入れ、未熟児センターの設置等も行っており、今後とも公立病院としての機能を十分に果たすべく、一般診療所との連携を密にして、より専門的で高度な医療を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 2番目のご質問、ごみの減量と再資源化に伴う環境施策についてご答弁を申し上げます。

ごみの減量につきましては、ごみ問題会議やごみ減量等推進審議会のご意見を受け、生ごみの堆肥化容器の購入補助制度や、あるいは集団回収に対する助成制度の創設、さらにはごみ出し説明会、広報、生活環境フェアを初めとする各種イベント等、ごみの分別リサイクルの徹底にあらゆる機会を利用して啓発、指導に努めてまいりましたが、残念ながら減量目標には及ばない状況でございます。しかし、ご指摘を賜りましたように、ごみを取り巻く環境を見渡したとき、分別リサイクルの推進は大変重要な問題でございまして、今後とも粘り強くごみの減量に向けて努力をしております。

容器包装リサイクル法につきましては、事業者にも再商品化の義務を果たすために市町村が分別収集計画を定めて、法に沿った分別収集を行い、収

集したものを今度は事業者でリサイクルをしていただくものでございますが、第1期の分別収集計画を今月じゅうにも厚生省から示されます予定のマニュアルに従いまして、計画の策定をすることとなっております。本市におきましては、既に紙、布、瓶、飲料缶、その他金属の分別収集を実施いたしており、これらにつきましては既に容器包装リサイクル法の趣旨に沿った収集体制が確立されているわけでございますが、容器包装のリサイクルにつきましては、広域的な取り組みが必要な側面もございまして、近隣の自治体とも今、計画の策定に向けまして具体的な収集方法などについて協議を進めておる段階でございます。

ペットボトルにつきましては、春日井市の小・中学校における取り組みなど、貴重なご教示を賜りまして、大変実現性の高いご教示であると思っております。本市におきましても早急にその実態、方法等を調査の上、モデルケースとして本年度中にも取り組みを開始ができるように、教育委員会など関係部局とも十分に協議、検討をしてみたいと考えております。

その他のプラスチックに対しましては、これをリサイクルするには同じ性質、種類のものにおのおの分類しなければなりません。しかし、ご承知のようにプラスチックの種類は大変に多く、これをすべて分別をすることは不可能でございますので、本市といたしましては清掃工場の更新を控えて、新工場は発電等のエネルギー利用を大前提に考えていきたい、こういうふうに思っておりますので、その他のプラスチックにつきましては、熱量を発電の方で有効に利用していきたいと考えております。これによりまして、プラスチックの埋め立てをやめまして、埋立処分場の延命、あるいはまた跡地活用のやりやすいようにしていきたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、環境月間中の清掃活動などの行事でございますが、市内におきましても四日市工業高校の生徒さんに、市内の各所で清掃活動をして

いただいたり、あるいは企業の労働組合などいろいろな団体が同様の取り組みを行っていただいております。また、小・中学校の数校でごみを中心といたしました環境教育の特別プログラムを実施していただいて、講演会等を行ったところでございます。

最後に、環境美化条例につきましては、平成6年5月から施行されましたごみのポイ捨てを禁じました、清潔で美しい三重をつくる条例、県条例でございますが、こういった条例や市の行う各種環境施策を取りまとめて、昨年策定をいたしました四日市市の環境計画、さらにはアパートなどへのごみの集積場設置を定めました大規模建築物のごみ集積場の設置要綱などがございますので、これらの条例あるいは要綱等を適切に運用し、またさらに見直しをしていく中で、ご提案のような環境美化の実現に努めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 放置自転車対策と自転車駐車場整備につきまして、そのうち自転車問題の現状と今後の方針、トーキングシステム、レンタサイクル導入等についてご答弁を申し上げます。

本市の鉄道駅周辺における自転車利用状況は年々増加しております、自転車実態調査等によりますと、鉄道駅周辺、31カ所駅がございまして、1万2,300台程度の自転車やバイクがとめられております。その中でも3,300台程度の自転車が路上等に放置されている状態となっております。自転車利用者の多い駅や交通の障害が著しいところでは、自転車整理員を配置し放置自転車の整理を実施してきております。平成6年6月20日に自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、いわゆる自転車法が改正され、これを受けて法改正の趣旨に合うよう、四日市市自転車放置防止条例が平成7年3月議会で一部改正されました。その中で自転車等駐車対策協議会を置くこととされ、平成7年8月に発足を

いたし、国、県、市、道路管理者、警察、鉄道事業者、自治会等のご参加を得て、自転車駐車場の設置、放置自転車の撤去、利用者の啓発等について協議し、現在も検討を続けております。

また、リサイクルにつきましては、同法改正に伴いまして昨年7月より実施しております。撤去した自転車約1,000台ございますが、所有者への返還、盗難自転車を除きまして約70%を売却、リサイクルしております。

次に、ご提言いただきましたレンタル自転車方式につきましては、今後整備される自転車駐車場の活用を前提に調査、研究をしてみたいと考えております。

なお、トーキングシステムにつきましても、先進市の岡山市で取り組みが行われておりますが、電源等に若干問題ありということも伺っておりますが、いろいろその効果等をお聞かせいただきながら、今後十分検討させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） 3点目のご質問の中から駐輪場の整備につきましてお答えいたします。

近鉄四日市駅周辺の駐輪場の整備につきましては、平成6年度に実施いたしました近鉄四日市駅周辺自転車駐輪場整備計画策定調査によりますと、現状の駐車需要台数3,500台が10年後には約20%増加いたしまして4,300台になると予測しております。そこで、この計画に基づきまして、近鉄四日市駅北側で60%、南側で40%という台数配分で段階的な駐輪場の整備を計画しております。まず第一段階といたしまして、近鉄四日市駅南側の整備につきましては、平成6年6月議会でもご提言がございましたように、近鉄名古屋線の高架下に収容台数1,600台の駐輪場を本年度中に建設する予定としております。また、駅北側につきましても、南側の建設に引き続きまして、自転車1,970台、バイク340台の収容能力を持った駐輪場を整備す

る計画でございます。

一方、中央通りや国道1号並びに内部線駅西の既存の駐輪場につきましては、地下駐車場の建設や中央通りの整備に伴い順次廃止いたしまして、中央通りや国道1号の自転車を、新設いたしました駐輪場に移行させまして、本市の玄関でもございます近鉄四日市駅周辺の都市交通の円滑化や良好な景観の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口廣睦君） 伊藤修一君。

○伊藤修一君 ご答弁ありがとうございました。そこで、先ほどの放置自転車と自転車駐輪場整備ですけれども、この問題というのはそれぞれが単独の問題ではないと思います。自転車でありますので、前輪と後輪があるわけですので、ぜひこの両輪ということで、先ほどの自転車対策と駐輪場整備という両輪で検討していくような総合的な施策をぜひ今後進めていただきたい。先ほどの答弁にもありましたように、四日市駅の周辺については、平成6年6月議会で私ども公明の益田議員からの提案に始まって、今年度から実施されることになったと伺っておりますけれども、あくまでも有料化が前提になっておるわけですので、利用者である市民の人の意識変革と、そういうものがなければ、ただ単に放置自転車の禁止区域が増大していくとか、見直しが必要になってくるとか、そういう現状が拡大されていくだけにしか過ぎないわけですので、ぜひそういう意味では今後市民の皆さんや利用者に対するアンケートなどを実施していただきまして、実態把握の上に先ほど提案させていただきましたレンタル自転車など、今後四日市としての有料化した自転車駐輪場にふさわしい総合システムを、ぜひ考えていただきたいと要望させていただきたいと思っております。

なお、放置自転車のリサイクルについては、いろいろ市民からも提案があると思います。そこで、明年は100周年ということでございますけれども、これを記念して、例えば四日市港から中国の天津市などの東南アジアの公共団体とか公共施設とか、そういうものに限って例えば放置自転車を

リサイクルに使っていただくとか、そういうようなことも提案させていただきたくらいかなと思います。そういうことが市民意識の啓発とか、意識の向上と、いわゆるマナーアップにもっとつながっていくような形の結果になるんじゃないかと、このようなことを申し述べさせていただきたいと思います。

次に、ごみの減量と再資源化に伴う環境施策についてですけれども、最後のまちを美しくする条例の環境美化ですけれども、幾つか提案をさせていただきましたけれども、今後現行法の活用で見直しとか検討をいただくということで了解させていただきたいと思いますけれども、今の現状というか、環境美化やポイ捨て条例を実施している自治体がたくさん増えております。それは単に条例によって罰金をつくらしたり、氏名の公表ということだけでなく、現在のごみ問題に対するせめての市民からのペナルティとか、そういうような意味合いでとっていただいてもいいんじゃないかと思っております。現在も自治会単位でさまざまなごみ対策が行われておりますけれども、その実態はますますエスカレートする一方であります。自治会というボランティアに任せている、頼っているというんですか、そういう現状でありますから、トラブルによっては地域の社会問題にまで現実になっておるわけです。そういう部分におきましては、行政の責任というか、行政のかかわりということを積極的に今後考えていただきまして、環境美化条例にかかわる検討もぜひまたよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、市制100周年におけるごみの10%減量についてですが、明年の達成は厳しいということではありますが、今までいろんな施策をやっていたきておると思っておりますけれども、そういう目標に向かってきたわけですので、どうして達成することができなかったかというような現状の認識と、それから今までのさまざまな施策をもう一度総括するような厳しい見直しが必要ではないかと思っております。

岡山市では、本年の3月まで5年間にわたって、ごみの非常事態宣言と

いうのを行い、市民や事業者、行政が一体となって、ハードやソフトの面にかかわる施策に取り組んできた。そういうような経過があって、一時的に危機というものに対して取り組みが功を奏して乗り切ることができた、そんなようなことも伺っております。本市のごみ問題については、危機的な状況にあるんだという認識からまず出発していただいて、ごみの非常事態宣言を検討していただくぐらいやっていただいてもいいんじゃないかと、このように申し述べたいと思います。

そこで、まず家庭系だけでなく、事業系のごみの分別の収集の徹底ですけれども、先ほど容器包装リサイクル法という法律に向けて答弁いただいたわけです。分別収集においては、本年度ペットボトルの分別収集に取り組むと、モデル事業でありますけれども、そういうご答弁をいただき、極めて前向きに取り組む決意をいただいたなと、このように理解させていただきたいと思っております。このペットボトルの分別収集は本年度からということであると、三重県で初めての取り組みになると思っております。このペットボトルがリサイクルできる資源であるという認識が、まずこれから生まれてくるんじゃないかなと思います。そこで、四日市の取り組みが、今後のごみの減量や再資源化に伴う一つの先導的な役割になることは間違いないと思っておりますので、ぜひこれから大いに市民の皆さんに啓発、または啓蒙というのに全力で取り組んでいただきたいと思っております。

なお、この際ですけれども、ペットボトルのリサイクルによってできました再商品につきましては、ぜひ学校教材とか防災用品などを、予算も要るわけですが、本市でぜひ購入をいただいて、リサイクル商品を市民に還元できるように、そこまでぜひ検討いただきたいと、このように思っております。

最後に、プラスチック系のごみにつきましても、先ほどの答弁で聞きますと、分別収集の可能なものを除いて可燃ごみ、また廃熱利用のリサイクルと、そういうようなシステムを目指した新しい清掃工場というお言葉を

いただきました。ぜひこの計画につきましては、早期の稼働ということを最大限に努力されることを要望させていただきたいと思います。

続いて、早期療育と市立病院のお話で答弁をいただいたわけですが、平成5年におけるあけぼの学園の児童、109人に対する医療機関の調査があるんです。その機関の調査によりますと、最も多いのが津市の草の実学園に20名行ってます。それから京都の聖ヨゼフ整肢園が17名、本市の市立病院については6番目で6名だけあります。先ほど市立病院の現状をお伺いしますと、いろいろ理由というか、そういうような状況が、条件的な状況があるということでございますけれども、今後は子供の発達や障害にかかわって、できるだけ市民のニーズに対応できるような専門の医師をぜひ常勤者で対応いただきたいと、このようにお願いしたいと思います。特に今後児童精神科や小児神経科の医師が少ないだけに、将来この部分につきましては、ぜひ将来を見きわめた取り組みと、また本市の理学療法士さん、その方々の研修にも市立病院の方がぜひ配慮をいただくように要望させていただきたいと思います。

次に、あけぼの学園の拡充についてですけれども、先ほど答弁をいただいたわけですが、この拡充については、昭和60年の四日市市の心身障害者対策協議会というところで、早期発見、早期療育教育部会、この当時からもう既にあけぼの学園にかかわる大きな課題を指摘されておるわけです。特に先ほど答弁にありましたように、1日保育、療育グループについては、開園当初、これは昭和54年ですけれども、8名の在籍でした。先ほど答弁をお伺いしますと、現在では40名ということです。ということは5倍になっているわけです。5倍の40名が現在、あけぼの学園ではすべて定員外として受け入れをしているということです。つまりあけぼの学園を訪れる親子、母子ですけれども、母親や子供にとって、あけぼの学園を訪れるということの意味というものをもう一度考えていただきたい。例えば、あけぼの学園を訪れる親子にとって、どうして子供が定員の子供と定員外

の子供とそういうふうに区別される必要があるのかどうかということです。定員外という言葉が現実にはいろんな書面とかパンフにも、定員外として請け負っておりますというような言葉が明確に明記されてるわけです。定員外という言葉については、これをなくすことが行政の責任だとこのように思っております。今後もそういう定員外という言葉が、公の市民の目に入るような文書からぜひなくなるように努力していただきたいと思ひますし、今回の西日野養護学校四日市分校の跡地利用については、これから県教育委員会と話し合っていくと聞きましたけれども、この点につきましては、もう平成9年度に確実にあけぼの学園が拡大されて利用できるように、最大限の努力を行っていただきたいと、こういうことを強く要望させていただきたいと思ひます。

また、こども発達センターについては、ご紹介させていただきご理解いただきたいと思いますけれども、現在の少子化社会において子供の発達に不安をもつ家庭とは、単に心身の障害をもつ家庭だけではないと思ひます。現在本市では家庭児童相談室や保育園での子育て支援センター、教育委員会での教育相談室、そういう現状では今後医療機関とのかかわりが必要とされているわけです。今後医療を中核とした相互援助機関が子供発達センターとして位置づけられていくことを願ってやみません。

先ほどの答弁におきましても、保健福祉部長から、国の施策であります療育支援施設事業について、十分検討いただくということでありました。あけぼの学園の将来については、少しですが、明るい方向性が見えたのではないかと期待させていただきます。今後は本市の障害者施策に関する長期計画がございますので、そこにもありますふれあいセンターの構想の中でぜひご検討いただきたいと、このように思ひます。

最後になりますけれども、あけぼの学園にかかわりまして、昭和41年から30年間、現在もなお本市の家庭児童相談室やあけぼの学園にかかわられている三重大大学の松坂清俊先生がおみえになるんですけれども、松坂先生

からは、地域の中での療育や保育の組織的な取り組みの実践は、やはり行政の理解と努力が必要であり、四日市市の場合には、行政の努力について改めて感謝し評価しますが、なおも行政の課題が大きいことを指摘されてみえます。つまりこの分野の実践には、もうこれでよいとか、完全だという言葉はなく、人間が存在する限り永遠に続けなければならないことです。そして可能な限り、それは緊急でより充実したものでなければなりません。それは今、ここにそれを必要としている子供たちがいるからだということを、私の最後の言葉として伝えさせていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時7分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 通告に従いまして質問させていただきます。

開会日に市長の重大な決意表明を伺いまして、感無量の思いに浸ったのは私1人ではなかったと存じます。振り返ってみますと、加藤市長が四日市市政とかかわりを持たれたのは、昭和22年4月に実施されました戦後初の統一地方選に初当選されまして、その後3期12年でいったんやめられておりますけれども、8年後の昭和42年に助役として再登場されて9年間活躍されまして、そして昭和51年に市長に初当選され今日に至っておられるわけであります。まさに戦後50年の四日市の歴史を見る思いであります。戦後の復興期を経まして昭和30年代に入りますと、東西両陣営の緊張の中で日本だけが経済的に繁栄してきたわけでありまして、とりわけ四日市は石油関連産業の発展によりまして、経済的には成功するものの、昭

和40年代に入って四日市公害が発生し、全国的に名をはせてしまいました。昭和42年に助役に就任されまして、公害撲滅に全力投球されたと伺っております。そして公害患者の救済制度と環境基準の達成を図るための総量規制の導入というものは、その後の国の産業公害対策に取り入れられているわけであります。昭和51年に市長になられたころには、大気汚染は随分と鎮静化しました。しかしながら、生活排水による水質汚染、自動車による大気汚染等、都市型の公害が表面化しまして、さらには地球温暖化やオゾン層破壊といった環境問題が世界的規模になると判断されまして、I C E T T、そしてさらに国連地域開発センターの誘致にと取り組まれ、そして昨年6月の国連環境計画からのグローバル500賞となりました。まことにおめでとうございます。本当にお喜び申し上げます。

さて、ここで加藤市政20年をどう評価するかを考えたのでありますけれども、まず財政、そしてインフラ整備等から評価いたしまして、あわせて私が議員になった昭和58年からの13年間に提案したことに対して、市長がどう受けとめられたのかが私なりの評価として一番ふさわしいと思いますので、主な点を通して申し上げたいと思います。

まず、予算の上では、昭和51年度の一般会計が269億円、特別会計が133億円で合計402億円でありましたけれども、平成8年には一般会計が943億円、特別会計が742億円、合わせて1,685億円と実に4倍の伸びになっております。製造品の出荷額では、当時1兆1,000億円であったものが、平成6年度の統計でありますけれども、1兆6,000億円で5,000億円程度の増にとどまっております。これは昭和58年から増加傾向を示しまして、平成3年の1兆9,000億円をピークにして、その後徐々に減少していますので、バブル期とその崩壊の様子がうかがえるわけであります。

次に、インフラ整備の面から比較してみますと、水道では3,600万tが4,600万tに1,000万tの増加であります。公共下水道整備の進捗状況では、910haが1,590haに増加しております。その普及率では、28.9%であったも

のが34.1%に伸びております。昭和51年当時は市単独事業のみで整備はされておりましたけれども、雨水対策に力点が置かれまして、污水対策は0.5%程度年間の伸びにとどまっていたものが、私が議員になりました昭和58年当時は、ほぼ1%に上がっていたと記憶しております。そしてここに来まして、流域下水道の整備が進みまして、ほぼ2%にスピードアップされておるわけでありまして。

また、市長が力を注がれた点で特筆すべきは、地区市民センターの設置であったと思います。昭和53年に4センターから、昭和54年には9センターに、そして昭和55年には23センター全部の完成をみております。わずか3年間で完成されたことは、本当に高く評価されてしかるべきだと存じます。

ところが、人口面では、昭和51年に25万人でありましたけれども、ことは28万9,000人と社会増の範疇にとどまっている。これが現状ではないかと存じます。

次に、私の提案に対する対応について申し上げたいと存じます。

第一次、第二次オイルショック、そしてイラクショックを経験したわけでありまして、コンビナートに勤める人たちが次々と他のコンビナートに移動されまして、一時的に人口減に陥ったことがありました。こうしたことを踏まえまして、石油に特化する産業構造を変える必要があると提案しましたが、その結果、内陸部開発という方針を出されまして、産業の多様化に取り組み、21世紀への道筋ができたような感じを持ったものでございました。

反面、人口が思うように伸びず、30万都市の一手前で足踏みをしていることは残念でなりません。産業と同時に住宅政策に手抜きがあったのか、あるいはまちづくりそのものにつまづきがあったのかなと思います。市中心部のドーナツ化現象でありますけれども、同じパイを取り合っているだけの感じがいたします。他都市から移住する人が少なく、いまだに公害のまちというイメージが強く残っていることを認めざるを得ません。

次に、環境面からでは、先ほど申し上げましたICETTは活動しているものの、地元あるいは市民とどうもじっくりきていないような感じがいたします。我々の不明のいたすところと思うのでありますけれども、何らかの形で企業と結びつき、ICETTを取り巻く形で企業が張りついてくるだろうと淡い気持ちを持っていたからであります。研修を受ける人たちの宿舎は名古屋であり、その日の研修が終われば名古屋にさっさと帰ってしまうということになっております。今、菟野町では国の指定を受けまして、その人たちの宿泊と国際会議ができるコンベンションホールの建設に、県の指導を受けながら動きつつあるようでありますけれども、まさに四日市は名をとり、菟野町は実をとったという感が否めません。

次に、道路についてでありますけれども、議会ごとに指摘されてはいますが、一向によくならないのが現状であります。思い切ったやり方があるのではないかと思います。例えば、市立四日市病院の移転が話題になりつつありますけれども、その移転と道路建設、さらには市庁舎そのものの移転と道路建設というセットで考えることも必要ではないかと思います。東京の発展は、実は橋にあったと言われております。まず橋をつくり、それに合わせて後から道路がつけられたということでありまして、こうした手法も考える必要がありそうであります。

また、相当な道路予算が計上されておりますけれども、その割にはまちづくりがうまくいっていないように思います。せっかく投資しながら起爆剤にならないように思うのです。常磐地区に松本街道というのがあるんですけども、市内でも有数の交通量であります。この道路は区画整理事業に組み込まれていましたが、これでは20年たっても拡幅ができない、このように訴えまして、市長の英断によりまして買収方式が採用され、年次的にゆっくりではあります。確実に拡幅整備されつつあります。既に大型店舗が張りついておるわけでありまして。駅前の地下駐車場にいたしましても、郊外に大型の駐車場を備えたスーパーが次々と誕生していますので、

商店街の再開発を積極的に進めなければ、集客できるのかどうか不安が残るところであります。

次に、四日市が距離的に難視聴地区である上に、海岸線にコンビナートがあることから、極めて劣悪な電波状況にあったわけでもありますけれども、CTYを利用した難視聴の解消を提案したところ、全国的にも初めてと言われる現在の方法を取り入れられ改善されたことに、深く敬意を表したいと思います。また、都会化が進む中で次々に建てられる中高層ビルに対して、周辺住民は建築中も、その後に起こるさまざまな被害に泣き寝入りするか、あえて裁判に訴えるかしかなかったのでありますけれども、中高層建築物条例を制定され、トラブルには市が仲介するという積極的な姿勢を示されまして、これに対しても深く敬意を表したいと存じます。

最後になりましたけれども、ドームの建設についてであります。これについてはさまざまな意見があることは承知しておりますけれども、改めて考えて見ますと、経済出身の加藤市長の強い思いを感じずにはおれません。昭和62年、水沢の少年自然の家オープンの折、立ち話の中で、「次の人にバトンタッチするとき少しでも多く貯金を残しておきたい」、このように語られたことが強く印象に残っております。そういう点からドームを見ますと、100億円もの市費を投じながら財政調整基金が今年度予算ベースで30億円、現在高では33億円であります。昭和62年当時は35億円でした。ピークは平成3年の60億円でありますけれども、バブル崩壊という時代の中でよく持ちこたえておられると思います。そしてそのときの言葉どおり、残すべきは残して次の人にバトンタッチしたいという気持ちは少しも薄れていない、このように感じている次第であります。

以上、さまざまなふうに申し上げましたけれども、20年を振り返られて総括的なご所見、ご感想なりをお聞かせいただければ幸いです。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私は、今議会の当初におきまして、今限りで引退をさせていただくことを申し上げたわけではありますが、そう表明をいたしましてから今日まで余り日がたっておりません。もちろん、今議会冒頭のごあいさつは突然に申し上げたわけではなくて、昨年以來、入院病床でじっくり考えた結果の結論であったのであります。市政との関係が実は先ほど久保議員がおっしゃられましたように、私の半生を占めております。市政に関係するまでは、学生あるいは徴兵ということで、実際に独立して生計を営むようになってからは、すべて行政とのかかわりが大部分でありまして、行政を離れましたのは、先ほどの仰せにありましたように、会社業務に専念をいたしておりました8年間ばかりでございます。したがって、半生と言いましても私の全部だと、私はそう思っております。しっかり反省をしなければならぬ。あるいはその反省に基づいて、後々の方々にご迷惑をかけないようにしなければいけないと思っておりますが、残念ながらまだそういったことについての反省はまともなわけではございません。余りにも長過ぎたなという感じが先に立ち、思い出としてはあれやこれやいろんな思い出が錯綜しておりますので整理もできておりませんが、最近ようやく少しずつ私自身も自分の整理をしてまいりました。そして実はびっくりしたんですが、昭和51年、私が立候補を表明する前に書いた市民へのごあいさつの原稿が出てまいりました。この原稿を読みますと、「去る6月に行われた四日市市定例議会で岩野市長が、来る12月行われる予定の市長選挙に出馬しない旨表明された。したがって、今後自分としては、四日市市をどう持っていくかということを実際に考えなければいけない。私たち四日市市民にとって、あすの四日市がどうなるかということは大変気にかかることであります。私たちは、平素は毎日の暮らしに追われ、四日市市政がどういうふうになっていくかをなかなか考えている暇さえありません。しかし、四日市の市政のあり方が私たち毎日の生

活に大きな影響を与えることは、申すまでもありません。子供の教育の問題、老人や病人や社会的弱者と言われる方々の救済等福祉の問題、公害や河川や下水道、あるいはごみ収集やし尿収集等の生活環境改善という問題、いずれも四日市の直接市政の問題であります。これらの問題をうまく処理し、四日市市を明るく住みよい、しかもその反面活力のあるまちにするため道路を整備し、商店街を美しくする、新しいまちづくりもまた四日市市がやらなければならない問題であります。今や日本経済も高度成長に昔から伝えられてきたよき生活を壊してしまいました。四日市市にも多くの工場ができたり、自然の山を開発して住宅団地等ができたり、公害問題が発生し自然が破壊されました。長い歴史と伝統のある農林漁業や地場産業が近代化学の発達陰に追いやられた感じがします。こうした第一次産業や地場産業を見直すことから、ふるさと四日市をよみがえらせたいたいものであります。きれいな空気、きれいな海、きれいな河川を取り戻さなければなりません。文化の香り高い近代都市四日市のためには、大学の誘致、総合文化会館も必要でしょうし、婦人会館や科学博物館等も欲しいと思います。このような住みよい新しい四日市市をつくり上げていくことは、すべて四日市市の市政のあり方いかんにかかっていることは申すまでもありません。そして今や自治と連帯の時代と言われており、難しいけれどもこの時代の要請を避けて通るわけにはいかないと思います。こうした考え方に立って、みんなで新しい四日市をつくるため協力しようではありませんか。」ということが実は書いてございまして、私は、20年前の自分の考え方がここに書かれているな。このことに対して、今日どう考えていくかということですが、私はそれなりに一生懸命やってきたつもりでありますけれども、しかし、私が最初に当選をいたしました昭和51年というのは、先ほどご指摘のありましたようにまだ公害のイメージが非常に強かった時代であり、昭和53年からは第二次オイルショックに見舞われ、昭和54年からは交付団体に落ち込んでしまいました。こういう厳しい財政状況でありました

ので、当時の皆さん方からは、「こんな時代におまえよく市長になろうなんて、大変だな」と言われたことが思い出されます。ある議員さんは、「やめといたらどうか」ということまでご進言をいただきました。私は、「こういう時代だからこそ自分の経験を生かして、市長として大いに奮闘したいんだ」ということを申し上げた記憶がよみがえってまいったのでございます。

こういったようなことで実は今日までまいりました。したがって、私なりの評価というものはまだまだまとまっておりませんが、産業面におきましては、どうしてもコンビナートに特化したまちではぐあいが悪い。近代的な産業の方向というものが、四日市にも打ち出されるべきだというふうに考えて努力をしまいたつもりであります。幸いにいたしまして、ことしの5月の末であります、東芝さんが第2クリーンルームをおつくりになられまして、その生産の中身あるいはそれに従事する人々の数というものもそれなりに増えていっておりますし、コンビナート各社もそれぞれ近代的な需要に対応する必要な資源をつくり出すという努力をされていることは間違いのないわけであります。

こういったようなことで、必ずしもそれが全部うまくいってるかと言いますと、例えば、コンビナート各社における操業というものにもかなり無理があつて事故が起きているんじゃないか。これはいずれコンビナート各社の責任者にお集まりをいただきまして、それなりの対策を講じていくつもりであります。そういったような方向でだんだんだんだん産業構造自体も新しくなっていくための努力を続けていかなければならないと思います。特にこの場合、工業だけでなく商業、あるいはそれに関連した文化的な事業というものが市民のなりわいの中の一つとして育てていくような都市にしていくべきであるし、さらに都市づくりと表裏の関係でありますけれども、確固たる財源を確保しながらまちをよくしていく。それには当面中核市の指定に向けて全力で取り組むべきでないかと思っております。

ご指摘のように、住宅建設もその中でこれからは当然取り上げて実現していかなければならない、極めて重要な施策であると思いますし、住宅ができ、あるいは道路が、それに従って整備をされていくということは、すべての前提条件になるものだろうと、私はそう思っております、このように大きな課題というものが今日残されてきたし、それを次の方々にお譲りをしてやっていただくということは、私としては極めてぎんきの至りでありまして、恥ずかしい思いもしておりますが、私は私なりに今日まで一生懸命やってきたつもりであります。

以上、私の答弁を申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦君） 久保博正君。

○久保博正君 大変ありがとうございました。市長在職20年の間、四日市市民にとって、本当に加藤市長を市長としていただいたということは、大変すばらしかったのではないかなというふうに私は存じております。特に昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の水害、そういった大きな自然の脅威のもとに我々はさらされたこともありました。しかし、昭和51年以降、確かに公害はまだ残りつつあるものの、そういったものも収束の方向へ向かっておりますし、市政そのものは大きく飛躍しながら進んでおる、こういう状況であります。特に、産業都市として非常に厳しい円高あるいはバブルの崩壊というようなことはありました。しかしながら、これは四日市ばかりではありません、全国的な問題でありますので、その中で本当によくやられたな、こういうふうに私は考えております。

本当に残された任期いっぱいどうぞご健康で最後まで頑張ってくださいますことを祈念しながら、質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、市長の引退表明に関してであります。

市長は、市議会開会日に、5期20年にわたる市長職を、任期満了をもって退任されることを表明されました。引退表明後の一般新聞報道では、公害の記録を続けられている沢井余志郎さんの談話として、「公害裁判が始まってすぐに加害企業の出身者が助役になり、企業の側に立つ行政の姿勢を支えてきたのではないかと。公害の克服を言うには、約700人の認定患者の存在を忘れないでほしい」と指摘をされています。あるいは元市議は、「中途半端な行政だった」と指摘もしております。これは私も同感でございます。3月議会では、市長の5期20年にわたる、4点にわたって事実に基づき私ども指摘をさせていただいたところがございます。今回につきましては、公害の問題について改めてお尋ねをしたいと思っております。

市長、あなたは公害問題について、「私の仕事の大きな比重を占めた。あるいは市民や行政関係者に迷惑をかけた。問題は解決したわけじゃなく、大きな反省が残る」、と記者会見で述べられております。公害裁判以後、硫酸化物の排出量は大幅に減少し、環境濃度も低下し、現在では横ばい状況であります。これは国の公害健康被害補償法によって、汚染者負担の原則により、硫酸化物の排出量に基づく汚染賦課金が企業に課せられていることに一つの大きな原因があります。

ところが、窒素酸化物について、1973年年間2万1,400tの排出量が1982年には7,000tと3分の1までに減らすことができましたが、その後環境基準が緩和されたため徐々に増加し、1992年には9,400tまで増えて

きております。これは窒素酸化物については、排出量に基づく賦課金がないこと、その上、国の環境基準が2倍から3倍に緩められたことに追随して、三重県独自の総量規制も緩められたことがこのような結果になっている原因でもあります。

ところが、四日市におきましては、県独自の環境目標値も未達成のところがあります。市長、あなたが在職20年の間に、窒素酸化物の環境濃度は下がるところか上昇しております。そこでお尋ねをいたしますが、市長は県の環境目標値をいつまでに達成されるつもりなのか、お尋ねをいたします。

先日の新聞報道では、無言の後継指名と報道されておりました。引退表明後の記者会見では、告示日以降の選挙戦では、一市民として支援活動することもあるとのことですが、市長、あなたは引退後も影響を与え続けるつもりなのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、市長初め33名の方が、伊勢市、鳥羽市での市政発展祈願懇談会の違法性について訴えられましたが、市長はどのように思っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、続発するコンビナート災害についてお尋ねをいたします。

昨年来から三菱化学で相次いで事故が起こり、3月議会の代表質問で私も取り上げたところであります。市長も答弁で、三菱化学の社長に対し、安全管理対策について警告文を出して厳しく注意を喚起したし、他のコンビナート企業についても指導を強化するとのことでありました。その指導が行き渡ったのか行き渡らなかったのかわかりませんが、今度は昭和四日市石油にて爆発事故が起こり、タンクの屋根が吹っ飛んで、幸い人がいないところに落ちたために人災は起こりませんでした。が、一歩間違えて人のいるところ、あるいは危険な施設のところへ落下したならば、人災や二次災害を起こしていたかもしれません。昨年12月からことしの5月までの半年間で6件も事故が起こり、しかも三菱化学と昭石の2社に集中しており

ますが、このようなことはかつてなかったことであります。コンビナートで事故が起こればそこで働く労働者だけではなく、住工混在している四日市では、周辺住民に被害をもたらします。そして事故がそこだけにとどまらず、二次災害を引き起こすことも考えられるわけであり、事故を絶対起こさないような、二重、三重の安全対策が強く求められるところでもあります。

そこでお尋ねいたしますが、コンビナート全体が安全管理に対する取り組みがマンネリ化しているのではありませんか。また、不況の中でリストラによる人員合理化で安全管理体制や安全管理教育もままならずになっているのではないのでしょうか。この問題についてどう対処されるのか、お尋ねをいたします。

二つには、文書警告や今までの立ち入り検査だけでは不十分ではないのではありませんか。もっと取り組みを強化すべきであります。ちょうどこの6月は危険物安全管理強調月間でもありますので、これを契機にして必要なら消防職員も増やして、立ち入り検査など強化すべきであります。具体的にどう進められるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

昨日、四日市労働基準監督署は、三菱化学での労災事故に対して、男性従業員4人を労働安全衛生法違反の疑いで、津地検四日市支部に書類送検をいたしました。結局事故の責任を労働者に押しつけてきたわけでございます。事故の責任は、本来なら企業のトップがとるべきであります。市長はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この3月、国の方では、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案が、日本共産党は反対をいたしました。これは高圧ガスを取り扱う企業等で、保安確保のための公的機関の監視と監督権限の合理化を行い、自主検査を一層推し進めるために、通産大臣が認定した事業者に対して自主保安体制を認めるという内容であります。初歩的な事故を起こしている

これらのコンビナート企業において、自主検査や自主保安体制を認めていくことは、労働者や地域住民の生命、財産、安全の確保にとって重大な危険をもたらすものであり、国に対して、事故を起こした企業については除外するよう強く要求すべきであります。市長の考えをお尋ねをいたします。

また、このような事故を起こしている中で、阪神大震災のような地震が起こった場合、市長、あなた自身はコンビナートは大丈夫だと思いますか、お尋ねをいたしたいと思えます。

第3点目は、産廃から命の水を守る問題についてであります。

既に一般新聞でも報道されておりますが、岐阜県可児郡御嵩町において、総面積200ha、事業予算100億円という東洋一の巨大な産業廃棄物処分場の建設が計画されております。計画によりますと、この処分場から出る多くの有害物質を含むと考えられる汚水を処理した後、丸山ダムの直下の木曾川に放流するとしています。その木曾川の下流から県営北勢水道用水、木曾川総合用水系を取水して北勢地域に供給しております。四日市では日量3万3,400tを受水していますし、これは四日市の取水量の約20%に当たるものであります。上流側での産廃によって木曾川が汚染されて、この水が利用できなくなると大変困るわけであります。全国的にも水源地近くでの産廃処理場を建設させないための取り組みも行われ、水源保護条例をつくったところもあります。影響を受ける四日市としても、岐阜県に対して、産業廃棄物処理場を建設させないよう働きかけるべきであります。どのように取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

四日市でも河原田水源では、昭和44年10月に河川の上流で庄野でんぶんが水質の悪い水を流し続けたために、水質の悪化により取水を停止し、平成5年12月にはついに廃止したという苦い経験を持っております。自己水源に多くを頼っている四日市として、河川の上流域あるいは水源地での開発等について、水質悪化を招くことに対して水源保護条例をつくり、市民

の命の水を守らなければなりません。どのように取り組まれようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（谷口廣睦君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から総括的なお答えだけをさせていただきます。具体的な問題については、それぞれ担当の部局の方からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、過去20年間を振り返っての内容についてのご批判がございました。これは市民の各位がそれぞれのお立場でいろんな感想をお持ちであろうと、その件についてご批判のあることは、十分私も承知をし反省もいたしておりますが、それはご自由でございますから大いに表明をさせていただいて、私自身はその件についてはこれからというわけにはまいりませんので、後々の人をお願いをしていきたいと思えます。ただし、今日まで20年間市政を運営してまいりました基本は、すべて基本構想あるいは基本計画、それに基づいた実施計画というものに基づいてなされてきたわけでありまして、基本計画にすれば昭和49年から昭和53年までが、これは法律に基づいた基本計画ではありませんでしたが、計画らしいものは一応できておりました。それから昭和54年から昭和58年、昭和58年から昭和62年、昭和61年から今日までと四次にわたる基本計画の策定がございまして、平成元年から平成5年、これが第五次であります。第六次は平成6年から平成9年ということになっております。これらの基本計画の中で、先ほど私が昭和51年に立候補した当時の考え方は、全部取り入れられてきたおかげでそれができていったということでありまして、その点はこの基本計画自体が法律に基づいたものでもありますし、同時に議会の議決を得ていただいた計画でもあります。したがって、私はこれを忠実に実施をしてまいったということでありまして、その結果がこういう形になってあらわれているというふうにご理解をいただければ、一番よろしいのではないかとこのように

思っておる段階であります。

個々の具体的な問題については、それぞれ担当部の方からお答え申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 消防長。

〔消防長（小山佳志君）登壇〕

○消防長（小山佳志君） 第2番目のコンビナート災害に対する対応についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、新年度に入りまして4月18日、ポンプからの触媒の漏洩事故、5月24日にタンクの爆発事故が相次ぎ、昨年未事故が続発いたしましたことは、危険物行政を担当する立場から大変遺憾に思っている次第でございます。一連の事故に際しましては、徹底した原因究明のための調査はもとより、再発防止対策として発災事業所に対し、指示書の交付並びに消防法に基づく発災施設の使用停止命令を行うとともに、特別査察を実施いたしてまいりました。

さらにこの一連の事故は、地域住民の不安と不信感を助長する結果を招いたことであり、従業員の安全教育を含めた安全保安管理体制にも万全を期するよう、市長名で警告したところでございます。

また、他の事業所に対しても、その都度、ハード、ソフト両面にわたる安全点検を励行いたしまして、事故防止に最善を尽くすよう通知するとともに、類似施設につきましては立ち入り検査を実施いたし、操作マニュアル、施設の管理状況等を点検しながら安全確保について指導をいたしてまいったところでございます。こうした状況を重視いたしまして、現在、実施しております危険物安全管理強調月間の最重点項目といたしまして、去る3月12日でございますけれども、コンビナート全事業所の保安担当部長を集めて指示いたしました。点検基準の作成、保安管理、運転管理、教育訓練等にかかる14項目について緊急に整備をさせ、提出させましたので、月間中コンビナート全事業所を対象に防災診断を実施して、その内容の点

検確認と指導を実施しているところでございます。

また、学術的な見地から、危険物にかかる産業災害防止を深く認識をしていただくために、来る7月の初旬に、その道の権威者である大学の教授を講師に招聘いたしまして、全事業所を対象とした特別研修会を開催しよう、現在その準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、消防といたしましては、現行法規定の中でとり得る最大の行政指導及び措置を今後とも続けてまいるほか、視点を変えた幅広い取り組みにつきましても積極的に推進してまいる考えであります。

なお、高圧ガスの規制につきましては、本年3月31日に改正された高圧ガス保安法に基づき、通産省が所管をいたしておるところであります。今回の法改正に伴う政省令につきましては、現時点で制定されておられません。具体的な規制緩和の内容につきましては、明示されていないのが現状でございます。本件にかかる指示、指導につきましては、政省令の制定時に行政庁である三重県が対応すると聞き及んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（米津正夫君）登壇〕

○水道事業管理者（米津正夫君） 3点目の産廃から命の水を守る問題につきましてご答弁を申し上げます。

今回計画されております岐阜県御嵩町地内の産業廃棄物処分場につきましては、木曾川流域の丸山ダム周辺に計画されておるわけでございまして、開発面積は、当初の面積でございますが、39.7haで大型の処分場であり、処分形態につきましても管理型のもとなっております。この産業廃棄物処分場から流出いたします処理水につきましては、ご指摘のとおり、木曾川に排水する構造のものであると聞き及んでおるところでございます。産業廃棄物処分場にかかる事故につきましては、ご承知のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けまして、現在、関係機関により審

査中とのことをございまして、今後適正な処理がなされるものと考えておるところをございます。

木曾川の水は、中部地方にとりまして大変重要な水源となっておるわけをございまして、岐阜県、愛知県、名古屋市並びに三重県で組織をいたします木曾川水系水道水質協議会におきましても、産業廃棄物処理の建設が水道水の安全に関連することから、関係機関に要望しているところをございます。本市の水道水は、自己水の7割と県営水道からの3割で賄っておるところをございまして、そのうち県営水道の水は、三重用水系と木曾川用水系とに分かれておりまして、木曾川水系の取水は、水資源公団が木曾川中流域にある馬飼頭首工で取水し、三重県企業庁の播磨浄水場で浄水をいたしまして、それぞれ北勢の3市5町に供給されておるところをございます。水道局におきましては、このような計画が報道されて以来、水の安全にかかわることでもございますので、重大な関心を持っているところをございます。したがいまして、木曾川用水系にかかわる北勢水道の3市5町で組織をいたします北勢広域水道事業促進協議会におきましても、供給元でございます三重県企業庁に対しまして、安全で良質な水を供給していただけるよう、要望書を提出したところをございます。今後ともこれらの情報の収集を図りまして、関係機関に要望などを行ってまいりますとともに、水道水の安全につきましては、なお一層の注意を払うとともに万全を期し、市民の皆様が安心して飲んでいただける飲料水を供給してまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、水源保護条例についてでございまして、津市を初めといたしまして、水源保護条例を制定し対応しているところもあるわけをございまして、しかしながら、この場合、水源の保護は河川の表流水を対象としたものでございまして、水源の大部分を地下水に依存している本市におきましては、余り実効性が望めないのではないかというように思っておるところをございます。そのため、環境問題全体から見た水源保全につきましては、環境

基本法による環境基準、水質汚濁防止法による排出基準、さらに三重県公害防止条例による上乘せ基準、その他既存の法律等に基づき対処していきたいと考えておるところをございます。

なお、地下水の基準につきましては、現在、評価基準があるだけをございまして、法的な裏づけがなかったわけをございまして、ごく最近環境庁におきましては、中央環境審議会で地下水の環境基準の設定について諮問を行い、来年度には告示されるということをございまして、そうなれば本格的な汚濁対策にも十分期待できるのではないかと考えておるところをございます。いずれにいたしましても、安全で良質な水を供給することは、水道事業体の責務でございまして、今後とも関係機関と連携を深めながら水源の保全に努めてまいる所存でございまして、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、残念ながら市長にお尋ねした部分、これはすべてお答えがないわけですが、ぜひこの問題について今一度お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 窒素酸化物の件につきましてお答えを申し上げます。

本市の窒素酸化物の環境濃度は、人の健康を保護する上で望ましい基準とされており環境基準、これは環境基本法の中で定められておりますが、この基準につきましてすべての地域でこれを達成をいたしております。しかしながら、ご指摘のように県の環境目標値につきましては、塩浜地区など未達成のところが見られます。窒素酸化物の排出源は、ご承知のように、工場のみならず自動車もございまして、対策を講ずる上では総合的な対策を講じていかなければいけない、かような状況でございまして、工場に対する窒素酸化物対策といたしましては、脱硝装置の設置あるいは

また燃焼改善等、公害防止協定の中で指導をいたしてありまして、また自動車交通公害にかかる窒素酸化物の問題につきましても、県、建設省、運輸省、あるいは業界の方々も入っていただきました自動車交通公害対策協議会というのを県の方でおつくりをいただきまして、これの中で種々検討を加えておるところでございます。

現在のところ、抜本的な策ということがまだ出てまいっておりませんが、協議会の中でも十分に検討しながら、NO_x対策について一歩進めるような形にいたしていきたい、かように考えておるところでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 大変失礼しました。伊勢市で行いました懇談会と申しますか、懇親会、この問題につきましては、現在裁判になっておりまして、私が被告でありますので、コメントをするのは差し控えさせていただきます。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

○佐野光信君 あと時間がございませんので、意見だけ述べさせていただきますと思います。

NO_xの環境基準、いろいろ言いわけをされておりますが、県の北川知事は、県の目標値は必ず守ると、こう言って約束しとるんですよね。そうであるならば、四日市でもこの県の目標値を守って、そのために最善の努力をするという答弁があつてしかるべきなんです。ところが、そのことについては、これから、これからということ言い逃れをしながら、全く守る気がない。これは本当に大変残念です。ぜひ県の目標値をきちっと守るんだ、こういう立場で環境問題、公害問題、これの取り組みを強めていただきたいと思つています。

また、市長は、後継者の問題、今後引退後も影響を与え続けるのかどうか、この点についてはお答えはなかったわけですがけれども、先ほどの答弁

では、「残念だ」、こういうことで、どうも聞いておりますと、後々まで尾を引きそうな答弁でございましたので、この際、やめられるなら思い切って、今後一切口出しをしない、こういう立場を貫いていただきたいと思うわけでございます。

それから、コンビナートの問題、これは本当に労働者にとってみれば大変残念なことでございますし、ぜひこんな保安法の基準改定で進められるならば、一層市民にとって災害を招くことであり、労働者にとっても災害を招きますので、こういった企業については規制緩和をさせない、このことを強く国に対して要求されるよう、要求いたしまして質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 藤岡アンリ君。

〔藤岡アンリ君登壇〕

○藤岡アンリ君 佐野議員に引き続きまして、日本共産党市議団を代表して、女性の能力を生かし、地位向上を図る行政の役割についてということで質問させていただきます。

私は、去る6月2日の日曜日、社会福祉法人のひよこ保育園の主催する「みんな集まれひよこパーティー」に後援会の一員として出席をいたしました。この会でOBのお母さん代表が生後42日目から3人も子供をひよこに預けて、そのおかげで働き続けることができた、そんな当時の思い出を切々と語られ、働くお母さんを支える保育園の役割の大きさを私も痛感いたしました。

ひよこ保育園は昭和37年、四日市で始まった女性運動、「第1回三四母親大会」の中で、乳児保育所が欲しいというお母さんたちの要求が出され、そして、昭和43年3月31日に無認可の共同保育所として開所した施設であります。現在は認可保育園として多くの人の善意に支えられ、共働きの家庭にとって大きな役目を果たしています。働く女性がますます増える中で、男は仕事、女は家事と育児の性別役割分業が根深く、今後の課題としては、父母が子供に積極的にかわり、子供の成長を楽しみ、満足できるような

状況を社会全体でつくり出すこと、これが切実な問題であります。女性はやっと子育てに見通しがついたころから、今度は老人介護という問題が降りかかる例が大変多いのです。このため、退職を余儀なくされるのも、ほとんどが女性であります。よく女性は、「三つの老いを見る」と言われますけれども、しゅうとや親を、そして夫を見て、最後に自分自身の老いと直面いたします。このように、困難を抱えている女性のための施策は、この四日市では一体どこまで進められているのでしょうか。

5期20年、市政に責任を持ってこられた加藤市長にお尋ねをします。

まず、女性の能力を生かし、地位向上を図るための施策について、目標をどこに置いてこられたのか、お尋ねをします。

具体的には、働く女性の子育て支援としての諸施策、例えば出産、子育てヘルパー制度の設置、また中学校給食や幼稚園給食の実施、学童保育や児童館の建設について、またお年寄りの問題では、介護の24時間ホームヘルプ事業、介護手当の増額など、この残る任期でゴーサインを出していただけるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、働く女性の実態の問題ですが、今日、女性労働者は年々増加して、日本じゅうでは今2,600万人と言われています。そのうちパートタイム労働者が3分の1を占め、女性の不安定雇用が増大をしています。特に、女子学生の就職率は超氷河期と言われ、3人に1人は就職できない異常事態です。女性の管理的職業従事者数も今1%に過ぎず、男女雇用機会均等法施行10年を経過しても、0.1%上昇でしかありません。男女賃金格差は男性を100とすると、女性はパートを除いても61.6%というデータが示されています。雇用の問題でもその実態は男女差別をなくすこととはほど遠い感がありますが、四日市では1993年4月に女性課が置かれ、女性問題に行政の果たす役割も明らかになってきました。すべての女性が自分らしく生き生きと暮らせるように、女ゆえの不合理や憤りを感じなくて済むように、行政としてやらねばならないことをすると女性施策プランに記されて

います。

それでは、具体的な質問を4点にわたりいたします。

まず第1は、地域づくりを担う女性リーダーについてであります。例えば、地域の方向性を決定する自治会長に、女性は662人中4名であります。0.6%と大変少ないのです。また、地域社会づくりを担当する地区市民センターの館長、副館長に女性が少ない。多分、副館長に2名いらっしゃるかと思いますが。また、地域の教育に責任を持つ小学校、中学校の管理職、校長、教頭に女性が大変少ない。特に中学校は今校長が1人、こういう状態であります。女性リーダーを育て、登用していく方針についてお伺いをいたします。

2番目に、いろんな審議会がありますけれども、その女性の参加が非常に少ないことについてであります。平成7年度を見ますと、女性ゼロの審議会が28あります。現状の審議会は、形式だけのものが多く、大半の委員は肩書によるあて職で選出されています。その審議会に合った委員構成や資格、要件の見直し、規則改正が必要ではないでしょうか。女性委員の充当率は目標15%を満たしているということですが、女性が参加することが必要と思われる審議会が多くありますのに、その審議会への女性の参加が非常に少なくなっています。例えば、小中学校通学区審議会というのがあるんですが、これは10名で構成をされております。その中には女性は1人も入っていません。ほかにも幾つか例があるんですが。

その次、男女の平等な就労についてお伺いをいたします。1は採用問題であります。大学卒の採用者の男女差が大きいです。またもう一つは、臨時職員について、これは本庁と周辺の職員の数を当たってみたんですが、女性の正職員は217名、嘱託が38名、臨時が118名、全部合わせますと373名。この中で、嘱託と臨時の割合は42%に上っております。採用では女性を控え、臨時で補う、そんなように思えます。

次に、管理職への女性の登用が大変少ない問題です。数合わせとか建前

だけではなくて、ぜひとも女性を管理職へ登用していただきたいと思いません。中には、身軽でないと、身軽でないということは家事や介護の問題があるからという意味なんです、女性自身が登用を望めない、そんな現実もあります。

次に、職場での仕事の中身と男女の意識についてです。女性が不利だと感じることはアンケートの中に入っていたんですが、一つ、二つご紹介しますと、女性が働くための条件整備ができていないので、家族に何かあるとすぐ女性に負担がかかる。また、補助的な庶務的業務が多く、仕事場の具体的な内容から外されている。お茶くみの負担が大きい。男性から女性への意見や期待の声もあります。「気が強いのもよいが、女性であることを意識し、朝くらいは職員全員にお茶くらい配ってもバチは当たらないと思う」、こんな意見もあります。「家事、育児を優先する考えは改めなければ、女性は男性と同等に仕事をしていくことは難しい」、これも男性の意見です。

お茶くみについて、私はぜひお聞きをしたいと思えます。これは市職労の女性部の調査を見せていただいたんですけども、お茶くみは女性の仕事か、これは本当に古くて新しい問題であります。朝のお茶くみ、80%が女性、臨時職員などで、職員に配られています。今後お茶くみはどうしたらよいかについては、例えば、当番制にするとか、設備を整えてセルフサービスにするなどの意見も積極的に出されています。これは研究する必要があると思えます。私は、この1年、議会で仕事をさせていただく中で、委員会の開催される日に、各課から動員された女子職員がお茶の接待をする、これについて驚きました。全庁にわたって、職員の本務を市民のために尽くすのが本来のあり方だと考えますし、アンケートでも示されているように、女性に負担になっているお茶くみについて、職員全体の問題として改善していくべきと考えますが、お答えをいただきたいと思えます。

最後に、防災についての問題であります。防災時の防災配備体制を見せ

ていただきました。警戒体制の職員配備計画の中に、本庁女子職員も第3次配備から入っているそうです。保健センターとか、希望の家、保育園、幼稚園は女子職員が大変多く、責任者も女子職員がやっております。災害が起これば、部署につくわけですが、このときの防災服が実際には支給をされていない、こんなことがわかりました。これはまさに男女差別以前の問題であると思えます。ぜひ支給すべきと思えますが、ご検討をいただきたいと思えます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 女性課は今女性問題をどうとらえ、これにどう対処して、どう取り組んでいこうかというあたりの点につきまして、ご答弁申し上げます。

ご質問の中でご指摘いただきました女性を取り巻くさまざまな問題につきましては、平成6年度に提言としてまとめました「四日市市女性施策プラン」でも具体的に取り上げられております。長い歴史の中で定着してきた性別による固定的な役割分担意識を取り除き、女性も男性も自分らしく、そして楽しく生きることのできる真の意味での男女共同参画型社会を実現するために、本市では、1人の女性の発想をいかに施策に反映するかという視点に立って、仕事と育児を支える条件整備や審議会等への女性の登用など、このプランで提言されている七つの課題に対する具体的な施策の展開に今女性課を中心に努めておるところでございます。特に本年度は子育て支援に力点を置き、具体的には子育てを地域で支え合うためのファミリーサポートシステムの導入準備や、子育てボランティアの養成講座の実施、さらに子育てサークルへの支援にも努めており、男性の家庭参加を進めるための方策を探りながら、女性の就労と子育てを支える条件整備を進めております。

一方、女性カレッジやまちづくりへの女性の参画をねらいとした地域女性会議など、さまざまな事業を通して意思決定の場へ女性の登用が促進されるよう、人材養成にも努めてまいっております。

ともあれ、男女共同参画型に向かって変化する社会の動きを市全体が真摯に受けとめ、女性の人権という視点を行政に反映させて、男女の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

今後は、女性センターを拠点として、地に着いた女性施策をさらに積極的に展開してまいりますので、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） ただいまのご質問の中で、特に具体的に5点ほど挙げられて質問をされておりますので、人事担当しております私の方から具体的にお答えをしていきたいと思っております。

まず第1点目は、女子職員の昇格、任用、あるいは採用の問題が出されておるところでございます。これにつきましては、ご承知のように、市の職員の採用につきましては、厳正に行っているところでございまして、受験成績を含めてやっているところでございますし、昇格、任用につきましても、男女を問わず、勤務成績やその他の能力に応じて行っているところでございまして、具体的な選考に当たっても、市の行政各方面における職責を果たすべく、それにふさわしい人材を任用すべく努力をしておりますし、将来もそういう考え方で臨みたいと思っております。

しかしながら、女性職員にかかわる幅の広い職務遂行能力の育成、あるいは積極的な登用という面では、過去からいろいろな形で指摘をされておりますし、私たちもそれが必ずしも十分果たしてきたとは思っておりませんが、今後ともより一層、適正な業務分担や責任付与の問題について、職員配置や人材登用に積極的に取り組んでいきたい、かように考えていると

ころでございます。

それから、2点目の各種審議会等への女性の登用でございますが、これにつきましては、今市民部長の方からの答弁と若干重複する部分もあるかわかりませんが、平成7年末に具体的な数値目標を挙げまして、これは15%という目標を挙げたわけでございますが、各方面の協力、努力によりまして、地道にこのことを行った結果、トータル的にはこの目標値を達成してきたところでございます。まだ先ほども指摘のありましたように、審議会の一部には女性委員がゼロのところもございます。したがって、そういうゼロのところも散見されるわけでございますので、審議会委員の改選時期あるいは各種団体から具体的に推薦を受ける時期も含めて、啓発、指導に努めていきたい、かように考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

さらに、3点目の臨時職員のほとんどが女性ではないか、こういうご指摘があったわけでございますが、男女の別にかかわらず、臨時職員を活用していく必要があらうと思っておりますし、実態としては、臨時職員について、その就労の希望者がほとんどが女性であることによる結果だと考えておるところでございます。

次に、女性の湯茶当番等の問題でございますが、二、三例を挙げられて発言があったところでございますが、それぞれの職場の事情に応じて方法なり工夫をすべく、現在各課に対して要請をしているところでございます。ご理解をお願いをしたいと思います。

次に、5番目の防災服の女性への貸与の問題でございますが、先ほど災害の問題が当然のことながら、現在災害時における配備体制のあり方につきまして、特に地震対策を含めまして職員の動員体制につきまして、地域防災計画の修正部分を今検討中でございます。したがって、その中でより具体的に防災服の支給等について検討を加えていきたい、かように考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 先ほどのご質問につきまして、2点ほどご答弁申し上げたいと思います。

1点目は、給食についてでございますが、中学校給食につきましては、学校給食問題検討会専門委員会を設置いたしまして、約10カ月に及び慎重な審議をいただきました結果、今後の社会情勢、他市の中学校給食試行の推移を十分に見きわめ、中学生及び教職員の学校現場でのコンセンサスを得られる実施形態や方法が確立するまで、中学校給食の導入を見送るべきであるとの提言を受けました。この提言を受けまして、子供たちの望む給食のあり方や最近、他市で始まりました新しい給食の形態を引き続き調査、研究をしているところでございます。

幼稚園の給食につきましては、本市の方針といたしまして、幼児期における親子の触れ合いを特に大切にしている観点から、手づくり弁当を奨励しております。幼児期は、嗜好や量的な問題、食べる時間等に個人差が大きい時期でございます。そのため、一律の給食を提供することは控え、保護者が弁当づくりを通して正しい食生活のあり方を考える一助となるように努めているところでございます。

また、保護者の考え方が多様化している中で、個々の家庭の考えを反映させた食事をとらせたいとの願いから、手づくり弁当に賛同する意見もございます。

以上のことから、幼稚園における給食は現在実施しておりません。

次に、学童保育の充実についてでございます。学童保育事業は、現在本市には、民設民営方式によりまして7カ所で開設され、地域の皆様のご協力を得まして充実したものになってきております。また、最近では、2地区で開設に向けての動きがございます。

ところで、学童保育事業は核家族化や女性の社会参加等により、近年そ

の要望は高まってきており、平成7年度より補助制度の充実を図り、積極的に対応してまいりました。今後も留守家庭児童対策の一環として、学童保育事業の充実と、開設に向けまして、条件整備についてさらに支援をしてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（谷口廣睦君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 ご回答をいただきましたけれども、再度、幾つか質問させていただきます。

まず、女性課ができて、確かに四日市の女性問題について積極的にお取り組みをいろいろしていただいております。ただ、私の感じますのは、女性の意識、男性の意識とありまして、やっぱりいろんなアンケートなどを見ていても、女性の意識もさることながら、男性の意識の改革というのが、これも大きな問題ではないかと思ひます。やはり、女性課の中でも、もちろん男性の意識改革もやっていただくとと思ひますけれども、四日市行政全体として一体どんな構想を持っていらっしゃるのか、できればお答えをいただきたいと思ひます。

それから、審議会については、トータル的には15%達成しているけれども、ゼロの審議会もある。確かに見ていきますと、これは女性が入っていて当然であるような審議会が随分ゼロになっているんです。そこら辺をぜひとも今後積極的に女性を入れていくという、そういうことでお取り組みをいただきたい、こんなふうにお思ひます。

それから、湯茶の問題は、それぞれの職場での話し合いで改革をしていくということなので、現在も四つの部署では当番制でやっている、というような報告もされておりますけれども、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思ひます。

それから、先ほど教育長の話されました幼稚園の給食の問題なんです、手づくり弁当がこの年齢にはふさわしい。そうすると、保育園は一体どうなんだろうと、私は考えてしまいます。保育園はたしか給食をやっている

わけなんですね。同じ年代の子供たちが預けられていることもあるので、幼保の一元化とも言われておりますけれども、だからこそ、幼稚園は早く帰ってお弁当をつくらなきゃいけないというお母さんたちがみえて、やっぱり保育園の方がいいとか、いろんなそこら辺もありますので、手づくり弁当については、保育園の環境を見るとちょっとご回答がおかしいなと、そんな感じがいたします。

あと、本当に女性課ができたことで、私たち女性にとって、やはり女性の目から見ないとわからないということも随分ありますので、ぜひとも男女平等、特に女性の能力を生かすという問題で、ことしは随分係長級も増やしていただいたように聞いております。けれども、この議場を見ましても、部長さん方は全部男性ですよ。これが何年も続いていると思うんですが、やはりぜひともこの議場にも女性の行政の代表が出てこれるような、そういうようなことを早く実現をしていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（谷口廣睦君） 要望でよろしいですか。

○藤岡アンリ君 今質問をしたのは、再度、回答をいただきたいですが。

○議長（谷口廣睦君） 市民部長。

○市民部長（南部和雄君） それでは、ご答弁申し上げます。女性課ができて以来、確かに女性課の視点で、例えば福祉部門のプランづくりの中にも入れていただいて、女性施策としての観点から申し上げるということもございます。また、本年は庁内の男子職員に対する研修も行われると聞いております。研修だけではなくて、やはりそういういろいろな立場で、中へ入れていただいて、女性課が発言していくということが、ひいては職場の中で女性の問題の認識が浸透されていくと、こういうふうに考えております。特にハードの面なんかでも、本年度提案させていただいて、総務部の方であいうふう子育てをしておられるお子さんをお持ちの方のトイレのあいう施設をつくったりというようなことも、女性課ができ

てからそういう提言ができたというあたりにあるのではないかというふう考えております。今後も、いずれにいたしましても、地道に続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） 審議会のことと湯茶のことについて、要望として聞いたような感じに受けるわけですが、審議会につきましては、審議会じゃなくても、ほかの委員会がたくさんございます。私らはそれも視野に入れながら、例えば人権擁護委員会などは、少なくとも男性の5人の改選議員のうち4人までを女性にしたとか、あるいはまた、明るい選挙推進委員会の中でも、ことしの役員の中では10人いるわけですが、その5人までを女性にさせていただいたとか、こういうことで、審議会だけではなくて、行政の中の委員会もそういう形で努力をしてきているところでございますので、今後とも皆さんの協力もお願いをしたいと思いますし、当然、各種団体から上がってきておる審議会の委員さんも見えるわけでございますので、こういう方につきましても、やはり各種団体でどうやっていただくのかということ、先ほど答弁申し上げましたように、啓発なり、あるいは要請をしていきたい、かように考えているところでございます。

さらに、湯茶の問題につきましては、先ほど労働組合のアンケートの問題も例に挙げて言われたわけですが、やはり私たちも男女平等という問題も含めて、具体的に職場でどういう仕事をどの部門がどう受け持つのか、このことは重要なことでございますので、そのことも含めて、例えば今、建築の職場でも女性の職員が2人、3人と増えてきた、こういうこともございます。したがって、そういう意味では、大きくは私は市の職員の意識も改革をされてきているんじゃないかなと、こう思っているところでございますので、ご理解を願ひしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 時間も余りありませんので、最後に、特に女性課ができたということでは期待をいたしておりますので、十分に私が申し上げたような意を酌んでいただいて、積極的に、特に男女意識の改革を進めていただきたい、こんなふうに思います。

それから、そのほかいろいろと申し上げましたけれども、これも積極的に受けとめていただいて、ぜひ男女平等の立場、そして地位を向上するという、そういう立場で行政を進めていただきたいと申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時1分休憩

午後2時17分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱口善元君。

〔濱口善元君登壇〕

○濱口善元君 市民クラブの濱口善元です。早いもので私も議員になって1年が経過しました。代表の小林議員初め、先輩議員には平素何かとお世話になり、まことにありがとうございます。この場をおかりしお礼申し上げます。ありがとうございます。

議会の冒頭で、市長は引退表明をなされました、市政5期20年、本当にご苦労さまでした。断腸の思いがしたでしょう。振り返ってみますと、さまざまなことが思い出されるでしょう。その中でも、公害の町四日市が見事に公害を克服したということです。いや、薄らいだというべきでしょうか。国内よりも海外で認められ、グローバル500賞を受賞されました。しかし、よくよく考えてみると、公害を引き起こし、ただもとの姿に戻つつあるということではないのでしょうか。市長、あなたのたくさんの業績は認めます。市長、来年は市制100周年記念でもあり、最後まで見届けた

いという気持ちもおありかと思います。市長の業績は認めるが、逆に、たくさん山積されている問題もあります。市長、あなたにとって5期20年ほどのようなものであったのでしょうか。時代の移り変わりの中であって、対応し切れない多くの問題があったかと思います。その中で私は、道路網の整備が一向によくなっていないということを指摘するものでございます。もう一つは、教育であります。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

さて、教育問題であります。特にいじめについて質問させていただきます。いろいろな対策を立ててはいるが、一向にいじめによる自殺が後を絶たないのが現状であります。本市においては、目に見えて表面化されていないが、実情はどうか。昨年、教育委員会は「いじめの手引き」などというものを各学校に配布され、いじめの根絶のため努力しているようであるが、効果、成果のほどはいかがなものか、お聞きしたい。

この世に生を受け、志半ばにして死を選ばなければならないなどということは、まことに残念でならない。子供にとって、自殺は大変なことなのです。大人にとっても自殺はみずから命を断つことですから、大変なことですが、子供の方が大人より生命力が強く、生きようとする本能も強いので、本来、自殺は子供になじまないものなのです。にもかかわらず、子供の自殺が頻繁に生じるのは、子供の心が著しく病んでいるという社会的背景のあらわれであることを理解しなければならない。大人は、命のとうとさを知っているから自殺しないのだと考える人もあるかもしれませんが、それは社会のゆがみや子供の心を理解しない人の考えることでしょう。自殺する人の多くは、生きようとしてさまざまな可能性を求めて悩み、迷ったあげく、何かのきっかけでこの世のきずなの最後のつながりがとぎれてしまったとき、生きていくことの苦しさや押しつぶされて、ついに自殺してしまうのです。ですから、自殺する人も、命のとうとさは重々承知しているのです。第三者から見れば、何も自殺までしなくてもと思われるかも

しませんが、当人はいじめのために心を病んで、精神的疲労が重なり、精神に障害を生じ、正常な判断ができなくなっているのです。

戦後の日本では、ここが問題なんです。個人の自主性、個人の自由性を重んじる教育が小学校時代から徹底的に行われてきています。そうですね、教育長。子供たちは、幼いときから、自分のことは他人の意見に惑わされず、自分で判断するようにならされてきています。そこで自主性を十分身につけた子供は、自分の生死を考えると、自分1人で結論を出すようになるのです。まして、死というものに対して、両親に相談しても、とめられることはわかっているし、親が悲しむということもよく理解している。だから、相談などできるわけがない。結局、自分1人で考えざるを得ないのです。そうすると、やはり歯どめがきかなくなり、自分の命は自分で処理するよりほか仕方なくなってしまうのです。

聖書の中に、決して私はキリスト教ではないんですけども、自分の命は自分のものであって、自分のものではない。自分1人で処理してはいけないと、こういうことがあるんです。他人のことを考えてやるという教育の必要があるならば、自殺の歯どめになるのではないかと私は考えるものであります。

いじめとは、周囲から自己の存在を否定される現象であるから、いじめられた子供は自分の存在を認めてくれるよう、保護を求めて模索します。しかし、いじめが存在の否定である以上、いじめられることは、存在価値がないと言われているのと同じなものですから、いじめられていること自体、その子にとっては恥なので、自分の羞恥心を振り切って周囲の人に助けを求めることは勇気の要ることなのです。その恥をしのいで周囲の友達に助けを求めても、自分の求めに応じてくれるような正義感が強い友達が周囲にいればよいのですが、なかなか今はないのです。いないことの方が多いのです。友達に助けを求めても、なおいじめが続き、どうにもならなくなって、初めていじめられっ子は先生に助けを求めるでしょう。しかし、

先生に助けを求めることは、いじめられている子にとっては、のるか反るかの大ばくちなのです。先生の対応がまずいと、助けを求めたために、余計に子供社会から仲間外れにされ、確実にいじめが増えていくのです。その利害損失をはかりにかけると、マイナスの方が大きいのです。ですから、よほど、このよほどが問題なんです。よほどの信頼できる先生でないと、いじめられっ子は先生には相談しません。また、いじめっ子は相手が先生に相談したことを知ると、新たに仲間を増やし、いじめを強化しますので、いじめられた子供は恐る恐る遠くからそっと先生にサインを投げかけることしかできないのです。そのかすかなサインを教師が気づかずにいると、大変なんです。いじめられる子はあきらめてしまい、1人で解決しようとします。絶望の淵に追い込まれ、死を選ぶことになるのです。

今の社会では、判断力がまだない時期から、学校や家庭で子供に自主性を教え込み、精神的にすがる子供を突き放し、社会的判断力の未熟な子供に自分で考えさせようとするので、依存心の芽をつまれ、家族への所属意識が弱くなってきます。依存心が弱くなり、自立心が強くなると、心と心のつながりが薄くなってきます。現代人の心のゆがみは、この心のきずなの弱さから生じてくるのです。

さて、30年前、少しはいじめがあったでしょう。さほど問題にはなりません。その当時、いじめ問題は学校教育だけの問題ではないなどという言葉を耳にした覚えはございません。現在においてはどうでしょう。いじめは学校だけの問題ではないとまことしやかに言われています。当たり前のように言われています。本当にそうだろうか。私の意見ではありませんが、述べさせてもらいましょう。

教師たちがあつちでほっとし、安堵の気持ちではないかと思われてならないのです。この言葉に激怒しなければならないと思うのです。平成7年2月8日付の毎日新聞「記者の目」の欄に、いじめ問題に対する日教組教研集会の模様が報じられていた。それを見ても、いじめの最たる

ものは行政の学校いじめであると述べられていた。先生方が反省の意を示し、責任をもって対応しなければならぬと思うがどうだろう。教師は、生徒をよくするために燃えなければならない。あの生徒はだめだなどと決めつけてはならないと思います。教師自身も、私はもうだめだとあきらめてはならない。教師自身が自分を救えずして、児童生徒を救えることはできない。自分を生かすのは自分だけである。どのような生徒であっても、信念のもとに何が何でもよくするんだと貫いていけば、きっと児童生徒は心を開いてくれるはずである。これは、ある6年の担任の1日の終わりを述べた日記である。少し聞いてください。

午後3時20分、すべての授業が終わり、子供たちは家路へと急ぐ。父母から預かった子供たちを、本当にきょう1日真剣に接したと言えるだろうか。午後3時20分になると、いつも感じることである。次から次へと子供たちの顔が浮かんでくる。あの子供は、あすこそ忘れ物をしないだろう。今風邪で休んでいるあの子は、あすこそ元気な姿を見せてくれるだろう。あの子供は、あすこそ自分から進んで発表してくれるだろう。あの子供は、分数の掛け算がわかるようになったらどうか。あの子供は友達ができたらどうか。一人一人の子供の顔が脳裏をかすめます。今の私の心は、少し迷っています。迷っている私が歯がゆくてなりません。1点の曇りもなく、青空に飛び立つ飛行機のように、早く自分の心をつかみたい。小さな小さな34歳の教師の悩みをわかってください。きょうの青空を見ていると、何となく私の心も晴れそうな感じがします。あすも青空でありますように。

この34歳の教師には、教師としての自覚があり、何と人間らしい姿ではありませんか。学校でのいじめには、教師の持つ正義感、教育思想が大きく影響すると思われまます。先生の子供に対する対処の仕方、学校でのいじめを増やすことにもなります。また、なくすことだってできるのです。教育には、教育する先生の思想が重要なのです。

さて、小中学校のいじめ問題を述べてまいりましたが、忘れてはならぬ

い大きな問題点があるのです。それは、小学校に入るまでの教育なのです。24時間保育であり、学童保育であります。28万人都市四日市において、24時間保育の設置はまだ皆無であります。学童保育も午前中にも言われましてけれども7カ所、そして先ほど教育長が充実していると言いましたけれども、決して充実しておりません。いろいろ問題が山積されております。そして、全国的においてもワースト3位とお聞きしています。共働きの家庭のためだけのものではないのです。母子家庭、四日市2,814世帯、そして私は、非行問題の予防、防止にもつながるのではないかと考えてならないのです。子供を残して働きに行く家庭のことを考えたとき、どうしても考えてもらわなければならない。そしてまた、このような24時間保育、学童保育を設置し、充実していただきたいと思うのでございます。それがとりもなおさず、小中学校におけるいじめ問題の解決につながりはないかと思うのでございます。まして、たくさん問題点がございまして。しかし、地域住民の理解を得ながら、早急に検討してもらいたいものでございます。

次に、四日市の道路整備についてであります。

四日市のアクセスの手段として、大きく分けると空路、水路、陸路となる、情報のアクセスも忘れてはならない。最近では、通信のアクセスも大切な一つであります。本市の場合を見ると、この中で陸路交通網の整備がまだまだ先進諸国とまでいっていないというのが現状であろう。四日市市の第6次基本計画にある「魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市」とうたわれているが、このおのおののキーワード、どれをとってみても今の四日市は貧弱であり、見劣りがしてならない。魅力、どこに魅力がありますか。活力、停滞しているように思われてならない。余り長く住んでいるとわからないですよ。たまに來たりすると、よくわかります。文化、市民それぞれの文化活動が結集されていない。文化振興が活発でない。四日市の基本構想を考えたときに、すべてとはいかなくても、どれか一つ他県からうらやましがられることをやれないものか。住みよいまち、魅力あるま

ちならば、もっと四日市に住みたくなる人が多くなって、人々もそれなりに増加したであろう。しかしながら、数年来、人口が28万台である。これをとってみても、いかに四日市に魅力がないことが実証されるでしょう。本当に住みよいまちにするには、いろいろな政策が考えられると思われる。確かにどれをとってみても大切な事柄ではありますが、市民が目で見、特に交通アクセス網の確立が一番理解が得やすいと思うがどうだろう。そうすることによって、人々が増え、活気に満ちてくると思うが、いかなものか。

もっと突っ込んでみると、交通アクセス、道路網について触れてみたい。四日市には金場新正線、通称三滝通り、四日市中央線、通称70メートル道路と市の誇りとすべき道路があります。市の屋上から見ると、すばらしい。これが市の誇りとすべき道路であります。しかし、真っすぐ行ったらどうなりますか。行けないんです。ましてや、ちょっと入りますと、突き当たりが多くなったり狭くなったり、交通道路としては全く恥ずかしい限りであります。四日市に来られた人の意見を聞きますと、日本で一番悪い道路だと言っております。私はそうは思わないですけれどもね。遠くの親戚の方が来られたときなど、つらい思いがしてなりません。1年生議員として勉強不足の感はありますが、市内のあちこちを私なりに回らせていただいております。私の場合は、皆様方の車とは違いバイクですので、狭いところへよく入っていきます。だから、よくわかるわけです。そんなときでも、確かに道路課は一生懸命やっております。城道路課長、松本同副参事、こういう立派な部下を持って、部長なかなかよかったと思います。そういう努力は私認めさせていただきます。職員の方々も努力されているようにみられますが、その効果という、改善の余地があるように思われてなりません。ここで、道路建設に対して、努力はされているけれども、市全体が八方美人的な要素があるように思われてならない。八方美人とはどういうことか。個人の意見を余りにも尊重し過ぎている感があるのではないか。

年度予算を限られた予算を有効に活用するには、集中的に整備していった方がいいのではないか。行政の方はもっと自信を持って、本当に必要なところから整備して行ってほしいものです。

例えば、現在凍結しているようであるが、北勢バイパスについて、触れておきたい。協力する人もたくさんいるのです。それを第1次、第2次計画があるからといって凍結している感じです。行政にもっと私は言いたいです。積極的に市民の中に入って行って、対話を交えて真剣に取り組んでほしい。さて、これから第1次と第2次と一緒にやるのかどうか、これからの見通しをお聞きしたい。

このようなことに積極的に取り組む姿勢があるならば、おのずと幹線道路も整備されていくことだろう。安易に団地をつくることによって、人口30万都市を目指さなくても、上記のようにやれば、当然のこのように人口30万都市に近づくであろう。それが住みよいまちなのです。

1年生議員として、本市の道路、現在の道路網に対する私の夢を述べさせていただきます。それは、環状線の構想であります。これから本市が魅力、活力、文化、産業をいかに生かしていくかは、農村部、水沢、小山田、鹿間の北勢部の開発と私は信じているものでございます。第6次計画に示されてはいますが、環状線はどうしても早急に実現されなくてはならないと思うのです。北勢部の開発については、別途質問させていただきます。北勢バイパス、環状線が実現されていけば、おのずから西南部、水沢、小山田、鹿間が開発されていくだろう。

現地を歩いて、私の考えを述べさせていただきます。いよいよここはこうしなければならぬ、こういうふうにした方がいいという自分なりの考えを今まとめている段階でございます。私の考えがまとまりましたならば、行政の皆様、関係の皆様、耳を傾けていただき、四日市発展のために、お互いに尽力を尽くそうではありませんか。

最後に、都市計画道路網のことではありますが、私は発想の転換が必要で

はないかと思うのです。要するに、都市計画道路の見直しを提案するものであります。真の四日市の発展のためにどうしても都市計画道路網の見直しが必要と思うのです。なぜならば、今非常に困っている段階なのです。例えば、今の住んでいるところに道路計画があるならば、それをやめて、住んでいないところに道路計画をもっていく。例えば、50メートル、100メートルずらしてもいいではないか。そうすることによって、都市計画道路網を見直すことによって、安くて早く都市計画道路が、本市の望む方向にスムーズに進んでいくであろう。しかし、その過程において、かなりの問題点もあると思うが、しかしながら、長い目で見、将来の四日市の前途を見たときに、行政の信念と英知を期待するものであります。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 教育問題について、いじめの実態につきまして、先ほど濱口議員のご質問は、いじめの実態はどうか、どのように対応しているのか、命を大切に教育をどう進めるのか、学童保育のさらに一層の充実をと、そういうふうなご質問の要旨であったと存じます。ご答弁を申し上げます。

本市におけるいじめの件数は、平成7年度においては、小学校で36件、中学校で40件であり、いじめの態様の主なものは、小学校では嫌がらせやからかいであり、中学校では暴力や言葉での脅かしであります。各学校におきましては、いじめに関する指導の手引きを研修会で活用いたしまして、いじめ問題に対する認識を深めましたり、指導内容や指導体制の工夫を図ってまいりました。その結果といたしまして、教育相談カードを利用いたしまして、教育相談を行ったり、学校独自のチェックリストを作成いたしまして、教職員が生徒を細かく観察したりしております。また、学校内にいじめ問題担当を設けたり、週1回生徒指導委員会をもつなど、各教員の共通理解を深めるとともに、指導の充実とその徹底を図っております。

いじめ問題の解決には、教師自身が人の痛みや苦しみを感じ取れる感性を磨くとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で対処していくことが最重要でございます。さらに、子供一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かみと幅のある指導ができるよう教師みずからの体験を広げることも大切でございます。教育センターが主催する養護老人ホームや企業での社会体験研修は、教員にとって貴重な研修の場でありまして、その体験を指導に生かしておるところでございます。

教育委員会では、本年度、指導課にいじめ問題担当参与を配置し、生徒指導の学校訪問を行ったり、いじめ相談に応じたりするなど、いじめ問題の解消を図っているところでございます。

さらに、命のとうとさをはぐくむ教育についてでございますが、教育委員会といたしましても、いじめ問題の解決にとどまらず、学校教育の重要な内容であると考えております。お互いがかけがえのない人間として尊重し合う信条や態度を養うため、道徳や特別活動等の時間に命を大切に思いやりを育てるような指導の充実を図らなければならないと考えております。

一方、家庭に目を転じますと、急激な社会状況等の変化によりまして、家庭の教育力低下もいじめの要因の一つであると言われておるところでございます。ご指摘の留守家庭児童対策の一環であります学童保育事業につきましても、家庭のニーズが高まってきておりまして、平成7年度より児童の健全育成と福祉の観点に立ちまして、補助制度の充実をいたしたところでございます。今後も家庭の補完的施設といたしまして、学童保育事業につきましても、一層の支援活動を行い、民設民営の利点を生かしまして地域の実態に即した保育事業を進めていけるように、条件整備を充実し、児童の健全育成に努めてまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、いじめ問題には心の教育が大きな役割を果たすとともに、基本的人権にかかわる問題でございますので、その解決に向

けては一人一人の子供の人権を尊重するという姿勢のもとに取り組みを一層充実してまいりたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまの第1点目の質問のうち、24時間保育に係る部分についてお答え申し上げます。

近年、女性の社会進出の増大や女性の就労形態の多様化に伴い、夜間保育に対するニーズも指摘されておりますが、本市が昨年度、エンゼルプラン策定のため行いましたアンケート調査によりますと、夜間保育を希望されている方は今のところございませんでした。しかしながら、今後は夜間保育を初め、種々の保育問題に対してどこまでどう対応すべきかを考えていくことも大きな課題でございます。検討に当たっては、保護者の就労時間帯、雇用者の対応等、その他福祉行政以外の分野からも考察していく必要がございます。非常に難しい課題でございますが、今後十分研究してまいりたいと存じておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 四日市市の道路網につきまして、お答えをさせていただきます。

冒頭に、四日市の街路が非常に悪いというご提言をちょうだいしました。本当に私の微力で大変ご迷惑をかけておまして、改めておわびを申し上げます。

まず、都市計画道路の整備につきましては、平成元年、2年にわたりまして、道路整備特別委員会の中におきましていろいろ検討いただきまして、現在のような慢性的な渋滞を起こしております国道1号あるいは23号等の南北の幹線道路網の渋滞の緩和を図るとともに、その南北道路を有機的に結ぶ東西の幹線道路を重点7路線に選定いたしまして、これらの重点7路

線を県、市が一体となって重点的に整備を進めているところでございます。道路整備は多大な建設費を要することから、国の補助を得ながら鋭意整備を進めておりますが、近年の国の方針といたしましては、高規格幹線道路等の大きな道路に重点投資をしております。我々が行う街路事業の中では限られた予算でございます。整備が遅れておるという状況でございます。現在の都市計画街路の整備状況でございますが、都市計画決定をしております道路規格に合わせた整備につきましては、約40%の整備率でございます。しかし、一時改築と申しまして、一応2車線と若干の歩道がある、言いかえれば、中川原通りでございますが、これは都市計画では泊鳩線と申しておるわけでございますが、これらの形を一時改築済みと、こういうふうには我々は呼ぶわけでございますが、こういう一時改築を含めると約64%の整備率ということになっておるわけでございます。今後も補助事業の予算枠の拡大を図りながら、さらには土地開発公社の先行取得等を活用させていただきながら、事業を推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、北勢バイパスの進捗状況はどうかと、こういうことでございます。本道路は北勢地域の中心である四日市の環状道路として、地域の将来にわたる交通体系の確立を図るものでございまして、交通機能、まちづくりのかなめとして地域の健全な発展に欠かせない重要な路線でございます。本道路は、ご承知のとおり、平成4年度から建設省において事業化されておりますが、何分にも国道1号、23号のバイパスであるということ、したがって、第2名神自動車道などの高規格幹線道路と事業規模が異なることから、なかなか進捗が思うように進まないというのが現状でございます。

しかし、一般国道の中でも限られた予算の中で、事業効果を早期に集中的に波及するためには、やはり主要な道路間を一つの工区と定めまして、その工区を供用すべく集中的に事業を進めていると、こういうことでございます。

したがって、このため、第1工区につきましては、国道23号の川越から本市大矢知地区の富田山城線までの区間約6kmでございますが、これにつきまして事業を鋭意進めているところでございます。また、この事業につきましては、市といたしましても、地元に入って話し合いをさせていただき、また地元の役員の方々との協力を得て、周辺整備とともに円滑な事業推進に努めておるところでございます。

当区間の進捗状況につきましては、現在、用地買収を進めておるところでございます。この用地買収が完了した区間から工事が着手され、第1工区の供用開始は、この関連する第2名神自動車道とあわせて平成14年ごろを予定しているところでございます。

先ほどもご提言ございましたように、西南部の開発とか、内陸部の開発ということございまして、やはり内陸部の地域開発のためには、北勢バイパスの第1期工区の早期建設はもちろんでございますが、事業が未着手となっております区間につきましても、早期に整備をすることがぜひとも必要と考えております。このため、第1工区の事業の、用地等のある程度めどがつき次第、次工区の事業着手を強く建設省に要望いたしておる状況でございます。

また、北勢バイパスの接続に合わせまして、接続する他のアクセス道路も一体的に必要なに応じて取り組んでまいりたいと、このように考えております。この北勢バイパス、東海環状につきましては、建設省が事業主体でございます。第2名神自動車道は日本道路公団が事業主体でございますが、本年度より、この三つの路線を三重県が用地買収の代行をするため、四日市の合同庁舎の中に事務所を設けまして、四日市の中に県の職員と四日市、川越、桑名、朝日、この起業地の職員も一体となりまして、より円滑に事業を進めるために、強力な体制をもって推進しておるところでございます。一層今後、北勢バイパスにつきましては、特に第2工区以降につきましても、積極的に本市といたしましても事業着手に努力していきたいと思いま

す。あわせて、北勢バイパス期成同盟会ともどもで事業の促進に努めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

それから、都市計画道路の中で、やはり事業がかなりかかると。したがって、若干ルート変更をしてでも整備するべきではないか、こういうご提言もございました。この都市計画道路は将来の都市の姿を念頭に置きまして、快適な都市生活や活力ある経済活動を支える都市の骨格を形づくる大切な都市施設として都市計画法に基づきまして決定された道路でございます。都市計画決定に当たりましては、ご承知と思いますが、関係地権者への説明や縦覧を行い決定をしたものでございまして、計画決定以来、都市計画法に基づく、地権者に対してもいろいろと建築の制限を加えているような状況でございます。ご質問の趣旨につきましては、私もよく理解するわけでございますが、それだけでルートの変更ということは大変難しい問題でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

しかし、いずれにしましても、早期に道路整備を進めていく手段としての、私はご提言と受けとめさせていただいております。今後とも、国、県、市が一体となって、より一層の事業の推進に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 濱口善元君。

○濱口善元君 ありがとうございます。話はちょっとそれるかもわからぬですけども、こういうことを高校生にアンケートをとったことがあるんです。どういうことかということ、隣に息子と老人が住んでいたと。息子が亡くなってしまった。老人だけになってしまった。そのときに、あなただったら、面倒を見ますかという質問なんです。中国は66%、アメリカは46%、日本はどのぐらいだと思いますか。16%に過ぎないのです。この状況を考えたときにも、いかにこれから将来大変であるかということが言えるのです。まして、小中学校において、どうしてもなくさなければならぬいいじめの問題、なかなか解決しません。前丹羽教育長も一生懸命に

取り組んでおられました。今の小竹教育長に至っては、ますます取り組んでくれることを期待します。この一つだけでもの解決が、大きな力となり、すばらしい四日市に発展していくのです。なぜならば、いつも言わせてもらいますけれども、教育こそ日本を救うと信じて疑わないものでございます。教育が本当に日本を救っていくのです。どうか教育長、情熱は人一倍あるものと存じます。本当に期待しております。市のために、子供たちのために、将来21世紀のために、全力投球で取り組んでもらいたいと思います。

そして、教育とは、教える育てるものである。また、育て教えるものであるとおっしゃいますけれども、命を断つ人はきょう生きることが大切なのです。実は、私の後援会の方に、話を聞いてびっくりしたのでございます。「濱口、教育とは教える育てるものではないぞ。きょう生きることが大切なのだ。きょう生きる教育をしなければならぬのと違うか」と。ええこと聞いた。必ずきょう言わせてもらおうぞと思ったのでございます。そして、このことを重々考えると、教育とは10年先、20年先が光が見えてくると言うかもしれません。それもまた一理あります。しかしながら、私の友達と言った「きょう生きる教育」、これも大切なのではないでしょうか。教育長、この点についてご意見等がございましたら、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 大変なご高説を拝聴いたしまして、ありがとうございました。私も確かに人の命というのは、何に増しても大事なものと考えておるところでございます。現在、中央では、中央教育審議会が開かれておりまして、間もなく答申が出る場所と聞いております。その内容も、まだ出てからでないとはっきりしませんけれども、漏れ承るところによりますと、生きる力を育てる、そういうのが最重点になっておると聞いておるところでございます。これからもその点を十分に感じ取りまして、

これからの市の教育行政に生かしていきたいと、こういうふうにご心遣いおるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 濱口善元君。

○濱口善元君 建設部長、都市計画道路は変更しない、仕方がないと、そういうお考えでしょうか。都市計画道路の見直し、このままにして見直さないのかどうか、そういうふうには聞かされたので再度、もう一度お願いします。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） まず最初の、私の中では、現在定めてある道路を、若干道路整備をする中で、ルートを変えることによって整備が容易にできるであろうと、こういうご意見と受けとめさせていただきまして、そういうことは難しいと、こういうふうにお答えをさせていただいたわけでございます。やはり今日、現在ある都市計画道路も平成元年からも、北勢バイパス、第2名神と時代に即応して都市計画道路を追加しておるわけでございます。そうした中で、今日から先をながめた中では、これで四日市の都計がこれで万全だと、現在の計画は決してそうではございません。今後、現在の整備計画等も整理をしながら、一方では、その時期におきまして、市の大きなビッグプロジェクト等を見込みながら、必要に応じて、やはり見直しは必要であると、このように考えておるところでございます。

○議長（谷口廣睦君） 濱口善元君。

○濱口善元君 この都市計画道路というのは、21年ぐらい前にできたものです。社会情勢の変化により、見直さなければならないところもあるでしょう。そう思いませんか。このままやると、そんなもんじゃないと思う。21年前と、そのときは私も年が若かったけれども、21年前と今とは違いますよ。そんなものにこだわる必要はないと思うんです。まして、国から言われたら、国に陳情なり行って、ここはこうしたいんだということだって

必要でしょう。そこを聞きたいんです、私。それはただ単にそのままいくんだと、そういうことでは、私納得しないですね。見直さなければならぬ部分があるでしょう絶対に、違いますかね。再度お願いします。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 現在定められておる整備につきましても、完全な状況に至るには、まだ現在40%と、こういうふうな整備率でございます。今後それを早く整備を達成しながら、必要に応じて来るべき時期には見直しは必要と、こういうふうと考えておりますので、決して今のままが満足ということではございませんので、必要に応じてしなければならない時点で、それはその時に応じてさせていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 濱口善元君。

○濱口善元君 今見直すと、ちょこっと聞こえましたので、ありがとうございました。

私の質問は、ただ単の質問であってはならない。厳粛に受けとめて誠意と気合をもって、早急に実現するように望むものであります。

これをもちまして、終わります。

○議長（谷口廣睦君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回はあす午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時11分散会

会 議 録

第 3 日

（平成8年6月13日）

○議事日程第3号

平成8年6月13日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原勇
小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

藤原まゆみ

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣
 市助 加藤宣雄

助 役 奥山武助
 収入 役 栗本春樹
 調整 監 稲垣増次良
 市長公室長 野呂修
 計画推進部長 山口奉文
 総務部長 小畑廣次
 財政部長 北川利美
 市民部長 南部和雄
 保健福祉部長 服部美次
 商工部長 黒田昭公
 農林水産部長 赤塚宗信
 環境部長 玉置泰生
 都市計画部長 西田喜大
 建設部長 矢田禎雄
 下水道部長 馬淵貞夫
 消防長 小山佳志
 病院事務長 平井俊英
 水道事業管理者 米津正夫

教育長 小竹章

代表監査委員 長谷川昭彦

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
 議事課長 福島和幸
 副参事兼議事課長補佐 藤井司

課付主幹兼議事係長 金 谷 喜 博
主 幹 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（谷口廣睦君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（谷口廣睦君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 皆さんおはようございます。

それでは、通告に従いまして順次発言をさせていただきます。今回は特に私ども市民クラブにおきまして、高齢化対策とあわせまして、今後の市政のうちで最も重要な課題の一つであります少子化対策についてと、現在の車社会におけます人と車、そしてまちと車の関係における道路整備事業という二つの問題について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、少子化対策への対応についてご質問をさせていただきます。長寿社会を志向いたしました社会システムの構築に向けまして、さまざまな動きがあります。その中で、出生率は低下を続けておりまして、少子化社会が出現しつつある今、21世紀を担う子供たちを健やかに産み育てる環境づ

くりが課題となっております。少子化は高齢化の進行と関連をするものでありまして、今後の社会を支えるという視点からも少子化社会が抱える課題に対応していくことは高齢化社会の諸問題の対応にもつながるものであります。ですから、本市における少子化の現状と課題を十分に踏まえながら、高齢社会における子供を健やかに産み育てる環境づくりの施策を今より示していくことが重要であると考えております。

平成2年のいわゆる1.57ショックでクローズアップをされました出生率の低下は、将来の経済や労働の需給あるいは社会保障に影響を与えるとともに、子供自身の健やかな成長に対する影響をも懸念がされております。出生率の低下の原因は、いわゆるシングル志向や晩婚化などによります若年層の未婚率の上昇が主なものと言われております。しかし、女性の高学歴化や社会進出、経済的な自立あるいは育児に対する価値観の多様化、また住宅事情や子供の教育費の高騰など、本当に多くの範囲にわたっての原因が影響されていると言われております。こういった出生率の低下にかんがみ、子供を健やかに産み育てる環境づくりが課題となりまして、平成6年12月に文部、厚生、労働、建設の4大臣によりましてエンゼルプランが合意、策定をされまして、教育、保育あるいは雇用、住宅などの多岐の分野にわたり、総合的に子育て支援施策を推進していくこととされましたことは、既に皆さんご承知のことと思います。そして、その一環としまして、財政的な裏づけを持つ行政計画、緊急保育対策5カ年事業が既に開始をされておりまして、この四日市市におきましても、昨年度よりモデル的な児童育成計画としまして、四日市版エンゼルプランの策定の準備が進められております。

さて、本市の出生数の推移を見ますと、もちろん減少を続けていたわけですが、平成元年の2,956人を底に、わずかずつではありますが、増加傾向を示しております。しかしながら、年少人口は減少してきておりまして、本市においても確実に少子化が進んでおります。また、世帯人員も

減少を続けておりました、1世帯当たりの人員は2.9人と平成4年から3人を切っておる状態でございます。このような核家族化の進行は、いわゆる育児知識の伝承の途絶えや不足を招きまして、育児に携わる母親の孤立感や育児不安を増大させております。また、本市の就学前児童数の方からの状況で見ますと、平成7年には1万8,525人と、平成2年時の就学前児童数の1万9,026人と比べましても、501人もの減少を見ております。しかしながら、保育園や幼稚園に入園している児童数は、8,959人と就学前児童総数の48%を占めておりました、平成2年時の8,897人という数字と比べましても、62人の増と確かに微弱ではありますが増加の傾向を示しておりました、就学前児童全体は減ってきてはおりますが、保育園や幼稚園へ入園する児童数は増えてきている。特に、低年齢児の児童にこういった傾向が顕著に出てきております。これは、本市における女性の就労状況にも大きく影響していると考えられます。近年の産業構造の変化やサービス産業の伸長などにより就業形態の多様化に対応いたしまして、男女雇用機会均等法、育児休業法などが施行されるなど、女性が働きやすい環境が整いつつある一方では、ライフスタイルや生活意識の変化などが相まって、女性の社会進出はますます進んできております。もちろん、本市におきましても同様でございます。女性の就業者数は年々増え続けておりました、昭和60年と平成2年の国勢調査での比較を見ても、4万9,946人から5万5,699人と約6,000人近くも本市の女性の就業者数が増えてきておりました、これは本市の全体の就業者数の40%を女性が占めているということでもあります。恐らく今後も本市の女性の就業者が増えていくことは確実でありますし、出産、育児が女性の就労状況に大きな影響を与えることにも変わりはないと思います。特にそのうちの第3次産業、いわゆるサービス業への従業者が増えておりました、本市の女性の就業者の65%を占めているという現実におきましては、日曜あるいは祝祭日、また年末年始の就労、そして就労時間帯の問題が産後の本市の現状の子育て支

援環境においては働く女性に保育や育児に少なからず不安を与えていることも事実であります。結婚をしたい、子供を産んでみよう、若い世代にそう思わせる社会を築く積極的な施策が今大切でありまして、そのかぎを握るものの一つに保育条件の整備の問題があります。その中でも、保育所は育児と仕事の両立を支援いたします中心的な施設としまして、大きな役割を果たしておりますが、前段で申し上げました社会状況の変化により、これまで保育所に求められておりました役割も大きく変化をしてきておりました、保育に欠ける児童から、保育を必要とする児童にまで広がってきつつあります。さらに、先ほど申し上げましたように、核家族化の進行によりまして、育児に携わる母親の孤立感や育児不安の増大などによりまして、保育所はより柔軟性のある保育対策や保育所の持つ専門的な機能を活用した子育て支援をも求められるなど、地域における育児センターとしての社会的な役割が要請されてきております。

そこで、本市の保育所の状況を見ますと、公立が30園、民間が18園の合計48カ所でございます。定員は4,425人で、現在の入所児童が4,008人、いわゆる措置率といえますが、現在90.5%と数字的には十分に充足しているように思われるわけですが、個々にこれを見ますと、乳児が入れない、年度途中に入所ができない、保育時間が短い、就業時間や休日等が保育所と合わない、そういった不満が聞かれておりますし、保育所によりましては、利用者に十分な満足を与えてない面や、年齢別の定員と入所希望者の年齢とのミスマッチなども聞かれております。また、大きな問題ですが、民間の一部では大きく定員割れをしている園もございまして、保育サービスの内容を含め、地域的な配置の面でもいろんな問題があるようです。保育所が保育時間の延長を初め休日保育や夜間保育、あるいは病児保育といった各種の保育サービスの要求に対しまして、現行の限られた施設と人的資源でいかにこたえることができるのかは確かに難しい課題であると思います。特に労働時間の短縮という今の大きな潮流の中にありまして

は、保育所に勤務する職員の労働条件にも十分に配慮しつつ時代の要請にこたえていかなければならないという大きな問題がございます。

そこで、こういった問題に対しまして、4点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、本市の保育所は数の上でも地域的な分布におきましても、公立保育所の存在が圧倒的であります。本市における保育の現状と課題を踏まえますと、この公立保育所が主体となりまして、多様化する保育需要に対応しなければ、多くの効果が期待できないのは確かに事実であります。しかし、先ほど指摘をいたしました保育所に対する幾つかの不満や評価に照らし合わせてみますと、公立保育所の運営が今の時代の要請に十分に対応できず硬化している感があることも否めないと思います。公立保育所は、本市の保育行政を推進して、保育水準の維持向上を目指す立場にあり、公立保育所が7割近くも占める本市の現状からは、特に公立保育所の動向が本市の保育全体のあり方を左右するといっても過言ではないと思います。民間保育所が既に対応しております延長保育あるいは一時的保育事業などにつきましても、もちろんですが、前段で申し上げましたその他の特別保育サービスにつきましても、公立保育所の対応の遅れ、また、なぜ対応ができないのかなどの再検討も必要であると思います。行政として、この点についての今後の施策をお伺いしたいと思います。

2点目でございます。当面は多様化する保育需要に対応するために、地域における具体的な保育需要を見きわめながら、既設保育所の機能強化を進めていく、あわせて、隣接する保育所での役割分担方式や、事業によっては連携などを考えることも必要ではないかと思うわけです。その際、一定の区域内での保育所が保育所群を形成していく、構成をしていく、そういった柔軟な対応も必要かと考えております。また、新たな保育サービス事業に取り組む場合には、全市的あるいは画一的な取り組みではなくて、公立、民間にとらわれることなく、地域の実態に即して、取り組みの可能

な施設から進める。そして、全体としての保育事業の質的な充実を図るべきと考えますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、最近、各都市におきまして、子育てや育児にかかわる市民グループの活動が伝えられております。これは母親やボランティアが中心となりまして、時には専門家の指導を受けながら、地域の子供たちを保育したり、あるいは絵本の読み聞かせをしたり、そういったいろんな活動をしております。そして、それぞれが独自の目的と機能を持つもので、当然運営の方も独自に、そして自主的になされておるわけです。本市におきましてもこうした市民グループの活躍を多く耳にするわけですが、行政とのかかわりが比較的薄いように思われます。ですから、このようなグループを十分に把握をいたしまして、参加希望者が容易に利用できるように、特に情報や窓口の一元化を図るなど、地域保育の支援体制づくりも必要かと考えております。もちろん、昨日、市民部長よりご答弁がありましたように、現在女性課の方では、ファミリーサポートシステムが着々と進められておりまして、9年度からスタートする、そんなふう聞いておりまして、大いに期待をしているところでありますが、また、子育てサークルへの支援も行っているというふうなご答弁もいただいたわけです。ですから、そういった個人や市民グループに福祉や環境、あるいは地域活動といった社会性のある事業でそれらの自立や支援をするのがねらいのもので、特に財源的な支援については、本市ではまだまだ整備がされておられません。これは一つの例でございますが、熊本の方では、エンゼルプランあるいはエンゼル基金というのがつくられておりまして、いろんな地域活動をするグループあるいは個人にその基金から資金的な援助を行っている。あるいは大阪や川崎におきましては、女性のための施策でありますけれども、市の方が銀行の方に預託をいたしまして、そこから低利あるいは無利子で融資をする、自立を促す、団体、個人に支援をしていく、そういった事業も試みら

れているようでありますので、こういった事業についても、地域保育の支援体制づくりという観点からもあわせて整備をしていく必要があるかと考えますが、この点についてのご所見をお聞かせいただきたいと思います。

最後の4点目ですが、少子化に関する施策あるいは事業は、児童福祉、教育、住宅問題あるいは女性施策など、本当に広範多岐にわたっておりまして、従来の縦割りの行政でありますと、どうしても個別的な対応とならざるを得なく、総合的かつ効率的な少子化対策を講じることが難しくなってきました。ですから、今後少子化問題を検討するためには、行政内部の担当者から成りますいわゆるワーキンググループあるいはプロジェクトチームの設置、また現在既に四日市版のエンゼルプラン策定懇話会があるわけですが、今後も目標事業量達成に向けて、早急に行政関係者のみならず、学識経験者、市民、企業などを構成員といたします市長の諮問機関の設置などにより、幅広い意見を反映した提言を求めまして、施策に盛り込んでいく、そんな必要もあるかと考えております。そして、そういった組織や機関によりまして、2年程度の調査研究期間を設け、できれば平成10年ぐらいをめどに、前段で申し上げましたように、公立あるいは民間にとらわれることなく、地域における保育所群をモデル的に試行できるぐらいに検討していただきたい、そんなふうを考えておりますが、その点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

次に、道路整備事業に関連をいたしまして、居住地区内の車社会におけます人と車の折り合いについて数点ご質問をさせていただきます。居住地区内の道路のあり方は、基本的な視点といたしまして、人と車の折り合い、つまり、譲り合いの思想にあると私どもは考えております。自動車がある程度普及をいたしましても、街路や駐車する場所など、都市の空間的な容量に余裕があった場合は、人と車、まちと車の共存が暗黙のうちに成立をしておりました。しかし、自動車が各家庭に普及するにつれまして、人と車、まちと車の共存が困難になり始めたわけでございます。本市におきま

しても、乗用車の数を見ますと、年間4,000台近く増えてきておりまして、1世帯2台以上の車を持つ家庭の方が1台ないしは車を持たない世帯を超えるような、そんな車社会になってきております。本市の人口の増加数の倍くらいずつ増えてきているというわけです。このような車社会にはなりましたが、人と車、まちと車、道路と車の本当の意味での望ましいあり方はいまだ確立されていないように思っております。本市におきましても、これは例外ではありません。国道1号や23号、また国道365号や477号などの主要交通軸におきましても、交通需要の増大に伴いまして、慢性的な渋滞状況は激化の一途をたどっております。また、そういった交通渋滞は、生活道路への通過交通車を誘発させておりまして、居住地区内の道路において、人の通行まで危険にさらしておるわけです。ですから、人と車の折り合いがつかないとは到底思えないわけでございます。もちろん、本市におきましては、そういった交通渋滞の緩和と豊かな生活基盤を確保するために、道路整備の推進による渋滞解消を緊急課題として行っていると昨日の建設部長の答弁にありましたが、人にやさしい道路としての歩道整備や景観に配慮をいたしました道路整備等、精力的に進めていただいております。特に、街路事業といたしましては、堀木日永線、泊嶋線、阿倉川西富田線などの南北軸の整備、また千歳町小生線、赤堀山城線などの東西軸の整備を集中的に今行っていたおるわけですが、今回はとりわけ日永堀木線につきましてお伺いをするわけですが、笹川通りから中央緑地西日野線の間506mが供用開始間近であります。中央緑地西日野線以北の残り970mにつきましても、先日事業着手に当たりまして、国の方から内示があり、12月ごろには事業認可申請をするとの説明をいただきまして、喜んでいるところであります。

そこで、お尋ねをするわけですが、残り部分のうち中央緑地西日野線より鹿化川までの部分は道路を高架させて整備をするのか、あるいは長太雨水1号幹線沿いの居住地区内の道路と平面交差での整備なのかということ

です。高架させての整備ということになりますと、居住地区内の東西の分断ということがまず考えられます。また、景観上からも、遠くの湯の山を臨むことができるような地域でありまして、せっかくの自然の借景も台なしとなってしまいます。そして、何より近隣の民家やマンションの2階あるいは3階の窓の外を車が走っていく、そんな住環境の悪い状況が起こってまいります。一方、長太雨水1号幹線沿いの居住地区内の道路へと平面交差で整備をするといたしますと、今度は相当量の通過車両が地域内に飛び込んでくることは間違いありません。今でさえ車の対抗がやっとの道である上、この地域には近鉄の日永駅やバス停があります。また、この道路沿いには、市場があるという環境上、非常に人の行き来が多い道でありまして、ですから、人の通行に危険をさらす度合いがますます大きくなることも必至かと考えております。もちろん、その際には交差点改良を含め、あらゆる交通安全対策がとられることと考えますが、通過交通車両対策及び人の通行への安全対策についてのお考えをお聞きしたいと思います。またあわせて、堀木日永線の今後の計画と全線供用開始までの見通しについてのご答弁をお願いいたします。

次は、堀木日永線に関連をしております長太雨水1号幹線についてお尋ねをします。長太雨水1号幹線築造工事につきましては、常習浸水地域の解消ということで、年次的に整備をしていただいております。特に国道1号以西につきましては、緊急避難場所であります中央緑地への地区住民の避難路と平行をしておりましたが、豪雨時にはしばしば川があふれてしましまして、川と道の区別がつかないということがありましたことはもちろんですが、常習浸水区域の解消ということで、水路断面の拡幅工事を始めていただいたわけです。また、この工事区内では、開渠での拡幅工事が物理的に無理な狭い箇所がありました関係上、カルバートボックスにおきまして、暗渠での整備をしていただいております。平成9年度末には近鉄内部線付近までの整備が予定されておまして、雨水対策につきましては、

地域の皆様には一様に喜んでいただいております。また、近鉄内部線以西につきましても、雨水対策の継続工事として水路拡幅工事を順次整備を予定しているのとっておりまして、安心をしておりました。ところが、先ほど質問をいたしました堀木日永線の整備ぐあいによりましては、当初の様子と随分違ってまいるわけです。日永堀木線を中央緑地西日野線より長太雨水1号幹線沿いの市道日永東日野線への平面交差で整備をするとなればもちろんですが、鹿化川まで高架整備をするにしましても、恐らく長太雨水1号幹線沿いの、その道路に取りつけ道路が整備されると考えられるわけです。そうなりますと、この居住地区内の道路は東は旧東海道、そして国道1号、また西は泊船線に接続をします車の道路となってしまうわけです。しかし、この道は先ほども申し上げましたように、人の行き来が本当に多い道でございまして、どちらかといえば、人の道路であるというふうに考えておりました。車の道路となってしまうと、当然交通量も多くなりまして、歩行者の危険の度合いも増すことは確実でございまして、特に、近鉄内部線以西も水路拡幅工事による雨水対策整備ということですから、恐らく道幅も今より狭くなるのではないかと考えております。そうなれば、交通量が増える分だけ確実に人と車の折り合いは悪くなってまいります。そういった点からも、近鉄内部線から西の雨水対策継続工事についても引き続きカルバートボックスによる暗渠化で整備を進めていただき、この地域の緊急避難場所であります中央緑地への避難路という防災対策道路としての観点からも人と車の折り合いのいい安全な道路として整備をしていただきたいと考えますが、この点についてのご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

また、その際には、人にやさしい道路としての歩道整備は言うまでもございせんが、既に道路となっております国道1号より旧東海道の部分、さらに近鉄内部線までの部分につきましても、交通安全対策上、できる限り早い時期において、歩道整備に着手をいただきたいと考えておりますの

で、この点もあわせてご答弁をいただきますように、お願いを申し上げます。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口廣睦君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の第1点目、少子化社会への対応についてお答えを申し上げます。

本市の出生数や女性の就労状況を踏まえつつ、少子、高齢化社会の保育施設のあり方についていろいろと貴重なご提言を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、特別保育事業の取り組みにつきまして、公立保育所の対応が遅れているのご指摘がございましたが、本市におきましては、公私の特性を考慮しながら、公立保育園においては、その公的使命感から障害児保育などの充実に鋭意努めてまいったところでございます。一方、延長保育や一時的保育事業等の特別保育事業の取り組みにつきましては、多様な保育ニーズに柔軟かつ機敏に対応できる民間保育園の持ち味といったものをかんがみまして、民間主導で進めてまいったわけでございます。また、一定区域で保育園群を構成するという斬新なご提言をいただいたわけでございますが、多様化する保育ニーズに対応するためには、一つの保育園で多くの機能を持たせることは保育スタッフの確保や施設の整備面で非効率な部分も生じてまいります。地域の保育ニーズを分析しながら、公私を含めた各保育園の役割分担を研究していく必要があると思われまいます。したがって、市全体の保育園体制のあり方について、なるべく早い時期に検討会を設置するなどして検討してまいりたいと考えております。

なお、子育てにかかわる市民グループの活動に対する支援につきましては、先進的に取り組んでいる自治体もございまして、それらを参考に、研究してまいりたいと考えております。

最後に、本市の児童育成計画、すなわち四日市版エンゼルプランは、子供を巡る生活環境の整備、子供を産み育てるためのよりよい社会の実現といった生育環境の整備を目指しており、このプランの策定に当たっては、保健福祉部を中心として、庁内各部で構成し、民間の各界各層からのご意見もちょうだいして、総合的に検討を進めております。少子化傾向がこのまま進みますと、近い将来、社会保障費用に係る現役世代の負担が増大し、ひいては社会全体の活力の低下を招くなど深刻な社会問題であると受けとめております。したがって、このプランの策定後におきましても、教育、就業、保育、福祉といった各方面からプロジェクトチームを結成するなど、全庁的な体制で取り組んでまいりたいと考えており、ご指摘の民間の諮問機関の設置につきましても、議員を初め各界各層のご意見を十分にお聞きした上で設置に向けて検討してまいりたいと存じますので、どうかよろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 2点目の道路整備事業に関連してということでお答えをさせていただきます。

まず、堀木日永線の現状と今後の計画ということでございますが、ご承知のとおり、堀木日永線につきましては、ちょうど近鉄駅の中央通りを真っすぐ西へ来まして、行きどまりとなっておるわけでございますが、あそこの南北の道路が堀木日永線でございます。通称図書館前通りでございます。基点といたしましては、中央通りから北へ真っすぐ突き当たったところから、柳道路というのがございます。都市計画では稲葉町大井手線というわけでございますが、そのところを基点といたしまして、ずっと真っすぐ南下いたしまして、松本街道のフォーラムというところでT字路になっておりますが、これから南進しまして、鹿化川、天白川を超えて、笹川の通りへ行く区間、これが堀木日永線として内々の南北の幹線と、こう

いうふうな位置づけをしておるわけでございます。この堀木日永線につきましては、全長が2,630mあるわけでございます。そして、幅員としましては、基本的には16mでございます。このうち、先ほど申しましたように、松本街道から稲葉町大井手線の区間につきましては、約1,150mは既にご承知のように完了いたしておるわけでございます。それから、南が全体的に未整備になっておるわけでございますが、その中で、笹川通りから天白川の間約510mでございますが、一応笹川の交差点も改良いたしました。それから、天白川にも一昨日、つんつく大橋ということで、橋も完了いたしました。その間の道路につきましては、今年度で整備は完了する予定でございます。現在も若干沿線の利用ということで、暫定で供用開始をしていただいております。したがって、これからやるのは、つんつく大橋から松本街道の間970mを今後進めていくと、こういうことになるわけでございます。この間につきましては、ちょうど市道の中央緑地西日野線という、ちょうど中央緑地の進入する交差点から西を向いた道路でございますが、これがございまして、その次に、近鉄西日野線の鉄道がございます。これにつきましては、高架でまいります。市道も鉄道も高架でまいります。そして、徐々に6%の勾配で落としてまいります。そして、長太川のところで、先ほど言いましたように、日永東日野線、長太川の道路で交差点として平面でタッチをいたします。それから、また徐々に上がりまして、鹿化川は橋梁で渡ります。そして、橋梁の前後は当然勾配がつくわけでございますが、それからはフラットでいきまして、松本街道へ続いていくと、こういう計画でございます。今の段階といたしましては、この鹿化川のつんつく大橋から市道については、幅員的には約10mのボックスで通ります。そして、近鉄高架については、我々としてはピアの形で行っていきたくて、ということで今年度事業認可をとるために今現在、詳細な設計に取りかかっているところでございます。若干近鉄高架の前後につきましては、やはり地域の土地利用ということも勘案しなければなら

いと、こういうことで、若干副道を両サイドに抱えていきたいと、こういうことで現在事業認可をとるべく進めておるところでございます。したがって、全体としましては、ボックスを鉄道、橋梁と、それから特に鹿化川から以北につきましては、常磐地区には大変な人家もございます。事業費としても膨大になるわけでございます。したがって、我々の大変欲目でございますが、平成十四、五年に何とか供用開始したいと、このように思っておるわけでございますが、何分にも事業費もかさみますので、それには大変厳しい状況であるわけでございますが、今後とも一生懸命努力をしていきたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

それから、日永東日野線と人と車の折り合いのいい安全な道路と、こういうことでございます。この道路は、中央緑地の国道1号の四日市木材市場から西向いて、東の方へ行く長太川と並走した道路でございます。確かに現在は狭くございまして、下水道整備計画の中でも、今年度末で旧東海道までは下水道の長太雨水幹線として暗渠がなされまして、既に完了いたしております。それから以西につきましても、現在同じようなオープンの水路と道路と、このようになっておるわけでございますが、下水道の関連もございまして、一緒にお答えさせていただきますが、この下水道の現在の段階では、長太雨水1号幹線としては、現認可では、近鉄内部線までと、このようになっておるようでございます。したがって、今後、次の認可区域の拡大の中で、ご要望等も十分踏まえた中で、対応を考えていただくと、このようになっております。私どもの方も、この道路、堀木日永線が当然タッチすれば、確かにご指摘のように、人も車も増えると、これは十分認識しております。私どもも下水道整備計画と合わせながら、長太川をできるだけ暗渠化して、道路整備を図っていきたくて、このように考えておりますので、今後下水道部と十分調整を図りながら対応をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、最後になります。現在できております旧道から国道1号に至る暗渠化された部分につきましては、これから地域の皆さん方とも十分協議をしながら、その方向を定めながら年次的に歩道の整備に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございました。最初の少子化社会への対応についての質問のうちで、1点目の本市の公立保育所の運営が時代の要請に十分に対応できず硬直化をしているのではないかと、また多様化しております保育サービスについても、民間が先行してありまして、公立保育所の対応が遅れているのではないかとという質問であったわけですが、部長の答弁にありましたように、本市の公立保育所がその公的な使命の立場から、近隣の市町村や同格都市に先駆けまして障害児保育に十分に取り組んでいただきましたことは、非常に感謝をいたしております。ほかの都市からも非常に高い評価をいただいておりますことは、私自身も十分に承知をしているところでありますし、部長おっしゃいましたように、特別保育事業につきましても、柔軟に対応できます民間主導で進めてもらっている、そんなようなご答弁だったと思いますが、延長保育や一時的保育事業などが民間主導で進められており、そういった公の立場で障害児保育などに取り組んでいただく、それはよくわかるわけなんです。四日市全体を一つの大きな地域としてとらえるならば、公私がそれぞれの持ち味や役割を發揮して、あるいは分担をして本市全体の保育施策を進めていただくと、それはわからないこともないわけですが、しかし、前段でも申し上げましたように、本市の保育所は公立は30園、民間が18園で、公立が民間の倍近くあるわけですが、今後はさらに多様化する保育ニーズに民間18園で対応していくことは、それぞれの地域の具体的な保育需要とか、地域の特性に応じた保育事業の展開という点においては、これは明らかに

量的に不足が生じるんじゃないか、そんなふうを考えるわけです。ですから、これは2点目の質問とも関連をいたしますけれども、一定区域内での、あるいは地域内での保育所による保育所群を構成する場合でも、部長の答弁にありましたように、役割分担をしていただく、その中でも今後も公立保育所がその公的な使命から、障害児保育や、あるいは病児保育なんかも入ってくるんじゃないかと思いますが、育児、子育て支援センターなどの中核的な役割を担っていくんじゃないかと、そういうふうには私と考えております。また、今後は先ほども申し上げましたが、女性の就労状況を考えましても、一層ニーズが高まってくると考えられます延長保育や一時的保育事業はもちろんですが、休日保育やあるいは夜間保育などの他の特別保育事業におきましても、民間主導をお願いをしていくとなりますと、公私の現在の四日市の保育所の数が逆転をするぐらいでないと、今後のそういった民間主導の多様なニーズにはこたえられないんじゃないか、そんなふうには思っているわけです。ご答弁では、公私を含めて各保育園の役割分担も研究をしていただける、そんなふうには伺ったわけですが、既設の公立保育所についても、その地域の保育ニーズにおける役割分担いかんでは、公設民営まで踏み込んだ議論も必要ではないか、そんなふうには考えておるわけですが、そういったことも含めてのご答弁であったのかどうか、その辺、再度いただきたいと思っております。

3点目の地域に根差しました自主的な保育活動や子育て支援につきましては、十分に研究をしていただく、先進都市の例を見ながらしていただく、そんなご答弁をいただきましたが、特に地域保育では、母親同士の交流の促進や地域社会の連帯感の醸成、あるいは育児不安の解消などの十分な効果が期待できると思っておりますので、保育所はもちろんでありますけれども、地域の児童館や、あるいは学童所なども連携をとりまして、活動拠点となる施設や基金あるいは融資などによりまして、積極的に財政的な支援も考えていただきたいと思っておりますので、この点につきましては、要望にとど

めさせていただきます。

4点目の本市における総合的かつ効率的な少子化対策を講じることにつきましても、少子化問題を社会的な問題として十分深刻な問題として受けとめていただいているというふうなご答弁だったわけですが、四日市版のエンゼルプラン策定によりまして、目標年次の12年度におきます保育サービスの事業量の推計とその目標の達成に向けまして、育成環境の整備というんでしょうか、そういったものを目指していただくわけですから、プロジェクトチームあるいはワーキングチームといった全庁的なものをプラン策定後とは言わずに、すぐにでも全庁的な取り組みとして少子化対策に取り組んでいただきたいと思いますが、この点につきましても、総合的な政策的な判断もあろうかと思っておりますので、市長の方からご答弁いただけたらと、そんなふう考えております。

次は、道路整備事業に関連いたしまして、住居区域内の車社会のお話でありますけれども、1点目の堀木日永線の道路整備につきましても、長太雨水1号幹線沿いの市道日永東日野線に平面タッチして整備をしていただくというご答弁をいただきました。前段で申し上げましたように、この道は非常に人の行き来が多い道でありますので、このような居住地区内に平面タッチでの整備ということになりますと、新たに一つ新しい交差点ができるわけです。ご存じのように、交通事故で一番多いのは交差点あるいはその付近でございます。ですから、くれぐれも通過交通車両が人の通行への安全を妨げることがないような、人と車の折り合いのいい交差点改良を、これはあわせてお願いをしておきます。

次は、堀木日永線に関連をいたしました長太雨水1号幹線につきましても、建設部長の方からまとめてご答弁をいただいたわけですが、安全な道路整備ということで、近鉄内部線の西の方も暗渠で整備をしていく考えを持っているんだ、そんなふうにご答弁を伺ったわけですが、一応下水道部長の方からも、その辺のご答弁をいただいております。

なふうと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、既に暗渠化をされております国道1号から旧東海道、それから内部線までの工事にまだ入っておりませんが、その間におきましても、既に道というふうになっておりますので、景観上、歩道整備していただくというご答弁をいただきましたわけですから、街路樹の植樹あるいは草花の設定、そういったものも、ぜひ景観を配慮した歩道整備をお願いをしますとともに、今後のことになっていきますけれども、内部線の西以降についても、同様の整備を考えていただきますように、この点は要望をしておきます。

最後に、堀木日永線につきましても、旧東海道が通過交通車両によりまして、いわゆる前の議会でも申し上げましたけれども、間道になっているわけです。ですから、少しでも早く昔の歴史を感じるような道に返してほしい、それが地域住民の願いでありますので、部長の方から、平成14年をめどに、何とか堀木日永線の供用開始を全力でやっていただけるということですので、ぜひ滞りなく14年に供用開始ができるように頑張ってくださいように、これは要望をしておきます。

以上、2回目の質問を終わりますが、答弁だけよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの公私の比率の割合までも考えての答弁だったかということですが、まずは、一定地域内の保育のニーズ等を分析し、公私を含めて配置とか役割を議論してまいりたい。その議論の中で、先ほどご指摘のようなことも、議論されれば、そのような方向も議論がされていくのかな、そんなふう思っております。

○議長（谷口廣睦君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。先ほどお話のありました少子化の問題、そして育児の問題、これらにつきましても、私は単なる保育所のあり方あるいは幼稚園のあり方ということだけでは結論が出しにくい

と思っております。やはり、社会全体において、どう今後の次代の子供たちを育成していくかという大きな課題だと思いますので、やはりこれは全庁的な取り組みをしなきゃならないというふうに思っておりますので、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 下水道部長。

○下水道部長（馬淵貞夫君） 長太雨水1号幹線の近鉄以西の暗渠化についてお答えします。以西につきましては、今後認可をとっていくわけですが、その中で、既設水路断面で計画断面が築造できないことも予想されますので、暗渠化について前向きに検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。

1点目の少子化社会への対応につきましては、市長がおっしゃるように、保育所とか幼稚園だけの問題ではない、私自身もそういうふうなとらえ方をしておるわけですが、その中で、これから恐らく大きな議論になるんじゃないかということで、地域の保育ニーズを分析していただいて、公私を含めて議論の中に入ってくるであろうと、公設民営の問題が入ってくるであろうという部長の答弁をいただきましたわけですが、どちらにいたしましても、結婚とか出産につきましては、個人の問題でございますので、行政がかかわるものではないと思っておりますが、その結婚や出産あるいは育児や子育てを支える環境づくりといえますか、そういったものは行政の方で整備をしていくことができるんじゃないかというふうに考えております。特に本市におきましては、30万都市を目指しておりまして、だれもが住みやすく、住みたくなるようなまちづくりを目指しておるわけですので、子供たちを健やかに産み育てられるような、そんな環境づくりを大きな課題の一つと考えておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

市長のご答弁と関係ございますが、21世紀の社会を展望していきますと、少子化、高齢化がもたらします社会的な課題は非常に大きなものがあると思っておりますので、ぜひ全庁的にとらえていただきまして、各界各層において十分にご議論をいただきまして、その体制づくりを進めていただきたいと思っておりますので、この辺は強く要望をさせていただきます。

道路整備につきましては、下水道部長に念を押させていただきましたわけですけれども、今後も、今回のように、こういった下水道事業と重なってきたり、あるいは一方通行の規制とか、大型車両の通行をこの際禁止してほしい、そんなような公安当局とのかかわりなんかも出てくるんじゃないかと思っておりますし、先ほど建設部長からもありましたけれども、特に鉄道なんか、踏切の問題なんかも出てきまして、なかなか拡幅工事で非常にネックになっているというふうなことも伺っておりますので、こういった人と車の折り合いのいい安全な道路の整備につきましては、くれぐれもそういった点に注意を払っていただきまして、十分に各関係者と協議をいただきながら、安全な道づくりをお願いしておきまして、今回の質問はこの程度にとどめさせていただきます。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川政人君。

〔小川政人君登壇〕

○小川政人君 政友クラブの小川でございます。どうかよろしく願いいたします。

北部副都心構想について、その中身で、特別委員会に関する富双地区の問題とかF A Zの問題がちょっと出てきますけれども、深く議論をするつ

もりはありませんので、その点はお許しをいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目は、私立幼稚園の役割と助成についてであります。

私は、初当選以来、他の数人の同僚議員の方々と、本市の私立幼稚園の園長先生方と懇談する機会を持っておりますが、現在、私立幼稚園の園長先生方は、将来の私立幼稚園経営について大変不安に思っておられるのが胸にひしひしと伝わってまいります。

さて、本市での幼児教育への取り組みは、九鬼市長の時代には財政面から幼児教育は私立幼稚園に委託した方がよいとの考え方であったと聞いておりますが、その後、市民ニーズにこたえる形で公立幼稚園の充実に力を注いでまいりました。1年保育から2年保育へと、平成7年度からは3歳児保育の試行が始まっております。その間、私立幼稚園では、子供の少子化などの児童数の減少を保育年齢の低下で経営の悪化を防いでまいりましたが、公立幼稚園の3歳児保育の始まりで、この先、私立幼稚園の将来の見通しが大変困難な状態になってまいりました。

そこで、お尋ねいたします。教育委員会は、本市の幼児教育に私立幼稚園が果たしてきた役割への評価とこれから本市に私立幼稚園は必要としないのか、また必要とするならば、公立、私立の役割分担をどのように考えておられるのか、お聞かせください。役割分担が明確にならなければ、将来の経営見通しも立たず、新たな投資意欲も研修意欲もわいてまいりません。ぜひご答弁お願いいたします。

市民の公立幼稚園のニーズの高まりの大きな原因の一つは、公立、私立間の保育料の格差が年間約12万円ぐらいあることだと思われまます。ぜひこの保育料の格差を保護者に就園激励金として助成してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

本市は、現在、私立幼稚園とその保護者に対する補助はどんな制度があるのか、その金額はどれくらいになるか、また1児童当たり幾らになるの

か、教えてください。また、公立幼稚園児1人当たりの本市の財政支出は幾らになるのか、教えてください。

次に、北部地域の諸問題についてお尋ねいたします。平成7年度の3月議会では、東洋紡富田工場の操業停止があるのではとお尋ねいたしましたが、先日の新聞発表で来年3月に全面操業停止をして、その跡地約15万㎡はジャスコと協力してショッピングセンターにするとの発表がありました。富洲原地区の住民といたしましては、同地区は土地が少なく、1戸当たりの面積も小さいので、若い世帯の転出など人口の減少と高齢化率の上昇など過疎化が進行しておりますので、平田紡績跡地とともに、もし東洋紡富田工場が操業停止になれば、ぜひ住宅地として富田・富洲原地区の住民に優先的に割り当てていただきたいと思っておりました。同工場跡地を取り巻く道路事情からいっても、よほど思い切ったショッピング街にしないと、ショッピングセンターでは交通事情が悪化するばかりで、大変地元迷惑がかかるとの一方ですので、反対をしておきます。どうか行政当局のお力添えで、業者に再考するよう説得してください。そうは言っても、この規制緩和の時代に、民間企業に対して計画取りやめは強制できないであろうから、開発に伴う諸問題について地元と十二分に協議をするよう指導ください。

私の方からも、少し当局のお考えをお尋ねいたします。同工場の隣には、同工場とともに、発展、衰退してきた東洋町商店街があります。同商店街への対策をどのように考えておられるか、お聞かせください。また、同工場の正門から北へ工場の塀伝いに県道四日市港松原線まで4と9のつく日には、富田・富洲原地区の人々が親しんできました「四九の市」が開催されてきました。この四九の市はどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。また、同工場内には結構緑がありますが、ショッピングセンターができると、売り場建物と駐車場だけになって、殺風景にならないか心配です。ぜひ緑あふれるショッピング街にするようにご指導いただきたいと思えます。

同工場は、明治政府の富国強兵政策でつくられた歴史的な工場であり、その建築物も本市にとっての紡績産業の歴史をあらわす建築物ですので、富双地区などへ移設して、本市の物産品売り場などに利用できないでしょうか、お尋ねいたします。同工場の西側は、国道1号に隣接しており、南側にはJR、三岐鉄道富田駅東口から富双地区につながる道路が隣接しており、東側は県道四日市桑名線が蛇行しながら通っております。国道1号は、現在でも川越地区の国道1号沿いに商業施設が集積したために日曜祭日はもちろん、平日でも時間帯によっては、上りは大変渋滞しております。その上、大型ショッピングセンターができれば、現状では車の流れがとまってしまうのではと思われまます。その対策についてお尋ねいたします。

また、東側の県道四日市桑名線も、国道1号が渋滞すれば同道路も迂回する車で渋滞いたしますし、同道路は大変蛇行しておりますので、直線道路にするように指導してほしいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

南側の道路は、私の考えでは将来富田総合駅をつくる時に駅から港への重要な道路になると思いますので、4車線の道路を確保してほしいと思いますが、いかがでしょうか。同ショッピング街と道路と接したところは人または自転車が自由に出入りできるよう開放的に設計するよう指導することをお願いいたします。また、地元東洋町商店街が同ショッピング街と隣接した専門店街として共存できるように、同ショッピング街の店舗配置を考へること、同商店街への生き残りのためのまちづくりに助成、特別融資などを行うことを強く要望いたします。また、四九の市が開催できるよう、当局のご努力をお願いいたします。

十数年前から北部副都心構想という言葉をよく聞いた気がいたしますが、その構想は、どなたが提唱されたのか、どの程度計画されたのか、どの段階で計画が没になったのか、お尋ねいたします。

その北部副都心構想を再度提唱したいと思います。東洋紡績富田工場跡

地にショッピング街ができますと、近鉄富田駅西にありますビッグバーンは東洋紡績との契約切れも迫っておりますので、取り壊されることが予想されます。その跡地を体育館を含めて東洋紡績から譲り受けてほしいと思います。そして、その跡地を富田地区の再開発事業や土地区画整理事業の種地として活用できるのではないかと思います、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

東洋紡績跡地のショッピング街計画、周辺道路の整備、富双地区の開発計画、FAZ誘致、当局はFAZは土地の売れないハイテク工業団地で具体化したいと思っております、そんなこそくな考え方には賛成できません。富田総合駅を核とした北部副都心構想という大きな枠の中で都市計画を早急に立てていただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

以前に東京に対する横浜、大阪に対する神戸、名古屋に対する四日市では、四日市は地理的条件が神戸、横浜によく似ておるが、大変発展が遅れているというようなことを言った覚えがあります。計画推進部長も、就任早々同じようなことを言われましたが、四日市が神戸や横浜のように発展するには、港と鉄道が大きな役割を果たすものと思われまます。その意味でも、富双地区や花園地区に商業集積を図れば、名古屋からJR及び近鉄で約30分、総合駅をおりれば15万㎡のショッピング街、その先に徒歩10分の距離に輸入雑貨や地場産品やFAZなどの商業集積を計画すれば、名古屋地区の人々をも含めた商業のまちとして北部副都心構想は十分発展していくことと思ひます。いかがお考へでしょうか、お尋ねいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願ひします。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 第1点目のご質問についてお答へいたします。

質問の要旨は、私立幼稚園が幼児教育に果たしてきました評価、役割分担、助成についての補助金等であったと思います。幼児期は、身体的には発達の基礎ができる時期でありまして、精神的にも知的発達が著しく生涯を通しての人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期でございます。市内には公立幼稚園が22園、私立幼稚園が18園設置されておりまして、公立幼稚園、私立幼稚園ともども特色ある個性豊かで多様な教育活動を展開しております。現在、私立幼稚園に在園する園児数は3,225人であり、このうち4、5歳児の在園率を見ますと、市全体の4、5歳児の在園児の約61%に当たり大きな比率を占めておりまして、私立幼稚園の果たしている役割は極めて重要であると認識しております。この認識のもとで、市といたしましては、公私立幼稚園が共存共栄することが重要であると考えまして、公私立幼稚園、保育園及び関係団体等で組織します幼児問題連絡協議会を組織しまして種々の問題、課題について、相互に意見調整を行い、役割分担を図ってきております。

また、国、県におきましても、私立幼稚園に対する認識は同じでありまして、重要な政策課題と位置づけ、私立学校振興助成法の趣旨に基づき、経常費の助成、税制上の優遇措置など、各種の振興施策が講じられているところでございます。

保育料の公私格差につきましては、公立が月額6,900円に対しまして、私立は平均で月額約1万6,300円であり、かなりの格差が生じている実情でございます。その改善を図るための保護者への補助金といたしまして、国の制度に基づく低所得者を対象としました就園奨励金補助金としまして、市民税額により、非課税世帯、それから所得割非課税世帯、所得割8万1,100円以下の世帯に対しまして、それぞれ11万8,500円、9万2,600円、5万3,100円を補助しており、さらには保育料補助金として、1人当たり年額6,200円を補助しております。保育料補助金につきましては、わずかずつではありますが、増額を図ってきたところでございます。先ほども申

し上げましたように、私立幼稚園の果たしている役割の重要性にかんがみ、今後も公私格差の改善に努めてまいりたいと存じます。そのほか、私立幼稚園への助成としましては、運営費補助金として1園当たり45万円、健康診断料補助金として1人当たり内科650円、歯科430円、研修費補助金として職員1人当たり1万1,000円を補助しております。これらの私立幼稚園への補助金を園児数で見ますと、おおむね1人当たり年額4万円となります。また、公立幼稚園の1人当たりの財政支出は人件費を除いて年間約9万6,000円となっております。

いずれにいたしましても、近年の少子化傾向の中、私立幼稚園が厳しい経営状況にあることも認識しておりまして、今後とも公私の格差是正に努めるとともに、公私が役割分担を行い、共存していくことを最重点として特に3歳児保育の実施に当たりましては十分に意を用い、私立幼稚園の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいまのご質問の中で、北部地域の諸問題について、まず東洋紡績富田工場の操業停止に伴います商業施設の進出への開発指導及び周辺商店街、商店への振興対策についてからご質問にお答えしたいと存じます。

東洋紡富田工場の閉鎖につきましては、ご質問のとおり、新聞報道にありましたように、東洋紡績のリストラの一環といたしまして、平成9年3月には閉鎖をして、その跡地利用として大型の商業施設が計画されているということをご承知のとおりでございます。商業施設の概要につきましては、関係者の方から事情を聞き取りましたところ、現在のところまだ明確になっていないわけでありまして、今後検討していくということでございます。したがって、今後ともその推移を注意深く見守ってまいり

ますとともに、その情報収集に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、この地に大規模小売店舗の開発に際しましては、ご提言ございましたように交通環境、自然環境に配慮した良好な商業施設となるように指導に努めるほか、地元の商店街、それから商店に配慮した商業施設づくりを要望していくということはもちろんでございますが、地元事業者等関係者への説明も十分行いますよう計画者に依頼をしましてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、商業施設の進出に伴いまして、同地周辺の東洋町発展会を初め、商店街等への支援策につきましては、商業者、商店街等が抱える諸問題に対しますアドバイザー派遣事業、商店街がみずからの手で地域の消費者ニーズにこたえていくためのまちづくり計画策定事業、また店舗改装等を行う場合には、現行利率が0.9%という低率の資金でございます小売商業活性化特別資金、さらには商店街活性化のためのイベント事業等を活用して近代化、活性化に対する支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、お尋ねの市でございますが、富州原四九の市といたしまして、これは昭和30年ごろより開催されております。現在、三十数店舗が4と9のつく日に出店をいたしておりまして、多くの皆様に親しんでいただいておりますところでございますが、今後の計画の推移を見守る中で、市としての対応の可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

次に、北部副都心構想でございます。この富田地区周辺には近鉄、JR、三岐の三つの鉄道がございます、旧来より本市の北部の中心地として栄えてまいりました。したがって、本市並びに周辺を含めた四日市地域全体として考えた場合、人口の集積も高く、産業の上でも重要な生活拠点の一つとして位置づけていくべき地域ではないかと考えておるところでございます。

ご質問の中に、北部副都心構想についてとございましたが、まず、これは昭和35年に策定いたしました四日市市総合開発計画の中に土地利用計画の中で富田、塩浜を副中心商業地として位置づけを行っておる、これがまず最初ではないかというふうに思います。それから、昭和42年度になりまして、北部地区において北部地域の総合土地利用計画策定に関する調査研究というのをしております。そして、その中で、富田地区は既成市街地につきまして、商業機能を向上させる、そして、副都心としての発展を図る。そして、そのための条件といたしまして、交通条件の整備、市街地の再開発を行うべきというふうに提案をされておるところでございます。それ以来、30年近くが経過してまいりまして、周辺には第2名神を初めとする国家的なプロジェクトも展開してまいりました。また、北部地区におきます社会、経済情勢も大きく変わってまいったところでございます。そこで、本市といたしましては、平成6年から平成7年度末まで約1年半かけまして、四日市市出身の大学教授、この方は名古屋大学の林という教授でございますが、この方を委員長にしまして、国土庁、運輸省、建設省の専門家、そして市からは助役、関係部長とで四日市都市圏（北部地域）開発整備プログラム検討委員会というのを組織いたしまして、幅広いテーマについて十分な検討をしてまいったところでございます。その中で、富田地区につきましては、三つの柱、一つは交通結節点としての機能強化、二つ目は生活拠点地域にふさわしい機能集積、3番目は住み続けるにふさわしい住環境の創出を柱といたしまして、段階的に地域整備に取り組むべきものであると考えまして、種々の方策を打ち出したところでございます。

具体的に申し上げますと、一つ目の交通結節点としての機能強化では、近鉄富田駅西口の駅前広場や富田萱生線の拡幅から始めまして、次いで富田駅の橋上駅舎化を図るとされておるわけでございます。ご指摘ございましたように、総合駅の件につきましては、交通結節点の機能発揮のためには、理想であるというものの鉄道間の乗りかえ需要などから見て、現時点では

かなり無理があるのではないかと思います。しかしながら、将来的には、名古屋圏全体の中で富田総合駅のメリットが生ずる可能性も大に残されており、十分考慮に入れたまちづくりを進めてまいりたいというふうを考えております。

次に、2番目の生活拠点地域にふさわしい機能集積では、商店街活性化を図る上で立地条件を生かして高齢化社会に必要な福祉の拠点形成を行うことや、四日市大学も視野に入れた形での商業集積、そして、十四川や旧東海道を生かしたまちづくりなども進めるべきとされております。その場合、区画整理事業単独でなく、優良建築物等整備事業や、街並み・まちづくり総合支援事業など各種施策を総合的に取りまとめていくべきであるというふうに提言をいただいております。

そして、最後でございますが、三つ目の住み続けるにふさわしい住環境の創出では、名古屋への利便性を生かしまして、旧来の住民のみならず、新規住民の流入も図りながら、災害に強い良好な住宅形成が特に必要とされておまして、そういった観点から老朽、狭小宅地の多い当地にふさわしい再開発のための施策の導入を検討していきたいというふうに考えておるわけでございます。ただ、前提といたしまして、住民みずからの積極的な参加、協力が基本となることは申すまでもございません。さらに、つけ加えますと、富田地区のまちづくりを進める場合、三重造船跡地の活用などウォーターフロントを結んだ考え方あるいは四日市東インター周辺の整備との関連も十分考慮しながら、広い範囲で検討していくべきであろうというふうに考えております。そういった意味で、四日市港霞ヶ浦地区から四日市東インター周辺までのエリア一帯での輸入促進地域、F A Zの形成も図ろうと検討を続けているわけでございます。ただ、このF A Zにつきましては、計画策定の主体が三重県であるところから、今後さらなる調整が必要であるというふうに認識をいたしております。

なお、冒頭申し上げました四日市都市圏（北部地域）開発整備プログラ

ム検討委員会で整理した内容につきましては、「環境厚生創造」これをキーワードとしてまとめてございまして、近いうちに議員の皆様方にお示しをしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 小川政人君。

○小川政人君 ご答弁どうもありがとうございました。

私立幼稚園の問題につきましては、言葉の上ではやはり私立の幼稚園の果たす役割というのは十分教育委員会の方もわかってみえるし、じゃあ具体的にどういうことを示してもらうんやと、私立の経営に対して、これから生徒数が減少をしていくのではないかと、そういうような不安に駆られる中で、3歳児の保育というのが公立で試行されてきておる。こういった中で、ますます私立の生徒の数が減っていくのではないかとというふうに考えても不自然ではないわけです。その辺の歯どめがはっきり明確になってないもんですから、私立幼稚園の経営について先の見通しが立っていないわけですから、私立幼稚園の経営について先の見通しが立っていないわけですから、その辺がもっと具体的にお話をいただきたいと思っております。

片一方では、保育料の差が、先ほど教育長言われましたように、月額約1万円ぐらい、年間12万円ぐらいあるわけです。役割は重要視していますよといいながら、保育料の差が年間12万円もある。そういうことでは、当然私立より公立の方へ流れていきます。また、私も議員としまして、地元から3歳児保育を地元でやってくれというようなことを言われますと、どうしても授業料が公立の方が安いために、それでは何とかしようかということにもなってまいります。そういった中で、私立と公立と、ぜひ父母の負担というんですか、保育料を同じにいただければ、少なくとも私立の経営者の方々は同じ土俵で公立、私立が競争できるということで、一生懸命経営がやっけていけるのではないかとというふうにも思います。

また、乱暴な意見を言いますと、今公立の幼稚園を全部やめてしまますと、私立の幼稚園にそのお金を全部補助してしまますと、四日市の幼

稚園の保育料は皆さん父母負担ゼロにすることもできるわけです。そういうような中で、公私の役割、かえって私立の方が市に対して財政的に貢献しておるのではないかというようなことも起こるわけです。財政部長にお尋ねしたいんですけども、思い切って私立の幼稚園の父母負担を公立、私立の格差をなくしていくような、思い切った処置をとれないか、お尋ねいたします。

続きまして、大型ショッピングセンターの問題ですけれども、まだ計画段階ということで、なかなかお答えはいただけないと思います。ただ、商調協の方とか大店法の問題で、計画がぱっと出てきますと、なかなかこれからは行政がタッチをしていくというのは難しいというふうに聞いております。そういった中で、地元の道路事情、そういった問題を解決していくには、相手側が計画を立ててからでは少し遅いのではないか。相手側の計画と一緒にこちら側の希望というものをすり寄せをしていただいて、こちらが地区住民とショッピング街が調和をとれるような、そういうようなショッピング街にさせていただきたいと思います。この辺はぜひご努力を期待いたしております。

また、富田地区の問題ですけれども、私どもも富田地区におりまして、どうしても富田地区が取り残されていくのではないかなと、そういうような不安に駆られるわけです。1戸当たりの面積も、15坪から30坪というところが大半であります。そういうような中では、とても駐車場のスペースも持てない、そういった中で、かなりの人口流出が起きております。その中で、貴重な東洋紡の跡地とか平田紡績の跡地は、我々富洲原、富田地区にとっては、住宅地にしてもらって、人口流出をとめたいというような気持ちも持っておるわけです。また、現在までにかかなり人口の流出が進んでおりますので、住宅地も歯抜けの住宅がかなりあります。そういったものを総合していきますと、区画整理の必要が出てくるのではないかなと思います。富田総合駅については、乗客の乗りかえという考え方ではなし

に、あの地区の開発計画の目玉というふうに私はとらえております。今ビッグバーンの問題は、民間の土地ですから、どうなるかわかりませんが、あの近辺には、駅を一つに統合すれば、かなりの空地ができてくるのではないかなと。また、東洋紡が操業を停止すれば、社宅なんかもあいてくるわけですから、その空地も活用できるのではないか、そういう目玉の施設を一つつくっていただいて、それから順々と区画整理をしていただいて、大きなまちづくり、交通利便性から考えても、現状のままにとどまっておくような土地ではないと思うわけです。それを昭和35年からいろんなことを考えていただいて、現在まだ旧来どおりのまちの姿になっているわけです。ぜひこの辺で神戸や横浜のようにはと言いませんが、もっと将来、あの地区に住んでいてよかったなというようなまちづくりを検討していただきたいと思います。

それから、何におきましても、地元の住民が区画整理に反対しておれば、それまでなわけですけれども、現在やはり土地が狭くなるとかそういった問題でなかなか区画整理に対して協力、理解が得られないわけですが、昨年の阪神大震災の例を見ますと、やはりこれからはああいうようなまちでは、全滅してしまうんだと、生き埋めになったまま焼け死んでしまう可能性があるんですよと、今すぐあなたの命は奪われないかもしれないけれども、子孫が奪われる、そういうような状態になる可能性はあるんですよというような宣伝をしていけば、将来必ず災害に強いまちづくりの必要性というのを理解してくださることと思います。そういった努力が行政の方で足りないのではないかというふうに私は思っております。1年余りたっているわけです。また災害のビデオを買われて半年以上もたっているわけです。そのビデオを、じゃあ密集地の住民の方々に見せてあげて、災害が起こればこういう危険があるんですよと、やはりこれから新しいまちづくりに再度考え直していただかなければいかんのですよと、富田の住民の皆さんにそういうようなことをやられたことはあるんですか、阪神大震災が起

こってから。そういう啓発運動が足りない。区画整理が途中で住民の理解が得られていない地区にこそ、そういった啓発が必要だったわけですが、それが私が聞く限りでは何ら行われていない。その辺のご努力をさらにお願いをしたいと思います。答えていただける部分は回答をいただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） ご指摘の件につきましては、大きな課題が極めてたくさんあると思いますので、研究課題とさせていただきたく存じます。

○議長（谷口廣睦君） 財政部長。

○財政部長（北川利美君） 今公立幼稚園に対して、全廃してでも私立幼稚園にその経費を回すということでございますけれども、現実の問題といたしましては、先ほど教育委員会の方からお答えいたしましたように、公立幼稚園のそれなりの意義というものがあられるわけでございまして、一挙にこれを廃止するような形は現実には難しい問題だと思っておりますし、私立幼稚園に対する助成にいたしましても、年々引き上げをいたしております。これから、先ほど市長が答弁いたしましたように、少子化社会に向けて幼児教育をどうするかという問題で、幼稚園、保育園を含めて総合的に検討していくということございまして、その中で、それでは一挙にそういうことができるのであれば、我々の方といたしましても、そういう対応をしていきたいと、そのように思っております。したがって、諮問機関ないし全庁的に検討した結果を踏まえた上で、我々是对応していきたいと思っておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） まず、東洋紡績の閉鎖に伴います後の大型ショッピングセンターが進出した場合に、渋滞等あるいは道路事情等どうなるのかということでございますが、ご指摘のとおり、やはり渋滞緩和の対策、それから道路の線形あるいは構造等につきましては、この計画が具体的に

進む中で、計画者の方と十分協議をして疎漏のないようにいたしたいと考えております。

それから、次の総合駅が北部開発の目玉になるのではないかと考えてございます。確かに将来的に考えまして、非常に大きなメリットが生じてくるという可能性はあるわけでございますが、現況をちょっと申しますと、現在の近鉄富田駅の乗降客というのは、平成4年の調査ですが、575万人でございます。四日市市内では、近鉄の四日市駅に次ぎまして多いわけでございます。そして、JRの富田駅が16万人ということで、35分の1でございます。そういうふうなことで、いきなりこれが総合駅ということにはまいらないと存じますが、将来の課題として検討させていただきたいというふうに思います。

それから、富田地区の区画整理は防災面においても、北部の開発においてもぜひ必要ではないかと考えてございます。これについては十分私も認識をいたしておるわけでございますが、若干この経緯について申し上げますと、富田地区の区画整理の啓発というのは、昭和54年に始めました。このときは、54haというかなり広い範囲で調査をいたしましたわけでございますが、その中で、住民の方とお話をしておる中で、昭和58年には18haに絞り込んで、そして富田中央地区区画整理協議会というのを発足いたしました。地区の方といろいろ協議を重ねてまいったわけでございますが、平成2年度におきまして、住民投票をした結果、やはり今すぐ必要ではないというご意見の方が多かったわけでございます。そういうふうなことで、平成4年にちょっと区画整理事業はとんざをしたということでございますが、やはり富田地区が本市の北部の玄関口として重要な位置でございますので、そういうふうな玄関口に必要都市整備と、それから思いがけない阪神大震災が起こったわけでございますが、やはり防災面、この二つから、私どもとしては再度啓発をお願いをしていくということが必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○議長（谷口廣睦） 小川政人君。

○小川政人君 私立幼稚園と公立との格差の問題ですけれども、私立幼稚園の生徒1人当たりには市の方から平均すると約1万円の助成になっておるわけですけれども、じゃあ公立幼稚園の生徒に対しては、市の方は年間幾らぐらいお金を使っているかという、50万円ぐらい使っているわけです。これだけの格差があるわけです。私立幼稚園に通っている園児の保護者も公立幼稚園に通っている園児の保護者も税金は同じように払っているわけです。ですから、50万円と1万円との差を埋めよというようなことは私は言わないわけです。ただ単に12万円の現況を、保育料負担が約12万円違うんだと、その差ぐらいは埋めたらどうですかというふうをお願いしておるわけです。だから、幼稚園教育のこれからのあり方の中で考えていきますと、先ほど言った乱暴な意見では公立の幼稚園をなくしてしまえば保育料の自己負担なしですよということもできるわけですから、その辺の折り合いの中で、12万円ぐらいの格差を現状の予算のまま埋めることができる可能性もあるわけですから、そういった方途を考えてほしいなと思います。

また、富田地区の再開発につきましては、従来からやっておる、とんざしたというようなことですが、私がお尋ねしておるのは、阪神大震災が起こってから、そのような危険性のある区域に対してどのような再開発を行ってきたか、ほとんど行ってきていないのではないかというふうには私は思っておるわけです。乾パンとか毛布とか、そういうようなものは備蓄されましたけれども、あの大震災を見てますと、乾パンとか毛布があったから、人命が助かったのではないんです。ほとんど密集地で生き埋めになって、生きたまま焼かれた方も大勢いるわけです。確かに100年に1回か200年に1回の出来事だと思います。ですから、なおのこと、地道にそういう密集地の解消に努力をしていただきたいわけです。そういった中で、大震災の後、そういうような活動を行政の方としてやってこられたのかな

と、その辺が大変不満に思うわけです。そういったまちづくりと発展というものを両方兼ね合わせていただいて、従来の旧市街地にはもう空き地も随分できておりますので、そういった面からもぜひ再度啓発に乗り出していただきたいと思います。

この程度できょうの質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川村幸康君。

〔川村幸康君登壇〕

○川村幸康君 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1番目に、市発注工事にかかわる安全管理についてであります。

最近、市内の各地域主要道路で集中工事が行われていますが、それに伴う交通事故の多いのが目立つように思います。集中工事が年末や期末時に多く重なり、市民の方には毎年同時期に大変ご迷惑をかけているという問題もあるのですが、この件についてはさておいて、今回は市発注工事にかかわる道路工事などの安全対策、安全管理についてお尋ねいたします。

現在、本市においては、下水道整備や道路整備及び市制100周年記念事業を迎えるに当たっての工事が市内至るところでなされています。その工事現場横や付近では、時折車線規制箇所が変更されるため、おっと危ないという思いをしたことが何度かあるのではないのでしょうか。私自身何度かありました。また、工事計画など工事関係看板が見通しの悪い道路周辺や交差点などの角にあり、運転手の死角になるため余計に危険度を高めているところもあります。聞きますと、そこは毎度のように接触事故が発生しているそうです。市内にはこのような場所が多くあるのではないかと思います。

れます。もし死亡事故まで起きたときには、本人の不注意での事故は別として、もう少し発注した市の関係者も含めて、工事関係者が安全ということに気がつけていれば未然に防ぐことが多少なりともできたのではないかと思うとき、悔やんでも悔やみ切れないのではと思います。

考えてみますと、最大の問題は、工事会社の安全に対する配慮が足りないのではないかと思います。具体的に言うならば、見通しのよいところへ立てるとか、死角にならない場所に設置する、そのような配慮が必要だろうと思います。そしてもう一步踏み込んで考えるならば、その工事を発注している本市にもその工事会社と同等の責任、あるいは本市は工事会社に対して安全対策の指導義務があるのではないのでしょうか。その責任は極めて大きいと思います。いずれにいたしましても、規制表示看板の大きさや張り出し方、見やすさなど、どれをとっても工夫がなく、親切さが足りないと思うものが多いように感じます。ましてや夜間工事においては視野が悪くなるため、明確に内容が把握できなくては意味がないのではと思います。しかし、現実には非常にわかりにくく、これでは事故を誘発しているようなものだと思います。市当局として、道路工事の安全対策、事故予防対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、この道路工事の安全対策とも関係するのですが、道路工事の安全管理をどうしているのかという側面もあるのです。実際、私も危ない思いをしたことがあると言いましたが、特に最近多くなったように感じるのが、道路工事中のとき、安全確保のために仕事をしてもらっているガードマンについてであります。それは私が家業の所用で市内の取引先を回っていたときのことで、私の取引先までの通路は通行可能であったのですが、取引先手前でガードマンが迂回を指示しているのです。私は、取引先を指さしたのですが、一向に動きがありません。通行可能なのになぜ通らせてもらえないのか、可能でないのならなぜなのか尋ねましたがなかなか返事がなく、答えてくれないのであります。不思議に思い、車からおりてよくよ

く見てみると、外国人女性でありました。大変驚きました。私は、外国人女性ということに驚いたわけではありません。ガードマンといえば交通安全のためのプロフェッショナルと考えていたからです。日本語も余りわからない、ましてやその付近の地理的なこと、日本の交通ルール等、その他いろいろな面から考えてみると、ガードマンとして働いてもらうには少なからず心配だと判断したからです。本市としても安全管理費などの名目で予算をつけているのですから、もう少し発注工事会社にガードマン等、いろいろな安全管理に対する質的向上を指導または義務づける必要があると思います。また、監督責任があることをしっかりと自覚させなければならぬと思います。市当局は、これらの問題にどう対処されるのか、お尋ねいたします。

2番目の質問はごみ処理問題についてであります。3番目の行政のあり方についてと関連させながら、ごみ処理問題を一つの例として、行政のあり方について質問させていただきます。

さて、ごみ処理問題についてであります。これは昨年12月議会で私が一般質問させていただいた問題であります。あのとき答弁していただいた内容は、システムをつくり、分別の徹底を図り、全職員が一丸となって努めますとのことで、かなり期待できるような感じをうけました。しかし、その後の状況を聞きますと、実際抜き打ち検査チェックは数回実施されたようですが、ごみ収集業者から逆に、そのような手間のかかる余計なことは中止した方がいいのではないかと、強い口調で市の職員が言われたそうです。今回はそのことが事実なのか、そうでないのかお尋ねしますが、私は前回のとき、分別回収が徹底されるためには、システムや規則、決まりごとを明確に打ち出し、ごみ収集業者のグループ化、分別チェックなどを行ってみてはどうかと述べました。さらに、そういうふうなシステムなどをつくると、いろいろなところから横やりが入ると思われそうですが、明確に公明正大なシステムなら何があっても守るといふ強い姿勢で臨んでもら

いたい、こうお願いいたしました。半年たった現状を見ていて思うのですが、実際システムなり規則をつくってみても、守られていなければ意味がありません。守る人の心、マナーの問題と個々の常識、道徳心によるところが大きいものだと思ってきました。初めからそのような心を持っている人ならば、システムや規則をつくってもつくらなくても関係なく、苦勞する必要がありません。持っていない人が多数であるから、システムなどをつくらなければならないということだろうと思います。

いずれにいたしましても非常に厄介な問題ですが、何らかの知恵や方策を今出しておかないと、何年後かに大きなつげとなって返ってくるような気がします。具体的に申しますと、私の家業は精肉業ですが、精肉業で出る脂肪などの廃棄物は、何年か前は高価な価格で処理業者が持っていってくれたものです。しかし、今は料金を払って持っていってもらっています。そのうちにはこちらから持っていく、なおかつ料金も値上がりするだろうという状況です。私の家業の現状から推察しますと、一般のごみも含めてすべての廃棄物がこのようになるとは言いませんが、物によっては、また事と次第によっては、そういう事態もなきにしもあらずと感じられます。そうなった場合、四日市の市内至るところにごみが捨てられるような状況が生まれるような気がします。ですから今のうちに分別を徹底し、回収業者の質的向上を考えてみてはどうか、お尋ねいたします。

例えば、分別の優秀な業者には何らかのメリットを与え、そうでない悪い状態の業者にはペナルティを与えてみてはどうでしょうか。世間では民事介入と言うかもしれませんが、市民の税金で建てた焼却場なり施設です。そのあたりははっきりとしておいた方が今後のためだと思います。そして毅然とした行動をとるべきだと思います。

それともう少し見る視点、考え方を考えてみると、単に回収業者だけの問題ではなく、いろいろな角度から工夫してみる必要もありそうです。例えば、まちの方ではアパート、マンション等が多く、田舎に比べてお互い

にチェックするということもなく、分別状態が劣っている、分別が徹底されにくいだろうということも考えられます。こういった場合は、その管理人に責任を持ってもらってはどうか。管理人さんに責任を持ってもらう理由づけは、アパート、マンションを建てる計画時に一言申し添えておくのです。そうすると申請時であれば、都市計画部なり建設部で指導できるはずですが、ごみ問題、環境問題は環境部と決めつけしないで、全庁的に取り組む対応をしなければ大きな効果がないと思います。

こうした問題になってくると3番目の質問になってくるわけですが、そうしたことで一例ですが、環境問題を切り口にして、本当の意味での行政のあり方が改善されていくきっかけになるのではないかと考えます。実際起こっている問題ではありますが、今、市内の大豆加工業者は、週に何tにもなるおからを、料金を払って市の処分場で処分しているそうですが、市としても料金を払っていただいても余りうれしくなく、メリッのないところが本音だと思うのです。それでも今の行政のあり方ですと、ごみは環境部の管轄だから環境部という発想しか出てこない。仮に環境部の枠を外して、ほかの例えば農林関係と連携に問題を考える点に着目してもそれが出せない。出しても、それは行政の持つ縄張り意識のようなもので従来の中に封じ込められてしまう、今日の状況になってしまっただけのことです。行政のあり方を少し発想の転換をちょっとするだけで、幾らでも効果のある処理ができます。今のおからの問題であれば、EM菌を使って肥料にかえ農地にまく。市内の農家の方は、実際にそれで野菜をつくっています。この肥料は無農薬でかつよく効き、できる野菜は大きくておいしいということでもあります。こうなれば農林水産部が管轄してもよいのだと思いますし、ほかにも建設資材の廃棄物は建設部が管轄してみる。同じようなことがどの部にも当てはまると思います。そこで支障が出てくるのは行政機構です。幸いにして市の部局の中に調整監という機関があります。本来ならばそこがいろいろな部局の調整をするのですが、現実にはここ

でも行政のあり方、本音と建前というか、権限は与えます。しかし、実際の力はないということが本当だと思います。やはり行政の力には財源の裏づけが必要であり、それがなければただ単に名目の機関、権限になってしまいます。私自身思うことはたくさんありますが、市としてはこのような行政の実態をどう感じ、今後対処されるのか、お尋ねいたします。

それとごみ問題で言い忘れましたが、やりますという言葉だけではなかなか効果がないので、ごみ減量啓発指導員なりごみ出し指導員などを現実に配置してみてもどうですか。できれば助役にお答えいただきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 第1点目の市発注工事にかかわる安全管理ということにつきましてお答えをさせていただきます。

市が発注する工事につきましては、一般的には工事現場に工事中や迂回路表示の看板を設置し、通行障害に対する安全管理に努めているところでございます。また、施工業者におきましても、管轄の警察署にも協議し、道路使用許可を得て工事を一般的に進めておるわけでございます。しかしながら、先ほどからご指摘のありましたように、確かに私もそういうことがたまたま見かけるところがあるわけでございますが、看板が不適切であったり、あるいは通行の皆さんに大変迷惑をかけておるケースが時々見かけるわけでございます。今後は明確な目標物を記入し、わかりやすい看板にしたり、あるいは適切な場所に看板を設置するというのも大変なことでございます。また、設置枚数をより増やしていくとか、あるいは夜間の対策と、こういうものにつきまして今後十分検討しながら、意に沿うようにしてまいりたい。そして通行の皆さん方にできるだけご迷惑のかからないように、より一層交通障害に対する安全管理の指導徹底に努めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思

ます。

また、一部では、下水道工事なんかで面的にやるときには、非常に迂回路がたくさん重なってくるということで、地域の皆さん方に大変ご迷惑をかけることがあるわけでございますが、この辺の面的なときの場合につきましても、今後は極力通行に支障のないようにしてまいりたいと、このように考えております。

また交通整理、すなわちガードマンでございますが、交通がふくそうする箇所につきましては、一般車両に規制がよりわかりやすいように配慮するために整理員を置いておるということでございます。この整理員につきましては、大半が警備会社で雇用された職員であり、会社内で教育がなされているわけでございますが、中には先ほどご指摘ございましたように、経験の浅い整理員が現場に張りついておると、このようなことからこのような事態になったと反省をしておるわけでございまして、今後につきましては、我々が発注する請負業者を通じまして、より一層教育徹底を促して安全確保に努めていきたいと、このように考えております。

いずれにしましても、道路工事には、我々が行う道路工事、道路管理者が行う道路工事、あるいは占用、たくさんございます。これから、きょうのご意見をちょうだいいたしまして、私の方の部が中心となりまして、全体の工事中の安全対策につきまして、再度積極的に各課調整しながら、周知徹底を図っていくように努力をさせていただきたいと、かように思いますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第2点の具体的なごみ処理問題についてご答弁を申し上げます。

現在、市の清掃工場やあるいは埋立処分場へ搬入をされておりますごみは、その6割が一般の家庭から出てまいります家庭系のごみでござい

て、残りの4割が事業系のごみという形になってございます。事業系のごみにつきましては、運搬処分については、廃棄物処理法の中で事業者の責任ということになってございますので、ご自分で市の施設へ搬入をいただくか、あるいはまた収集運搬業者に委託をして市の施設へ搬入をいただくかのような形になってございます。ごみを分別することは、まず第1にごみを出す側の責任という形でスタートするわけでございますが、出すときの分別をきっちり行っていただくことが重要でございますが、家庭系と事業系を比べました場合には、事業系の方はまだまだ不十分な状況というように考えておまして、今後とも粘り強く指導していかなければならないというふうに考えております。

また、事業系の廃棄物の収集運搬業者についてでございますが、収集運搬業の方々につきましては、毎年許可の更新を行います、更新時には昨年来、特に分別搬入の徹底についてここに焦点を当てて指導をいたしておりますが、まだまだ残念ながら分別搬入が今日のところ徹底されてるというふうには言えない状態でございます。先般、ご質問の中にもございましたように、抜き打ち検査も数回やってございますが、この結果におきましても、焼却ごみの中に缶が入っていたり、あるいは瓶が入っていたりというようなことも見られまして、中には市域を越えたごみ、すなわち他市町村のごみであろうと推定されるような例も中には見られたこともございまして、こういうようなことで各業者、運転手を含めまして、個別に強く指導をいたしておるところでございます。今後ともご指摘賜りましたように、ごみの内容のチェック等を適宜行いまして、適切な搬入処理ができるようにということで、出す側、運ぶ側の分別徹底について指導をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

次に、アパート、マンション等についての管理人の制度をご提案いただきました。本市では従前から、アパート、マンション等を建設いただくときには、四日市市大規模建築物のごみ集積場設置要綱とこういうのがござ

いまして、これによりましてごみ置き場の設置を指導させていただくとともに、開発指導要綱に基づく事前協議等によりまして、入居者に対してごみの分別を徹底していただくように指示を行っておるところでございます。しかし、こういった建物が建築をされましても、入居者が入れかわったりいたしまして、ごみに対する管理の責任が不明確化するという場合も多い状況でございまして、ご提案をいただきました管理人制度につきましては、その効果が大きいと期待できると考えられますので、実現に向けまして早速検討をしまいたいと、かように考えております

次に、ご提案のごみ出しの指導員につきましても、ごみの減量あるいはまた分別、こういったことに大変効果的な制度であるというふうに考えておりますが、これにつきましては職務だとか人員、あるいは予算等の検討を要する点もございますので、これらの点につきまして早急に検討を始めたい、かように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） ごみ処理問題に関連しまして、学校の理科実験での使用済みの薬品の処理についてご答弁申し上げます。

理科教育におきましては、薬品や器具を使用することから、実験での安全確保及び薬品の管理につきましては、平素より厳重に注意しているところでございます。また、廃液についても、中和をさせ、あるいは希釈した後各学校で教員みずから処理しております。しかしながら、重金属を含む物質など、環境保全の観点から注意を要するものもわずかながらあるわけございまして、それぞれの薬品や廃棄物の種類に応じて分別し、各学校でポリタンク等の専用容器に集めまして厳重に保管しているところでございます。各学校で処理できないものにつきましては、今後は定期的に教育委員会で回収いたしまして、薬剤師会の協力を得ながら一括処理ができ

るように検討してまいりたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） ただいま環境部長の方よりお答えいたしましたごみ問題での管理人制度並びにごみ出し指導員については、早急に検討に入りたいというふうに思います。

環境問題を切り口にいたしまして、行政のあり方についてのご質問を賜ったわけでございますが、本市の行政機構につきましては、今日の厳しい行財政環境にありまして、社会、経済情勢の変化に対応した効率的な行政システムを維持しているものというふうには思っておるところでございます。組織・機構のあり方については、市民の利便性、担当の明確化、事務処理の効率化及び今日的な行政課題への対応を最重点に、時代に即応した体制を整備することを基本方針としておりますが、専門的かつ複雑多岐にわたる行政需要は、縦割り組織で対処せざるを得ないことも否めないこととでございます。

ご指摘ございましたごみ減量化等の環境問題を例に挙げられましたが、今日地球規模での環境問題の関心が高まりつつある中、環境部にとどまらず、全部局が環境という視点を基本に据えまして、行政全体が事業を進めていくことによって、快適環境都市づくりができるものと認識をいたしております。

なお、これは環境問題にかかわらず、市を挙げて取り組むべき課題につきましては、部局を越えて、職員一人一人がその課題に対して共通認識を持って理解をすることが必要でございまして、職員みずからの意識改革というものも図ってまいりたいと存じます。組織を越えた横断的な事業の調整、連携につきましては、調整監による事業調整を初め、庁議、各種の調整会議の開催のほか、プロジェクトチームによる機動的、弾力性を持った臨機応変な体制により対処いたしておりますので、どうかご理解を賜り

たいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 川村幸康君。

○川村幸康君 質問の前に答えをいただいたんですが、行政の姿がこういうふうにあったら一番いいんじゃないかなというふうに、まず最初に感じました。今、ご答弁いただいたんですけれども、まず最初にガードマンというんですかね、安全管理についてもう少しお尋ねしたいんですけれども、これは実際にあったことなんですけれども、両サイドにガードマンさんが立っておるんですけれども、このガードマンが津の人と桑名の人やったと。そして実際にガードマンの指示に従って事故を起こしたんですけれど、ガードマンさんは責任はないと、事故をしてもね。警察の方まで行ったんですけれども、結局泣き寝入りだったというふうな現状もあるものですから、その辺のところ明確に責任を持ってもらわないことには、市としても税金を出して発注してるわけですから、その辺の責任がどこにあるかということは先述べられなかったものですから、一度お伺いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） ガードマンの責任問題ということでございますが、通常私どもも公安委員会との話の中で、本来誘導してその責任をとるとするのは、警察が直接的に信号とか指示する場合というふうな形で、現段階でこれちょっと徹底して調査したわけではございませんので、若干異なることがあるかわかりませんが、ガードマンの責任の範囲というのは、少しでも市民の方にわかりやすくする、サービスという言葉が適当かどうかは別でございまして、そういう形の位置づけである。したがって、ガードマンがこうしてここで事故が起こったと。そうしたらそのガードマンの責任かどうかと、今のガードマンの制度の中ではそこまでは今の段階はうたっていないわけではございますが、しかし、今後こういうことが起こることも十分予測されますので、その辺では特にガードマンの教育を徹底して、そういうことのないようにより一層努めてまいりたいと、このように考え

ますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 川村幸康君。

○川村幸康君 私もしっかりと勉強してないんですけれども、なんかガードマンさんの中にも資格があると。勉強していただいたら一般のガードマンさんとは違うような、資格を持ったガードマンさんも、そういう資格があると聞いておるんですけれども、市としても交通量の激しいところではそういったガードマンさんを配置できるような、そんな指導をしていただきたいなと思っております。

それと聞きたいんですけれども、もう一つ。ガードマンさんは人間ですよ、時々仮設の信号機があるんですけれども、あの辺の信号を置くのか、ガードマンさんを置くのか、明確な区分けが、時々信号があったり、時々ガードマンさんがおったりと、一緒に工事現場でも変わるものですから、このあたりは市としてはどういうふうに考えているのか、お答えを願います。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 現場での信号による処理とガードマンでございますが、その路線の状況によってそれぞれ判断するのが一般的でございます。ただ、長期にわたって見通しがいいところにおいて、片側通行とか通行するときには、大体一般的には現場での信号処理を活用しております。しかし、それだけにとどまらず、あるいは周辺に別の道路がふくそうしてきておるとか、こういうことで信号機のみだけでいけない場所等々につきましては、それにプラスガードマンをつけて、その辺の道路との整理をするという意味でつけております。いずれにしましても、どれがどれということではなしに、現場の実情に応じた中で、積算の中で計上をしているところでございます。

○議長（谷口廣睦君） 川村幸康君。

○川村幸康君 ありがとうございます。そうしたらガードマンさんの質的

な向上をお願いしておきたい。

二つ目のごみ処理問題に関してであるんですけれども、自分自身それと行政のあり方を一連の中で質問させていただいたわけなんですけれども、自分は少し疑問に思ったのが、ところどころで行政も縦割りじゃなくて横割りをしておるといふところもあるような感じがしたんですよ。ごみのことと言うと、本庁から出るごみは管財課が管理しておると、そんなことがあってみたり、これはきのうの話なんです、きのうでも自分は地下の売店の前を歩いていたら、ここで建築物の資料を売っているというような話があったんですよ。よくよく聞いてみると、売店で売ると。これは昔からのならわしやというような形で、建築の申請用紙は売店で売ると、そういうことが決まっていたり、一方では逆に、まるっきり縦割りというんですかね、市の広報なんかを作成するときでも、ちょっと専門分野の他の部局に話を聞くだけで、誤解を招くような広報は載せなくて済んだのに、誤報の広報が載ったと、こういったことで相対する矛盾が二つあるわけなんですけれども、その辺行政の責任の所在がはっきりしないからそういう状況が生まれてくるんだと。民間で言いますと、いついつまでに何かをしなさいとなると、必ずそのときまでにしなくてはならないですけれども、やはり行政の方ですと、縦割りの中でというか、行政組織の中で苦しみが多いものですからできないのかな。皆さん方でも若いころがあって、これでは四日市はだめだなというふうに思ってたと思うんですけれども、私ごとき若輩者が皆さん方に向かって言うことじゃないと思うんですけれども、昔の若いころに持ったような自浄作用みたいなものを出していただいて、行政運営をやっていただきたいな。

何でかなと、自分も1年議員していて感じるんですけれども、もう今までのなれ合いの理事者と議会とのあり方では、今からの時代は通用しないんじゃないかなと、ものすごくそういうふうに思っております。それにはものすごく危機感を感じています。例えば、先ほどのごみ問題でも、環境

部長の方からは、ありがたいお話というか、前向きに頑張りますというふうな答えはいただきましたが、それでは自分自身何かおくれていくような、本当に自分自身の家業のことと照らし合わせると、すごいスピードでごみ処理業者さんも力もつけてきていると。うわさによると、権利を数億円で売り買いたと、他業者に。こういうぐあいに力をつけてくるときに、逆に市民の方は、その業者さんに対して、今は100社以上もある業者さんですから、競争が激しいですからとりに来てもらっているけれども、たくさんある業者さんが二つ、三つになっていったときに、業者さんの力が行政指導ではどうにもならないところまでいったとき、市民の方は高額を払ってまでそこへ持って行くというような、私の家業のような仕事でない普通のごみなら、本当に至るところにほっていき、そういった形の状況が本当に5年の間で自分らの業界は進んだもんですから、もう少し行政の方も早い動きをとっていただいて頑張っていたきたい。

その他いろいろあるんですけども、EM菌って質問の中でちょっと言わせてもらったんですけども、民間の方でも一生懸命勉強している方がみえて、その方が行政に力を貸していただいて、EM菌なんかを使って処理場をつくっていただきたいなと、こういう発想もあるわけです。結局EM菌を使うことによって行政もお金がもうかりますし、ごみの減量化にもなる。逆に言うと、さっきも財源が苦しいからできないという話がありましたけれども、そうしたら財源をどこからとってくるのかと、そういった方向で考えていただきたい。例えば、環境でしたら、田んぼや山があります。田んぼや山は見た目にも環境にも役に立っているわけですから、そういった恩恵を受けている都市に住んでいる人が、逆にそこの維持管理みたいな形で、名目で、基金みたいなものを、森林基金とか、そういった基金をとってもいいんじゃないかな。そのときには、今、税が100とすると100を102にするのか、100のうちの2か3の名目をそういう基金の方に充てるのかというのは後の問題でいいと思いますけれども、そういった発想

も出てこない、前向きにやりますと言うだけでは進んでいかないんじゃないかと思います。

最後にもう一度お聞きしたいんですけども、調整監の役割ですよ、それを一遍どのように市としては考えられているのか、お答え願います。

○議長（谷口廣睦君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 若干蛇足になるかわかりませんが、調整監の制度を導入したときのことについてから触れさせていただきたいと存じます。お許しを願いたいと存じますが、本市が調整監制度を導入いたしましたのは昭和59年でございまして、この制度を導入して以来12年が経過しております。そして調整監も現在数代目ということになっておるわけございまして、当初この制度設置につきましては、質・量ともに非常に増えてまいりまして、市長の決裁がなかなか忙しいというふうなことを背景に、重要な案件とか、あるいは市政運営に大きな影響を与える問題、あるいは多くの財源を必要とする問題等につきまして、その内容をチェックする、そして進行を管理するということが主な仕事として設置をいたしましたわけございまして、そのような意味から、調整監というのは直接部に属する職ではございまして、部局を越えて調整能力をする役割、さらには市長の特命を受けた業務を処理する職制ということで設置がなされたわけございまして、ですから先ほども若干ございましたように、調整監の所管事務には特段の予算執行といいたしましうか、執行権が必要であるというふうには私どもは考えていないわけございまして。

ただ、近年におきまして、非常に、先ほどもご指摘ございましたように、行政の課題というのは複雑また高度化いたしておりまして、環境部の問題一つとってもそうございまして、一部局で解決できない課題が増加しておる傾向でございまして、ですから単独の部または局での対応が困難、そういうふうな事案につきまして、調整監が中心になって調整を図るという事案が年々増えてまいっておるということも事実でございまして。先ほどもご

ございましたように、調整監に対する権限、財源の裏づけというのは、財源的なものはございませんけれども、名目上の権限になってしまうと。だから予算がないから名目だけの権限になってしまうということはございませんで、この調整監につきましては、設置の趣旨、所掌する事務等から、市行政構成上では非常に大切なポストでございまして、調整事項については本市の市政運営に大きな意味がございまして、調整監の持っている調整というのは、非常に大きな責任と権限を持っているものでございます。そういうふうなことで調整監には、調整能力のある人材を市長が任命してその職についておるといのが現状でございまして、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 川村幸康君。

○川村幸康君 ありがとうございます。ちょっと自分の理解度が足らんのか、はっきりわからなかったんですけども、自分自身が考えるには、例えば環境の問題ですと、農林なら農林から出るさっきのおからの問題とか、また建設なら建設の資材で出る廃棄物などの処理のときに、環境部だから環境部がごみは処理せいという形じゃなくて、農林から出るごみは農林水産部が持つとか、また建設で出た所管のごみは建設部が持つというふうな感覚があってもいいんじゃないかなと。何でかと言うと、今、本当に環境という問題はタイムリーというか、一番皆さんが注目していてどんどん仕事が増えていると。そういった状況の中で、本来環境部がしている仕事以上のものが、今、どんどんと山積みの問題になっていて、実際日々のごみだけに追われてしまって、今、新しく出てくるような産業廃棄物に対してもなかなか対応がきちといかないと、そういった場合には逆に、行政の中で農林の中にも、建設の中にも、あらゆる部局の中に環境に対する予算を調整監なら調整監のもとに預けて調整してもらおうというようなもっと違った発想とか、そういった形のもので出せないことには、今までどおり既存の行政のあり方になっていくんではないかな。

それともう一つは、そのときに自分は重要になると思うのは、縄張り意識みたいなものが常に出てくると。どっかの部がそういう予算を取り出すと、おれのところも欲しいというような形で、縄張り意識みたいな形でやると。また、これをとりこいとすると、逆にお互いに、まあまあそれはちょっとやめとけよというふうな形で抑える作用が、何か不思議とあるんじゃないかな。だからいまだ皆さん方も若いころに志していたような、四日市市の思いに対することから、今できなくなったと。実際それはなぜかと言うと、自分自身が振り返ってみると、その組織があったから自分の今の立場があるんだというふうな考えてしまうと、自分を否定してしまうことになるというんですかね、理事者の皆さん方の役職は、そういった組織の中から生まれてきたものだと考えるならば、その発想は出にくい。だから本当に皆さん方の孫か子供のような年の自分ですけれども、若いやつ言葉というふうに言わないで、まだまだ皆さん方には頑張っていたきたい、そう思っておりますので、ひとつ自分自身どこに行ってもよく若い若いって言われるんですけども、若い若いって言っていたく方は、もう自分の出番がなくなったんだと、自分の時代は終わったんだというふうな認識していて、やはりそうだな、やっぱり若い子でもそういうふうなことは考えるのかなというときには、この人はまだまだこれからやっていってくれる人だな、そんなふうにも思っております。どうか理事者の皆さんには、そういった気持ちで行政運営に当たっていただきたい。そして四日市市をどこよりも誇れるまちにさせていただきたい。そう思います。

いろいろ申しましたが、本当に失礼しましたけれども、どうかよろしく願いいたします。これで私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 せっかく川村議員の率直な質問の後でお茶を濁して申しわ

けないんですけれども、ちょっともう一遍確認をしとかと、生命にかかわる大きな問題ですので、改めて関連質問という形でお尋ねしたいんですけれども、市の発注工事にかかわる安全管理の中で、交通整理員の問題ですね。建設部長の話を聞いてますと、交通整理員に資格を求めているようなそういう気がしたんですけれども、資格のない人が交通整理をするということになりますと、逆に道路を往来する市民の立場でいきますと、その人の指示に従わなくていいということになってしまうわけですね。そうすると先ほどの川村議員の質問にあったように、発生する事故というのが多分に考えられてきます。その辺の資格を求めているのか求めてないのか、この辺のところを明確にしてほしいと思うんですけれども。

○議長（谷口廣睦君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 現在いろいろ会社があるわけですが、その中のガードマン会社の資格者がはたしてどれだけおるかというのは、正直言ってつかんでおりません。ただ、私の思うのは、その現場につく人すべてが資格を持った人ではないということだけは、はっきりと言えるんじゃないかなと。この点については、非常に先ほどのご意見のありましたように問題もあろうかと思うわけですが、これにつきましては私の方も、また上級機関である県ともども協議をしながら、その辺の扱いをどうしていくかということを今後研究させていただきたい。

ただ、ガードマンさんの利用している方々が非常に高齢者の方とか、先ほど女の方とかということで、年齢は大きな幅の方々が入っておるということで、その辺での教育が徹底してないというふうに思いますので、私どもの方も業者に対してそういう適切な、まして資格のある会社ですね、その辺のガードマンを利用するような形は徹底していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（谷口廣睦君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 実態はよくわかりました。ただ、心配されるのは、先ほど

の質問であったように、そこで発生した場合の事故の責任がどこにあるかということですね。資格がないことを前提にしろということ、発注者側にも責任が当然生じるわけです。それかもしくは、請負業者と発注者側との契約の中にそういうことが明確にうたわれておれば、それを承知で請け負うわけですから、業者の方に責任があるだろう。この辺のところは実態としてどうなっているのか。これは建設部だけじゃなくて、都市計画、公共下水、水道局、全般にかかわりますし、契約案件でもありますので、総務部長からぜひともお答えいただきたい。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） ただいま建設部長が答えましたように、全体の把握が現場の責任者として、施工側の責任者として把握してない状態がございます。したがって、私たちも、例えば指名審査会だとか、あるいは3部調整会議だとか会議がございますので、そこで徹底をして、今、建設部長が申し上げました県の指針を含めて早急に検討し結論を出していきたいと、かように思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 そういうことではなくて、現状今までこういう経過をしておるわけですから、発注者側である市が責任を持つようになっておるのか、請負業者になっておるのか、契約の中身を確認をしたいわけです。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） 私もここに契約の中身の個々の問題について、ここにはガードマンをつけなければいけないとか、あるいはまた現場管理をどうするのかというのを持ち合わせておりませんので、今のご質問に対して明確な答えは出ませんが、確かに今申し上げましたように、再度資料等も含めて検討し、契約の中に入れられるものか入れられないものか、これも含めて、ということは、例えば金額の大きいものとか、あるいは複雑なものとか、あるいはまた下水のように推進工法でやるものとか、いろいろ

るな事情がございます。したがって、そういう意味で検討させていただきたい、こう申し上げておりますので、確かに私は施工者としての発注者側の責任はあろうと思います。したがって、そういう意味を含めて検討してまいりたいと、こう思っておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 暫時、休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後2時8分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

南部忠夫君。

〔南部忠夫君登壇〕

○南部忠夫君 緑水会先陣を務めます。どうかよろしくお願ひいたします。

まず先日、加藤市長の引退表明がなされ、20年間長きにわたるその業績は、人それぞれの評価があろうかと思いますが、私は万感の心を込めて拍手を送りたいと思います。市長、あなたのその業績の足跡、すなわち足跡には必ずやきれいな花が咲き、やがて大輪となっていつまでも咲き続けることでしょう。どうか任期いっぱい悔いのない行政手腕を発揮されますよう望みます。

それでは、通告に従いまして3点、まず1番目の「海の日」の海の祭典と市制100周年のPRについて質問いたします。

本年7月20日より開催されます「海の日」の海の祭典が本県で行われ、本市が主会場となっておりますが、この機会に広く市民に、海の利用が多様化している現在、人は海とどうつき合っていくのか。海の役割、恵み、海の魅力と可能性を見つめ直すことにより、21世紀に向けた豊かな生活環境、文化の創造と地域の活性化を目指すとの開催趣旨であり、私たちも同じ思いであります。1人でも多くの四日市市民が参加されることを望むも

のであります。主催事業、共催事業、イベント事業と盛りだくさんの中で、四日市港で催される帆船パレード、あるいは1日セイルトレーニング、あるいは海上パレード等、そして8月3日、4日には四日市の港まつりが港周辺で予定されております。夏休みと相まっての親子連れ等を考えますと、参加見学する市民の足、すなわち交通手段と駐車場の問題が必然的に出てまいります。そして港会場内での来場者に対する案内、誘導、それに最も重要な市民の安全確保について、どのような体制でのお考えか、お伺ひいたします。

また、「海の日」海の祭典を市制100周年のプレの祭典として位置づけられておりますが、本市は市民参加の動員企画をどう見ても今現在、PRがもうひとつと思いますが、具体的におありでしょうか。特に8月2日から4日は、ご存じの大四日市まつりと同時に行われる四日市港まつりを絡めての四日市市民へのPRによる盛り上がりのため、各地区、学校関係にときめ細かに企画が市制100周年をイメージアップさせる機会であり、四日市全体がホップ・ステップ・ジャンプと着実に100周年に向かって、成功に結びつける基盤となると思いますが、そのポイントをどのように計画されておられるか、お伺ひいたします。

次に、平成7年度幼稚園における3歳児保育の施行と今後の視点。

平成3年、文部省の幼稚園教育振興計画要項が示され、平成13年度当初までに、入園を希望するすべての3歳児から5歳児を就園させることを目標とすると定められ、整備方針の一つとして、地域において各幼稚園が今後果たすことが期待される幼児教育センター的役割等についても勘案することと提言されました。これに基づいて本市も、幼稚園における3歳児保育については、平成5年9月に当議会において藤井議員が、また平成6年6月議会においては小林議員の両先輩が質問及び提言をされました。そしてこの質問及び提言を真摯に受けとめられ、平成6年度までに幼児問題研究会において十分検討の上、答申をいただき、でき得れば平成8年度には

試行実施に入りたいと答弁され、平成7年度に下野幼稚園をモデル園として実践に入ったことは、本市として幼児教育に対する熱意がひしひしと感じられ、その対応は高く評価したいと思います。そして本年で1年を経過いたしました。その間、試行園の現場の皆様方の格別のご苦勞、ご努力とその熱意には深く敬意を表します。その試行の中で、具体的な基礎的、基本的条件の成果と検証を少しでも見出すことができたのではないかと伺いいたします。

あと5年間の目標の中で、3歳児保育のねらい、内容や施設設備の条件、教育課程、保育時間、学級定数、教職員の配置、通園の範囲や方法、保育室及び園庭の広さや様態、保育用具、器具等について基本的にどうあるべきかが絡む中で、保育の条件整備、保育の条件充足を満たし、目標年次に進まれると思いますが、将来計画をお伺いしたいと思います。

次、第3点、県営北勢中央公園の設備用具の充実について。

県営北勢中央公園は、広域的拠点として自然と遊び、文化に触れ合い、スポーツが楽しめるプレーニングゾーンとして昭和58年度整備に着手され、総面積91.8ha、第1期計画78.4ha、これに対して全体整備事業費が155億円、平成7年度末で66億円の投資がなされ、進捗率は43%となっております。また平成5年7月には、その一部18.1haが開園しておりますが、本計画中の11ゾーンのうち、スポーツ、芝生広場の2ゾーンしか現在利用できないのでありますが、その一つに、空を上げば白い雲の切れ間から太陽が差し込み、地には青い芝生の香りが体全体にしみ込んでくるような広大な広場があり、ファミリーや高齢者、障害者の人たちが自然の恵みをいっぱい受けとることのできるゾーンで、日曜日や休日には多くの県民が楽しく1日を過ごしておられます。

しかし、私は何かこの公園の物足りなさを感じてその人たちにいろいろ伺いましたが、その中で出てくることは、広場の中に遊具を備えたゾーンや、二つの池の水辺に草花が咲き乱れているというような、景観を眺める

ことのできるゾーン等を考えていただければと市民の声がございました。

先日、私たち会派視察において、花巻市にまいりました。その中で花巻市は、現在、宮沢賢治生誕100周年祭に向けて、花の公園整備に大変努力され、立派なフラワー公園が着々と進み大いに勉強になりました。また、青森市の合浦公園は、多目的公園として広く市民に愛され親しまれ、自然をうまく取り入れ、白砂青松の景観的にも立派で、特に整備と清掃が行き届いておりました。また、同じく青森市の野木和公園は、ちょうど地形もよく似ており、広大な自然の中での泉と一体となった景観は、市民の最大の心の慰めの場であると感じました。このようなところを見てまいりますと、ますます県営北勢中央公園に対し、我々の願望が強くなってまいります。しかし、事業認可が昭和59年2月、第1期計画が平成12年度までの中で、平成5年7月、平成6年10月と平成7年度までに部分開設となり、平成8年度は水のプラザ、いわゆる噴水広場ゾーンが着工されると伺っておりますが、平成5年度から平成7年度までの工事費、用地費及び維持管理費の負担金が各年度で異なっているとは思いますが、広域公園としての四日市市、菟野町、大安町等の負担割合はどのような算出基準で計算されているのか、第1点として伺いいたします。

次に、その中での維持管理費の負担について伺いいたします。

聞くところによりますと、維持管理費は面積割合をもって決められておるといことでございますが、その面積の範囲は全体の割合なのか。あるいは公園内の施設面積での割合なのか。また、県との面積割合はどのようになっているのか。現在、公園利用者のうち、四日市市民は1割程度の利用であり、これらを考えると利用率の割合での配分的な考え方もあってもいいのではないかと、第2点として伺いいたします。

さて、市がこのように市民のために応分の負担をしておられるからには、もっとPRをし、市が独自でも市民を対象としたイベントを開催するというような、何かこの公園を利用するお考えがあってもいいのではないで

しょうか。四日市市民にとって、地理的に不便を感じるところでございますが、高齢者、障害者の方々に大いに利用していただくには、第1に公共交通機関の確保が急務と思います。現在、当運動公園への唯一の交通機関は、高見台団地東にある三岐鉄道線大長駅があります。この駅より運動公園までは大人の足で30分はゆうにかかります。まして親子、高齢者、障害者の方々には、なお相当な時間がかかろうかと思えます。

また、高見台1丁目、2丁目、県営住宅を含めた450世帯と市場町、西村町周辺には、路線バスの交通機関が通ってはおられません。この状態は、行政の地域の交通対策が怠っておったのではないのでしょうか。この交通整備がなされておれば、四日市市民の公園への利用度は大きく変わったと思われれます。この問題については、また後日、交通問題として取り上げたいと思えます。本市として真剣にこの問題も取り組んでいただきたい。

例えば、そのために大胆奇抜に映るかもしれませんが、北部の交通機関の一つとして、近鉄富田駅からあさけプラザを通り、北勢中央公園經由西老人福祉センターを経て、四日市へシャトルバスを運行するというような発想があってもいいのではないかと。このように市も協力するならば、市民からも拍手喝采が得られるのではないのでしょうか。目先のことにとらわれずに、思い切った施策を県に対しても進言し、負担金の軽減と見直しを強く要望していただくお気持ちがおありかどうか、第3点としてお尋ねいたします。

最後に、広域的県営北勢中央公園の第2次計画の着工及び完成はいつごろになるのか、それにより負担金はどのようになるのか、あわせてご回答くださいますようお願いをいたしまして、質問第1回を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 海の祭典で行われる四日市港でのイベントに対する安全対策と輸送計画はどうなっているかというご質問にお答え

いたします。

ただいまお話のございましたように、本市は7月20日から8月4日にかけて、三重県で開催される第11回海の祭典のメイン会場となっており、中心市街地と四日市港、千歳地区において多様なイベントが予定されております。本市ではこの機会をとらえ、市民の皆様により四日市港への認識を深めていただくとともに、広くみなとまち四日市をPRしていただくために、広報「よっかいち」やケーブルテレビを活用して広報活動を積極的に行いますとともに、大四日市まつりや四日市花火大会を初めとして、各種の協賛事業により海の祭典を盛り上げてまいります。

四日市港におけるイベントの安全対策につきましては、海への転落防止、危険箇所への立ち入り制限、海上巡回警備、車両及び人員動線について、来場される市民の皆様が安心して楽しんでいただけますよう、海の祭典実行委員会と四日市港管理組合が中心となって、警察、海上保安部等、関係機関と調整を行いながら、万全を期すよう努めてまいります。

また、特に集客の予想されます帆船フェスティバルでは、霞ヶ浦緑地や三重県四日市庁舎、中央緑地にも駐車場を確保し、シャトルバスを運行するほか、四日市港への路線バスの増便も計画されており、安全で円滑なイベントの開催に努めてまいりたいと思っております。ご理解とご支援方よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 市長公室長。

〔市長公室長（野呂 修君）登壇〕

○市長公室長（野呂 修君） 海の祭典を来年に迫った市制100周年にどのようにつなげて、ホップ・ステップ・ジャンプにつなげるかというご質問にお答えさせていただきます。

今、計画推進部長がお答えいたしましたとおり、海の祭典は全国規模の祭典という形で開催されるものでございまして、四日市のまちを知っていただく、それと同時にいよいよ間近に迫っております市制100周年、これ

を市内外全国にアピールする絶好の機会であろうというふうに考えております。

そこで、具体的にどういうふうにPRしていくかということでございますけれども、海の祭典開催に合わせまして、既にお気づきかもしれませんが、旧庁舎の跡に先日立て看板も、これは海の祭典の実行委員会と共同で建設したものでございますが、二段書きにして、下には100周年というのをPRさせていただいております。これは海の祭典が終わっても、上だけを外して100周年は当分残してPRの看板にしていきたいというふうに考えておりますし、あと、海の祭典に関しましては、市の協賛事業としても博物館でありますとか、地場産、あるいは下水道部でもいろいろイベント等を考えておまして、これらの中でも積極的に来年が100周年だということもわかるように、うちわをつくったり、いろんなことを考えながら、海の祭典の実行委員会と共同しながら、いろんな機会をとらえて100周年のPR、あるいは四日市を知っていただく機会にしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、来年の100周年に備えて、ちょうどいい時期に貴重な体験をできるということでございますので、この経験をぜひご提言のように、ホップ・ステップ・ジャンプにつながるように、チャンスを生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 先ほどの質問のご要旨は、下野幼稚園における1年間の3歳児保育におきましてその成果と問題点、将来の幼稚園における3歳児の保育の進め方についてと受けとめさせていただきました。答弁させていただきます。

公立幼稚園におきます3歳児保育につきましては、「平成13年度当初までに入園を希望するすべての3、4、5歳児を就園させることを目標とす

る」、これは文部省の幼稚園教育振興計画要項でございますが、それを踏まえまして、平成7年度より下野幼稚園におきまして試行を行ってまいりました。議員ご質問の3歳児保育の成果につきましては、平成7年度の4、5歳児は、3歳児の入園によりまして、これまでの4、5歳児に比べまして、物事に積極的に取り組んだり、意欲的に友達にかかわったりする姿が見られました。

また、保護者が保育に参加することによりまして、保護者の子供の見方や接し方に変化が見られまして、とりわけ3歳児保育の課題であります母子分離が無理なく行われております。さらに、3歳児保育を受けた4歳児は、友達に対する優しさや思いやりのあふれる行動や発言が多く見られるなど、3歳児保育の成果が確認されつつあります。

なお、今後の公立幼稚園における3歳児保育の進め方につきましては、公・私立の保育園や幼稚園との共存共栄を図りながら協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

○議長（谷口廣睦君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） 北勢中央公園のご質問にお答えいたします。

県営北勢中央公園につきましては、本市と菰野町、大安町にまたがりまして、北勢地域で最大の県営大規模公園として、ご質問にもございましたように、昭和58年11月に都市計画決定されまして、面積91.8haを有する広域公園でございます。北勢地域のふれあいの場として、またスポーツ、レクリエーション活動の広域的拠点といたしまして、各年齢層の方が手軽に運動できる施設を備えた公園として、昭和58年度より事業に着手されまして、用地買収が順次進められ、平成5年7月にはスポーツゾーンの一部が完成し、現在、野球場、テニスコート、芝生広場、管理棟、便所等が整備されております。面積は18.2haを開園しておるところでございます、多

くの方々に利用していただいているところでございます。

この公園は、スポーツ、レクリエーション活動を主な目的とした公園でございますが、ご質問にもございましたように、幼児や児童の利用も大変多く、遊具等を取り入れていただくよう強く要望しておるところでございます。

また、池の周辺整備につきましても、水辺広場、湿性植物園等の施設が景観に配慮して計画されております。大変すばらしい公園でございますので、今後とも利用者の増加が図られますように、市広報等を通じましてきめ細かいPR、また交通アクセスの問題といたしまして、現在三岐鉄道の方で大長駅の改修等、鋭意進めていただいております。これらを踏まえまして、公共交通機関の検討も早急に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、管理に対する負担でございますが、現在開設されておりますのは、四日市地域でございますが、本市のみの負担となっております。公園を利用していただいております実態を踏まえまして、この軽減につきまして県に強く要望しておるところでございます。

また、第2次事業計画及び事業完成年度はというご質問でございますが、現在の事業認可では平成8年度から平成12年度となっております。完成年度は明確化されておりません。この公園につきましては、市といたしましても県の重点事業として早期完成に向けて強く要望しておるところでございますので、今後とも促進につきまして一層努力してまいりまいる所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 3点についてのご回答をいただきました。

まず、1番目の海の祭典は、何としてもこれは市民の安全確保、どれだけ規制されても、港で祭りがあるということであれば、市民は港の周辺はどこへ行っても開放されているものだという、そういう認識があらうか

と思いますので、そういう点私は一番心配する海の安全確保、これを万全の体制でやっていただきたいと思います。

続いての100周年のPR、市長公室長からいただきましたが、さらにこれを一つのプレとしてのことで100周年に向かっていただきたい、かように思います。

それから、2点目の幼児3歳保育についてでございますが、これが私が申しました平成13年度までに文部省は目途とするということになっておりますが、今、教育長からのご回答では、平成8年度も全然新しい試みがない。平成9年度以降、あと5年ほどある中での公立幼稚園の3歳児保育、ちょっとその点の将来計画が合点がいきませんので、後でまたご回答ください。

それから、3番目の県営中央公園の私が質問いたしました、負担金についての1市2町の負担金の割合は、今、部長が言われました。今、四日市の土地だけだから四日市が負担しておると、こういうご回答だったと思います。そうすると私が質問いたしました、いわゆる面積負担で県とのそういう事前協議あるいは覚書、あるいは協定が結ばれておったわけでございますか、まず第1番、その点をご回答ください。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 先ほどのご質問は、報告書の具体化についてというご質問の要旨であったと存じます。文部省の幼稚園教育振興計画要項では、各教育委員会におきまして、平成13年度までに振興計画の立案を求めているところでございます。本市といたしましては、平成6年12月に出されました四日市市幼児教育問題研究会の報告書を受けまして、学識経験者、関係団体、試行園によるプロジェクトチームを設置いたしまして、研究を進めながら対応を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦君） 都市計画部長。

○都市計画部長（西田喜大君） 管理費の負担でございますが、県とのお約束といいますか、この公園をつくります経緯の中で、管理費につきましては、それぞれの面積によって持つというような約束事になっておるわけでございます。そういった経緯を踏まえてはおりますが、私どもといたしましては、増大する負担金につきまして非常に市の公園の財政にも圧迫がございまして、そういうことから全額県費で維持管理をしてほしいという旨の強い要望を、現在進めておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 面積割合で負担金を割った、今やっている事業の18.1haは四日市だから、四日市が維持管理費を持つんだという考えですね。私はこの考え方は、根底から間違っていると思うんです。なぜならば、四日市市、大安町、菰野町、広域的な県の運動公園ですよ。物で割ったらいけないんですよ。そこで、その運動公園を利用される方は、全部県民なんです。四日市市民であり、菰野町の町民であり、大安町の町民、その人たちが運動公園の恩恵を受けるわけだから、平等な負担金が当たり前じゃないですか。だから面積で割った、例えば筋を引っ張った、四日市が広がった。これが逆の場合はどうですか。大安町と四日市の立場が例えば逆の場合、じゃ、四日市は1銭も出さなくてもいいわけですか。そして平成5年度、平成6年度、平成7年度、この負担額が年々増えてきておる。そうしますと、今、第二次計画もわからない。ましてや完成年度もわからない。この負担額が今、18.1haがまだ四日市の土地分84.7ha、3.6倍の事業がまだ行われようとしておる。そうすれば当然負担額が変動はしてはいかないですか。じゃ、行政の言われる広域的な面積負担でいけば、ますます維持管理費が、建設費は別ですよ、維持管理費が今、11ゾーンのうちの2ゾーンしかやってない。あと9ゾーンが完成したときには、四日市の維持管理費の負担金はどうなるんですか。だから私が前段で申したように、恩恵を受けるのは三重

県民なんです。四日市市民だけじゃないんです。もしも四日市市民が部長の言うように、大株主、大地主やで、そうしたらブランコも滑り台も四日市が10回滑って菰野町が1回やということできますか。みんなあそこを利用するのは県民なんです。県民であれば、四日市市の負担も大安町も菰野町も、公平の負担が当然じゃないですか。そういう覚書、事前協議、協定があるということに対しては、私は、なぜその協議、覚書の段階で県に対してそういう考えが出なかったんか、情けない感じがいたします。

「ああ、四日市の面積が多いから、あんたんとこ持つの当然やわな。」
「しゃあないわな」ということで受けたんでしょうか。これは協定書ですから、知事と市長が判を押してるはずですよ。なぜまたそういうところでもう一つ、四日市市民であり、その上である三重県民であるという考え方を持たなかったんですか。だからこれからこの負担額については、軽減をなされる、見直しをされる、そういうのは県に対して、今質問で私は言いましたけれども、そういう努力をされるお考えですか。それ一遍部長、聞かせてください。

○議長（谷口廣睦君） 都市計画部長。

○都市計画部長（西田喜大君） この公園を始めるに当たりまして、いろいろ経緯がございました。と言いますのは、県として南部の方でいろいろ大規模公園も施工中であったわけでございますが、北部の方でいわゆる桑名・四日市広域圏におきまして、大きい公園をつくってほしいという陳情の中で、管理費の負担についてのお話があったようでございます。そういうことでの覚書で現在、この管理費を払っておるわけでございますが、先ほどご質問にもございますように、利用者は単に四日市だけではございません。野球、テニスと若干違いますが、50%から60%であとは他の市町村、鈴鹿市を含めまして、多くの方々が、北勢地区の方々が利用していただいておりますのでございます。こういったことから、何とかこの管理費につきましては、覚書でいろいろあったけれども、廃止してほしいと、県の方

で負担していただきたいということで、強い意欲を持ちまして、もう既に交渉に入っておるところでございます。

○議長（谷口廣睦君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 私が言いたいのは、県民としての共用の場です。だから四日市だけがなぜ維持管理費を出さなきゃいかん、永久にずっとこの公園があるまでは続くわけでしょう。私は金額までは言いませんよ。建設費までまぜりゃ相当な金額になるわけですよ。じゃ、県へ行って、ただこれを廃止してくれ、見直してくれという理由づけは、行政としてどういう中身を持って軽減を県へ対して要望されるんですか。その中身を聞かせてください。ただ単に、うちだけ負担しているので困ると、これただにしてください、ゼロにしてください、よその市でも県が100%持つてるじゃないか、なぜ四日市だけ持たなくちゃいけないんだ。だけどその中身を県に対して、軽減と見直しをお願いするのであれば、こういうことによって軽減と見直しをしていただきたいという、そういう進言、要望をしないことには、ただ単に頭からまけてくれというのでは、県としても受け入れられないと思います。なぜならば、覚書があるわけですから。だから四日市が要望に行ったときは、いつでも天井見て物を言うという、そういううわさもあるわけですよ。だから理にかなった、誠意を込めた要望を県にしてくださいよ。そうでないと、じゃ、何を根拠にして軽減、見直しをしてほしい、その点を聞かせてください。

○議長（谷口廣睦君） 都市計画部長。

○都市計画部長（西田喜大君） この覚書につきましては、昭和58年度にそういう話があったわけですが、公園のテーマといたしまして、北勢地域のふれあいの場、いわゆるふれあいの里というテーマ、あるいはウェルネスパーク、健康のため皆さんで利用していただくパークとしてでございます。利用者につきましても、先ほどからご説明しておるように、単に四日市市だけじゃなしに、北勢地域、いろいろの方が利用していただ

いておるといことで、その辺をもちまして深く県にご理解を賜りますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（谷口廣睦君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 今の部長の回答では、私が県側であれば受け付けませんよ、そのぐらゐの理由で。じゃ、この問題につきまして、本当に県民共用の運動公園ということで、深いかかわりのあった助役あるいは市長からもご答弁を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 北勢中央公園の開設当時の状況につきましては、担当部長の方からる説明があったわけですが、当時の契約内容で現在進むということについては、いろいろ疑念もいただいております。昨年あたりからこの問題について強く軽減方を要望をしておったわけですが、それと同時に、この公園につきましてもまだまだ未完成部分も多いということから、一時、一昨年ほどには中断をいたしておりましたが、その後、強い陳情を、広域行政ということで2町1市で県の方にも陳情して、昨年かなり広く整備が進んだと、こういう経緯もございまして、いずれにいたしましても、広域的に仕事に取り組まないとなかなか事業が進まないということで、そういう建設につきましては、当初は四日市市だけで動いたという経緯がかなり強かったものですから、覚書につきましても、本市の負担がかなり大きいという形で疑念を抱くところですが、そういうことで建設につきましては、広域的に手をつないで陳情してやっていくということで、現在その成果が出てきたわけでございます。

そういうことと、過年度に既にテニスコート、野球場がオープンということで、県民、四日市市、大安町、その他でございますけれども、県民の利用率を見て、そして軽減対策について県の方に強く要望しております。

それから、他の県営公園についても調査も今後いたしまして、理論的に構成して軽減に努めていきたいと、このように思っております。いずれに

いたしましても、広域行政について四日市市が突出した覚書を踏まえた中で、そして公平化を図っていくということで努力をしていきたい、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 非常にこの問題につきましては、我々も重大な関心を持ち、市の将来的な財政の問題にも非常にかかわってくると思います。これからは本当に市長以下理事者の皆さん方が、県に対して誠心誠意をもってこの軽減と見直しに努力をされたいと、このように要望いたしまして、私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 お疲れのところ恐縮ですが、南部議員の幼稚園3歳児保育に関連して質問をさせていただきます。

教育長のご答弁、なかなかしっくりしたものがいただけませんし、午前中の小川議員の質問の関連もありますので、ひとつ整理をさせていただきたいと、かように思います。

まず、第3次幼稚園教育振興計画要項に基づきまして、平成13年までに入園を希望する3歳児をすべて受け入れると、こういうふうになっております。これはこれまでの経緯として、第1次が昭和46年に5歳児を受け入れました。その後、第2次で昭和56年に4歳児と、こういった経緯をたどっております。もちろんすべての3歳児を受け入れるには、公立だけではなくて私立も合わせてと、こういうことになっておるわけでございますけれども、現在公立幼稚園が22園、私立が18園ということで、割合にしては公立の方が若干多くなっております。こういった経緯をたどって、平成7年より下野保育園で初めて1園試行していただきました。これについては、心から敬意を表したいと思います。その後、平成8年度より下野保育園の試行の結果を踏まえて、施設整備が整った園より順次増やしていきたいと、

このように当時の丹羽教育長はおっしゃってみえました。そしてきょうの教育長のご答弁を聞きますと、試行結果として、一緒に入園している4歳児、5歳児が物事に積極性を持ってきた。また、3歳児保育を受けた4歳児は思いやりがあったと、こういったある程度の成功をおさめております。ところが、今後の予定として、関係機関と協議を重ねてまいりたいと、こういった答弁しかいただいております。この件について、もう少し今までの経緯を踏まえてご所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） お答えいたします。

公立幼稚園におきます3歳児保育につきましては、平成6年の藤井議員のご質問に、マニュアルあるいは要綱というものをきちっと持って出発したいというふうにお答えいたしました。現在、公立幼稚園における3歳児保育研究プロジェクトチームを設置いたしまして、下野幼稚園の実践をもとに、公立幼稚園における3歳児カリキュラムの編成を行っているところでございます。今後につきましては、試行園の結果を踏まえて、公私立保育園や私立幼稚園との共存共栄を図りながら、3歳児保育のあり方をさらに研究してまいりたい、こういうふうにお思っておるところでございます。

○議長（谷口廣睦君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 何度お尋ねしても、さらに検討でございますので、この辺にしておきますけれども、確かに市全体の地域バランスとか、午前中に小川議員がおっしゃったように、公立、民間保育所、保育園間の保育料格差というんですか、こういったものや公費負担の是正、これはもう大変大事なことです。そういった関係機関とよく相談して、納得いくような条件整備を整えた上で、早いうちに、公立幼稚園へ入園したいという希望者が、アンケートとった結果、70%を超えております。ですから早いうちにすべての希望する3歳児が入園できるよう、早急に手を打って対処してい

ただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 本日はこの程度にとどめておきます。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時57分散会

会 議 録

第 4 日

（平成8年6月14日）

○議 事 日 程 第 4 号

平成 8 年 6 月 14 日 (金) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 51 号ないし議案第 62 号 …………… 質疑・委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (40名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀 太 郎

佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
南部忠夫
野崎洋
橋本茂
長谷川昭雄
濱口善元
日置記平
藤井浩治
藤岡アンリ
古市元一
益田力
水野幹郎
毛利彰男
森真寿朗

○欠席議員（1名）

藤原まゆみ

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣

助役 加藤宣雄
助役 奥山武助
収入役 栗本春樹
調整監 稲垣増次良
市長公室長 野呂修
計画推進部長 山口奉文
総務部長 小畑廣次
財政部長 北川利美
市民部長 南部和雄
保健福祉部長 服部美次
商工部長 黒田昭公
農林水産部長 赤塚宗信
環境部長 玉置泰生
都市計画部長 西田喜大
建設部長 矢田禎雄
下水道部長 馬淵貞夫
消防長 小山佳志
病院事務長 平井俊英
水道事業管理者 米津正夫

教育長 小竹章

代表監査委員 長谷川昭彦

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
議事課長 福島和幸

副参事兼議事課長補佐 藤 井 司
課付主幹兼議事係長 金 谷 喜 博
主 幹 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○副議長（益田 力君） おはようございます。谷口議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○副議長（益田 力君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 皆さんおはようございます。通告に従いまして3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目、地方分権に関連して質問いたします。

21世紀を間近にし、国民が、市民が政治的に、経済的に、また社会的に大きな揺れを感じながらこれといった見通しも持たない中、あちこちでもろもろの、また大小いろいろな取り組みがなされております。我がまち四日市はと言いますと、市制100周年、開港100周年という節目を間近にし、それに向けてさらにその勢いで21世紀初頭を目指し、着実な歩みをしてお

るということに私は認識をさせていただいております。幸い本市の場合、まだ足腰がしっかりしており、21世紀に向けての足取りにも大きな心配はないように思われます。がしかし、私が過去、近代の終焉ということにつき多々申し上げてきましたように、本質的に時流は大きく変わりつつあります。地方分権がいよいよ緒につく方向で進むなど、新たな試練をくぐり抜けていかねばならない時期を迎えようとしております。そのためには市民1人1人が、各企業が、また各自治体が意識を新たにして生きていかねばならないなど、それぞれの覚悟が必要でありますことは申すまでもありません。行財政におけるもろもろの考え方、取り組みには、今まで以上にシビアであらねばなりません。

さて、県がこのほど市町村の希望に応じて権限を委譲することを決めました。分権をありがた迷惑に思っているところが多い中、分権に熱心なのは一握りの自治体に過ぎないと言われてますが、今日地方分権が大きな流れとなり、それに逆らうのが難しい状況になってきております。県はそれぞれ市町村と協議の上、県の権限の委譲を本年度中に具体的な項目を決めるとのことです。本市としては、個性的なまちづくりをするために都市計画、土地利用を、さらに市民サービスの向上のために、福祉、保健関係等の権限の委譲をしてほしい項目をリストアップする検討に入っておられることと思いますが、いかがでしょうか。

条件整備の見通しはいかがでしょうか。権限や金を移してもらえばいいというものではなく、受け皿がしっかり用意されておらないと、後々苦労が多いことが予測されますが、いかがでしょうか。

言うまでもなく、地方分権は市町村の側で行財政に対する自覚と責任を持ち、かつ自治体相互間に競争原理を導入することを意味します。この覚悟がないところに、地方分権など要求する資格などありません。財政的に恵まれた本市にあっても、厳しい今後の財政事情を考えたとき、早計に権限を移すことはいかがでしょうか。

近隣4町は今日的には恵まれた環境にあり、今後に向けて経済的に、また財政的に十分ひとり歩きのできる体質をつくり上げることが緊急要件となってきます。分権の結果、狭い市町村の中で競争原理が導入され、活発な地域づくり競争が生じてくることは間違いありません。競争により活性化する自治体が生まれてくることは結構なことです。自治体同士の知恵比べが本格化することにもなるでしょう。それに向け本市としてどのような心構えがおりなのか。財政面、もろもろの基本計画面を含め、決意というのか、胸に秘めている思いをお聞かせいただきたいものであります。

地方分権推進の基本的な前提として考えられるのは、市町村合併であります。本市が近隣のまちのいずれかと力強く一つになっていくために、また21世紀初頭にも中核市となるためにも、かなり無理をし、一歩も二歩も譲ってこそ働きかけが必要になってくるでしょう。お隣のまちとの合併は対等ではなく、相手に大きな出血サービス、あるいは本市自体が大きな損をしてでも取り組める不退転の決意が必要になってこようかと思われま。もちろんある程度強引な戦略も必要であることは、申すまでもありません。ここ数年、市長みずからも大変ご熱心でありましたが、分権が具体的にやってきた現在、はっきり打つべき方法が明確になってきたのではないのでしょうか。この際、ぜひ市長のご所見を伺っておきたいと存じます。

ところで、本市における中・長期的なもろもろの計画の中には、どこか軟弱ともいえる計画があります。将来四日市市として、過去からの趨勢に流されない、こうなりたいというしっかりとした目標を立てるなど、計画を根本からつくり直すことが肝要かと思えますし、嚴重な点検が求められます。高齢化、少子化、情報化、国際化等の確実でしかも大きな胎動の中で、いまだ経験したことのない時代に突入し、また不確実な事象の多い社会になるという未来にひるまず、リスクとコストを負うことを覚悟の上でプロジェクトを起こしていくことが肝要であります。軟弱な行政計画から戦略経営へと移行していく覚悟が必要でありましょう。これからの自治体

経営には、大転換が急務なのです。既に、次期の続投はないとの意思表示をされましたので、肩透かしを食らうことになりましたが、いかがお考えか、市長のご所見をお伺いいたします。地方分権について、ひしひしと迫りくる具体的な激動を感じる中、経験の浅い一議員ではありますが、自問自答してみざるを得なくなった次第でございます。市長がどのようにお考えになっておられるのか、お聞きしておきたく存じます。

次に第2点目、シデコブシ自生地保存についてお尋ねをいたします。

平成3年6月議会で初舞台を踏ませていただいてお尋ねいたしました化石植物シデコブシについて、5年経過した今日、改めてその取り組みにつきお尋ねいたします。

シデコブシはモクレン科に属する植物で、日本固有の遺存種植物であります。第3鮮新世500万年前から200万年前のころにできた東海湖の自然沿岸地帯とシデコブシの自生地の状況がほぼ一致しております。650万年前の地層からシデコブシの葉などの化石が多数発見されており、シデコブシは生きている化石とも言われております。自生地は、岐阜、愛知、三重の3県のみであり、三重県においては菰野町、大安町、四日市市で発見され、県指定、市指定の天然記念物として四日市で2カ所、町指定として菰野町田光があります。自生地の環境は、年間通じて水の供給があり、しばしばそれは停滞していることが条件で、一般的に見れば植物の成育の適地ではないところに自生しております。シデコブシはこのように東海地方にのみ自生する樹木で、生きている古代植物として地史的な意義、価値を持つ貴重な植物として位置づけられます。自生地がこのように低地、低湿地であるため開発の対象となり、過去大変多くのシデコブシ自生地が開発のため消えていきました。また、シデコブシのひそやかな美しさゆえに、多くの人々に気づかれずに消えていこうともしております。現在、本市の自生地のうち、2カ所はそれぞれ県の指定、市の指定を受けておりますが、指定されているだけで、十分な保護管理がなされておられません。県の指定の自

生地について特にお尋ねしようとするものでありますが、ミルクロード沿いの市指定の自生地の保護について、また鹿化川の源流に近い旭谷のシデコブシの自生地の本格的な今後の取り組みについても、この際お聞きしておきたいと存じます。

他の天然記念物等、もろもろの文化財保護保存運動と同様に、行政、企業、個人の論理が優先して、保護・保存への本格的な取り組みは進んでいないように思います。本市のシデコブシ等への取り組みはいかがでしょうか。シデコブシの保護にとって必要はことは、1、成育地（自生地）をそのまま残すこと。2、周囲の環境、水脈、日照などを変えないように、かなりの広域の自然環境の保全に努めること。3、自生地及び周辺の開発を行わないことであり、他市では開発の場合、保存と称して移植が行われておりますが、これは保護とはなりません。

さて、シデコブシの自生地の所有者はさまざまであります。市町村レベルの公有地、財産区などの半公有地、企業、個人の私有地があります。したがって、いずれの自生地についても、保護・保存には幾多の問題があることは否めません。保護には各種の処置がなされています。国指定の天然記念物、市などの指定した天然記念物、市条例による保護・地区指定（地主の申し出によるものも含まれます）などがあります。しかし、大部分については何らの対策もとられていなくて、野放しであると言えます。シデコブシの保護・保存について、最終的には土地所有者の理解に基づく変更を行わない保存、買い上げによる保存しかありません。

さて、5年前の質問を、そして答弁を思い起こしていただくことにいたします。川島町西部にある里山の斜面にある県の天然記念物指定シデコブシ自生地は、当時はゴルフ場が計画されており、環境アセスによりますと、その保護管理については、シデコブシは四日市市の指導に基づいて実施するとありました。シデコブシは単体としてではなく、地形的に背後地を含め、また水系的な点からも十分満たされているように面的にとらえ、周辺の植

物の生態系を崩すことなく自然環境を重視し、ゾーンとして十分管理ができるようにしなければなりません。そのためにも土地の永久借り上げの手続きをとるなどとの質問をさせていただきましたが、当時の丹羽 武教育長の答弁には、「県教育委員会の指導のもとに、シデコブシの成育に欠かせない、わき水の水源となる丘陵地部分を含めた保存を図っていきたい」との答弁があり、加えて、「今後環境部とも十分な連絡・連携をとっていく中で、自然環境の保全とか天然記念物の保存を図っていききたいというように考えている」とのことでありました。このような答弁をされ、その後具体的にどんな取り組みがなされたのでしょうか。5年たっても前に進まない。進めようもしない。具体的な対応もないということは、環境部としての考え方、また市として文化財に対して考え方がないと受けとらせていただかなければならないでしょうか。当時は教育長の答弁でしたが、今回は市長の答弁を求めたい。加えて、文化財管理の責任者として、教育長の答弁も求めたいと思います。

次に第3点、都市づくりにおける緑に関連して4点ほどお尋ねをいたします。

公園、緑地、街路樹の維持管理等緑全般にわたり、ここ数年かなり努力の成果が見られるようになり、緑を愛し自然を楽しんでいる者にとって、大変うれしいことでもあります。が、一昨年、昨年と猛暑、小雨でかなりの樹木が枯れ、それらの整備にかなりの時間等が費やされ、維持管理がやや低速になっていることが気がかりであります。しかし、公園緑地であれ、街路樹であれ、復元への努力、充実への努力が日々なされていることに対し、「自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくります」と、緑を市民憲章などキャッチフレーズにしているまちとして、それなりの評価をしております。しかしながら、都市づくりの中で将来の本市のイメージをつくり上げる役割を担うゆえに、もっと重みのある取り組みこそ必要ではないかと考えます。緑は今の社会、今の時代が問題にしている環境や都

市はもちろんのこと、教育も景観も福祉も文化も歴史もすべての事柄に深く関係しているのです。それらと関係させながら、有機的な施策化がなされなければ、効果的な緑施策などほど遠いと言わなければなりません。もっと緑について大局に見詰め研究され、名実ともに本市のあるべき姿に近づけてほしいと望むものであります。

これからの市民にとって、緑こそが一番の財産になるのではないかと思います。そこで、今回は公園緑地等、まちづくりについて内容も含め一歩踏み込んでお尋ねいたします。

まず最初に、ミニサンクチュアリ、そしてよく耳にするフラワーパーク及びビオトープについてであります。

公園や緑地の整備が進み、維持管理もそれなりに行われ、開発行為の一段落で本市周辺の里山では、四季折々の自然をいつも同じ姿で見ることができるようになりました。そのおかげもあって、公園や緑地の中で、また里山でしばらく見ることができなかった昆虫や野鳥の姿を見ることに期待が持てるようになりました。私は、数年前まで、本市周辺では自然の自然な姿を近くで楽しむことはほとんど無理ではないかと思うようになっておりました。しかし、目に緑が優しく見えるということから、一歩公園、緑地、里山に入って自然に接することによって、昆虫、野鳥との出会いが楽しめるようになりました。ヨーロッパの都市では、まちの公園や広場に野鳥が多くいて、しかも人間を恐れないといったことを、日本の都市の無味乾燥な状況との比較として言われることがあります。また、自然が壊されていく中、野鳥の数も減ってきている。野鳥は自然の豊かさのバロメーターであるとも言われております。本市周辺は、人の手の入っていない自然度の高い地域は極めて少なく、何らかの人の手が加わった状態の自然がほとんどで、貴重な自然といわれるものはなく、ありふれた自然が残っているというのが私の認識であります。ありふれた自然でもいい、自然が多く残ってさえいればと考えております。そこで、まちを周囲の身近な自然と一体

のものと考え、そこにいる鳥たちがやってくるような条件をまちの中に少しでも増やしてやるようにすることはできると考えますが、いかがでしょうか。

まちの緑は木の実だけでなく、昆虫やミミズなど、土中動物といったえさを提供し、よいえさ場になります。緑の空間がひとつの生態系としてなるべく多くの植物や動物が生きていけるような、自然に近い状態にしていくことが望まれます。身近な自然とともに、まちの緑を守り育てていき、少しでも多くの野鳥がやってくる潤いのある環境にしていきたいものです。ミニサンクチュアリなら簡単です。ミニサンクチュアリは、小さな虫や植物、野鳥、その他の生物に対して思いやりを持つことから始まります。そして彼らに生活の場を提供したり、生活空間を開放、共有することでどんどん広がっていきます。ミニサンクチュアリについて、いかがお考えかお尋ねいたします。

また、よく耳にし目にする機会も多くなったフラワーパーク、さらに今後のまちづくりの中で、また都市環境を考える中でビオトープについてビオトープパークについてのお考えをお聞かせいただければ幸いです。

次に、施設緑化についてお尋ねいたします。

施設には、病院、文化会館、博物館等文化施設、福祉施設、保育園、幼稚園、小・中学校、広場、モール、ショッピングセンター等がありますが、整備充実について具体的な計画がありましたらご紹介ください。

さきの阪神大震災で、幼稚園、保育園、小・中学校のグラウンドの役割を改めて認識したところでもあります。それぞれ防災拠点として、また防災の役割をなす学校緑化を進めなければなりません。学校教育、園児保育の面で、防災の面から園、学校の緑化をどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

また、総論賛成各論反対の声が聞こえてくるようですが、総合的、本質

的に考え、積極的な取り組みが望まれる学校等緑化につきお尋ねいたします。

3点目に、公園等オープンスペースの緑化につき、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

本市における緑化に対する考え方が、まだなお合理性と機能性に基づく緑地空間の形成をメインにしておられるとは思っておりませんが、新しい公園像につき模索していただかなくてはならないものと考えております。何らかの意味で社会性、人間性、文化性、市民性、総合性が付与された豊かなイメージの公園に再構築されることを望むものであります。オープンスペースとしての遊園地、地区公園、近隣公園、児童公園、駅前広場、現在整備が進められている三滝川以外の河川緑地、河川などにつき具体的な整備充実について、具体的な計画がありましたらご紹介ください。

また、平成4年12月議会でお尋ねいたしました街路樹の里親制度その後についてお聞かせいただきたいと思っております。総論賛成各論反対の中、街路樹等の保護管理に市民の参加がどの程度進んでいるのか、本市の街路樹に対する市民の最近の傾向を聞かせていただければ幸いです。緑とは、自然を生活化し文化化した存在であります。身近なコモンスペースを自分たちのコミュニティのごくごく自然の庭としてどう今後啓発していくかも、お聞かせいただければと思っております。

最後に、都市の厳しい成育環境に負けず樹木が育っている公園、街路等に対して、所管する部署において広域の樹木全体をどの程度把握しているか、お尋ねいたします。

これからは植えるだけでなく、樹木を大きく育てていくことを主眼にしていく必要があります。そのためには街路樹等の健康診断が基礎的なデータになります。大気汚染などの成育環境の中で、街路樹がどのように成育しているか。伸びた枝や葉が信号機や街路灯を覆ったり、交通の妨げになったりしていないか。また、葉や幹が黒くすす汚れて見えるすす病、

幹が凹凸になって腐るがんしゅ病、葉に病斑をつくる斑点性病害、アブラムシ、アメリカシロヒトリなどの害虫、道路を通過する車両によって傷を受けたり、根が成長し過ぎて歩道の縁石を持ち上げたりする街路樹など、いろいろな事情があります。恐らく現在これらを先手先手で取り組んでいただいていることはほとんどないように思います。市民からの声があって、初めて対応ということが精いっぱいではないかと思っております。三滝台のようにナンキンハゼの根が歩道を持ち上げ、お年寄りがけがをして初めて面的な整備を始めていただくといったように予算化も必要となります。

今日的業務で手いっぱいの現状の中で、本市にも樹木医が何名もおられるはずですが、それら市民の協力を得て、街路樹等公園などの樹木を含め調査、診断をし、樹勢、病害虫、管理状況、土壌等の報告、病害虫に侵されていたり、腐っていて植えかえの必要があるときはカルテの作成をしてもらうといったことはいかがでしょうか。本市の街路樹等の細かい把握状況と対応についてお尋ねいたします。

以上、4点ほどにまとめてお尋ねいたしました。それぞれメリハリをつけたご答弁をお願い申し上げて、1回目の質問を終わります。

○副議長（益田 力君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えを申し上げます。特に私からは、地方分権に関連してお話のありました近隣市町村との行政的な合併を中心にした動き方、あるいは考え方をどうするかということについてお答えをいたします。シデコブシ以下は、助役の方から答えをさせていただきたいと思っております。

おっしゃるように、今日世の中の情勢が大きく変わってまいりまして、したがって、都市部に住んでいる方々の行政需要というものは、極めて多岐にわたります。現在の四日市の規模だけでは到底四日市市民のご要請に全部対応できるというような状況にないことは、ご承知のとおりだと思

います。同時に、これは三重県では四日市が一番大きな都市でありまして、四日市より大きい都市はない、こういうことですので、各行政区域ごとにそういうことを感じておみえになるだろうというふうに思います。そうなれば合併をすれば一番いいじゃないかということではありますが、これがなかなか思うように進まない。やっぱり自分の住んでいるところは自分たちでうまくおさめたいというのが、どの地域に住む人々にも共通の願いではなからうかというふうに思います。したがって、いきなり合併ということはなかなか難しいと、私はそう考えておりまして、そのために広域市町村圏という広域市町村圏が、自治省の制定した市町村圏として存在するわけではありますが、まず近隣の広域市町村圏が協議会をつくっていったらどうか。お互いが共通問題を話し合いたい、あるいはお互いに協力をして解決をし合いたい、こういう働きかけをやってまいりまして、今、桑名、桑名郡、あるいは員弁郡、四日市、三重郡、それから鈴鹿、亀山、関町がございまして、そういった三つの広域市町村圏で協議会をつくって、いよいよ取り組もうということがことしに入ってスタートをいたしました。

そこで、まず取り上げておりますのは、交通関係のお互いの共通問題として解決をどうするかということをも取り上げてまいりました。しかし、これは広域市町村圏の協議会ですから、特別法律によってこうしなさいということは決められているわけでもなし、あるいは法律の保護というものはないわけでありまして、したがって、広域市町村圏協議会だけで、今、お話のありましたような近隣市町村とのお互いの合併ということを進めるということは無理であります。

そこで、私は、合併ということについて、どうしたらそれが促進できるか。そしてお互いの利益になるかということをも、実はことしに入ってからしっかり勉強をさせていただきました。それにはやはり合併をしたメリットというものもしっかり、合併する自治体が双方に感じられるようなメリットを残さなきゃいけない。それが合併の様子といいますか、合併を協

議する内容によってある程度きちっと可能になってくる、こういうことがわかってまいりまして、それなりの利益が得られると思います。私は、ただ合併するということではなくて、四日市と合併して特別市といいますか、30万人の中核都市を一緒になってつくろう、こういう精神があれば、この合併というのはうまくいくんじゃないかな。

もちろん、特別職であります議員の方々、あるいは首長の方々の合併してから後の資格、権利というものはどうなるかということについては、合併の協議の段階でしっかり詰めていけばできることであろうというふうに思っております。そういった中身もうちょっと詳しくお話しをすると問題が起きるといけませんので、この辺でやめさせていただきますが、そういう方向で今後も取り組んでまいりたいということを申し上げておきたいと思っております。

そういうことで、ことしに入りましてから積極的な動きを私が出したのですが、これはあくまで政治的な問題でありますから、どうぞ議会の皆さん方のお力がこの合併に対して大きな影響をお与えになるだろうと思っておりますので、議会の皆さん方とのご相談も十分させていただきながら、双方の力で合併をしまして、中核都市をつくっていききたいというふうにご考慮くださいます。

以上、私から答弁を申し上げました。以下は、助役以下でお答えをしたいと思います。

○副議長（益田 力君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 天然記念物シデコブシ自生地保存につきまして、市長としてどのように考えるかというご質問でございましたが、私からご答弁を申し上げたいと存じます。

ご指摘のとおり、シデコブシ自生地の保存には、シデコブシ自生地そのものの保護だけでなく、その自生地を取り巻く自然環境の保全が重要であ

ることは申すまでもございません。こうした観点から、平成6年度に策定いたしました環境計画の中に、シデコブシなどの天然記念物については、自生地周辺の環境整備の積極的な推進をする旨位置づけをいたしまして、これに基づきまして、周辺での開発行為が行われる場合には、極力その影響を軽減するための検討資料といたしまして、地域開発環境配慮指針というのを策定いたしまして、市民あるいは事業者の方の啓発に努めているところでございます。

シデコブシの自生地の保存につきまして最も好ましいのは、議員がご指摘のとおり、水源を含む背後地などの自然環境を永久的に借り上げる、あるいは買い上げるというのは理想でございますが、現在の段階では大変難しい問題でございます。しかし、市内に存在します貴重な自然の保護、保全ということは、本市にとりましても今日的重要な課題でございますので、今後の土地利用のあり方、規制関係法令の適用など、具体的な保全の方法につきまして、関係部局ともども知恵を絞り検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長(益田 力君) 教育長。

[教育長(小竹 章君)登壇]

○教育長(小竹 章君) ご質問のありました天然記念物のシデコブシについてお答えいたします。

この件につきましては、平成3年の6月議会でも、当時川島町のシデコブシ群落の指定地を含めました地域では、ゴルフ場造成計画がございまして、シデコブシの保存についてどのように考えているかというご質問に対しまして、文化財調査会、現在、文化財保護審議会と申しておりますが、この委員の先生方のご指導を得ながら、事業者と協議を行い、さらに今後も先生方や県教育委員会の指導のもとに、シデコブシの育成に欠かせないわき水の水源となります丘陵地部分を含めました保存を図っていきたい旨、教育長から答弁をさせていただいております。

その後、文化財保護審議会の委員の先生方のご指導を得まして、指定地部分については手を加えないように設計変更がなされ、指定地部分については現状のまま保存されるという計画になりました。しかし、計画区域内の地権者の同意を100%得ることができなかったため、平成7年1月31日をもってその設計協議は失効となりました。それ以降今までのところ開発行為等の計画はないようでございます。現在、これらの指定天然記念物のシデコブシにつきましては、本市文化財パトロール調査員による定期的なパトロールを行うとともに、土地所有者にご理解をいただき保護に努めているところでございます。

川島町のシデコブシにつきましては、わき水も十分にあると考えられ、比較的良好な状態でございます。また、桜町のシデコブシにつきましては、昭和57年の市指定当時と比較をいたしますと、ミルクロードのかさ上げ等周辺の状況が変化しておりまして、条件が悪くなってきておりますので注意を払っているところでございます。

いずれにいたしましても、シデコブシの育成に欠かすことのできないわき水の確保を初め、育成環境の保全につきましては、引き続き自生地所有者のご理解とご協力を得ながら、県教育委員会や本市文化財保護審議会の指導のもとに、さらに努力をしてまいる所存でございます。

また、県指定天然記念物の維持管理につきましては、現在のところ県においては、天然記念物の指定のみで助成制度はなく、市単独事業で維持管理を行っているところでございますが、今後は県の助成制度の創設についても強く要望してまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長(益田 力君) 奥山助役。

[助役(奥山武助君)登壇]

○助役(奥山武助君) ご質問の第3点目、まちづくりにおける緑に関連いたしましてお答えいたします。

まちの緑は、私たちの生活にゆとりと安らぎを与えてくれると同時に、良好な都市景観をつくり、災害時の防災など、私たちの安全な暮らしを守るとともに、さまざまな恩恵を与えてくれます。身近な一つ一つの緑を大切に、また大事に育てていくことは、都市の環境を改善していくことにつながってまいります。

まず、サンクチュアリあるいはビオトープなどでございますが、緑や河川などの水辺や大気浄化、都市気象や騒音、振動の緩和などの機能に加えて、動植物の生息または成育を確保する上で大切なものでございます。

そこで、自然の生態系の保全、復元、創造を目指す公園づくりも必要と考え、本市の総合公園として整備を進めております南部丘陵公園や環境事業団に事業を委託いたしております羽津山緑地には、都市近郊丘陵地の立地を生かした、生き物に優しい里山的な整備計画を進めており、調整池をトンボが成育できる修景池に、また現況樹林を市民が豊かな自然に触れ、学べるように整備をいたしているところでございます。

次に、施設緑化でございますが、特に学校や幼稚園、保育園の緑は、感受性の高い時期の子供たちにとって、豊かな心をはぐくむ大切な環境要素になっております。また、さきの阪神・淡路大震災でも、校庭の樹木は、防火について有効な役割を果たしていたと聞いております。このように緑を取り込むことは、教育、防災の面にも有効なものであり、毎年計画的に整備を進めております。さらに、こうした緑は地域の財産であるという認識に立って、今後も学校や園、また公共施設の緑化整備を進めてまいりたいと考えております。

また、オープンスペース緑化でございますが、緑豊かな生活環境を形成していくためには、都市緑化を計画的に推進するとともに、道路、河川や公共施設の緑化に加えて、市民の広範囲な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地を積極的に緑化していくことも必要不可欠であろうと思っております。このため身近な緑につきましては、行政だけでなく、市

民、企業などによる適切な役割分担と相互の連携、協力下に、緑化や緑の保全を推進する必要があります。そこで、平成7年度には、市民の皆さん方によりましてご協力を得た緑化基金の運用益を活用いたしまして、生け垣用苗木を交付して、民有緑化に努めてまいりました。

街路樹等の把握状況でございますが、主要な道路の街路樹はおおむね把握いたしておりますが、今後のことにつきましては、皆さんの協力を得ながらより充実した台帳を作成してまいりたいと思います。

また、街路樹の里親制度でございますが、ご指摘いただきましたように、街路樹に対する市民意識は、総論賛成各論反対の中、公園愛護会の活動の一環として一部の方々に街路樹の除草、低木の水やり、落葉の清掃等に取り組んでいただいているところでございます。今後とも街路樹の簡単な剪定、枯れ枝撤去等、樹木の愛護精神が図られる里親的な組織ができるよう、粘り強く啓発活動を進めてまいります。

緑は、都市環境、都市景観、教育、文化、福祉と多くの分野に深く関係しているなど、いろいろとご提言をいただきましてありがとうございます。今後の緑化事業の参考にさせていただきながら、事業の推進に一層努力をしまる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（益田 力君） 市長公室長。

〔市長公室長（野呂 修君）登壇〕

○市長公室長（野呂 修君） 第1点目の地方分権に関連いたしまして、合併に関する部分は市長からご答弁を申しましたので、残りの地方分権に向けまして権限が委譲される、それに対応した受け皿づくりをどういうふうに進めるかというようなあたりを中心にご答弁させていただきます。

石川議員からのご指摘にもございましたように、21世紀を間近に控えまして、我が国の行政システム、これが大きく変わろうとしております。長年にわたって定着してまいりました現在の中央集権型といえますか、そういう行政システムが制度疲労を起こしているんじゃないかというような指

摘でありますとか、変動いたします国際社会にどうこれから対応していくんだというようなこと、あるいは個性豊かな地域社会、これをつくっていく必要があるというような声が多くなっておりまして、自分たちの住んでいるまちは自分たちでつくと、こういう住民意識の高まりがこういった地方分権の推進という声になってきているんであるというふうに考えます。

こうした中で四日市市長が昨年委員長に就任しているんですが、県下の市長会あるいは町村長会で構成いたします三重県市町村地方分権推進検討委員会というのを組織しておりまして、そういう中でいろんな議論、取り組みを行ってきております。それでこの委員会で、この7月に国の地方分権推進委員会の中の地域づくり部会というのがございますが、地域づくり部会というのは、土地利用でありますとか、住宅、公園、道路、環境、港湾、工場立地と、こういうような問題についていろいろ議論をしていただいている地域づくり部会というのがあるんですが、その部会長の成田横浜国立大学名誉教授をお招きいたしまして意見交換会を行うと、そういう中で四日市市も参加して、県下の市町村と一緒に強い熱意をアピールしていきたいというふうに考えております。

しかし、地方分権で権限を委譲されるということは、言いかえればそれだけ市にとっても責任が重くなるということになるわけでございますので、住民の意向に沿えるようにしっかりと行政能力を身につけていかなければならないということは、先ほどご指摘のあったとおりでございます。そこで、市といたしましても、今後そういった地方分権の受け皿整備に向けまして、庁内の全部局を網羅できるような形で庁内組織をつくりまして、行政、財政両面から鋭意検討準備をしまいたいというふうに考えております。

それから、三重県からの権限委譲につきましても、三重県は独自にまた研究会をつくっております、その中で県は、各市町村との財源等の諸問

題について調整がつかない段階では、一方的に権限を委譲することはしないというふうに明言をしております、本市にとって権限の委譲を受けることによるいろんな問題点を十分に検討いたしまして、どれだけ住民サービスにつながっていくのかという視点に立って、委譲項目についてリストアップを考えていきたいと、かように考えております。

○副議長（益田 力君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 それぞれご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。市長の方から、30万都市を目指して一緒にやっというじゃないか、一緒になってつくろうじゃないかという、そういう考え方のもとに、これからさらに進めていただくことを期待したいと思いますが、そのためにも広域行政の充実を一層深めていただくことも大変必要ではないかと思えます。

お隣のまち、具体的に申し上げるのを差し控えさせていただきますけれども、非常に勢いのあるまちは、今、大変勢いがありましても、10年後はどうかということを考えました場合に、やはり大きな問題が出てくるであろうと思えますし、ほかのまちにしましても、あるいは勢いを持って都市化、市に昇格しようという思いでおられるまちにしましても、やはり多くの問題を抱えております。土地の有効利用ということを大きな課題にして進めようとしておりますけれども、しょせんという、これからも申し上げるわけにいきませんが、先ほど市長も申し上げられましたように、あんまり刺激をしない方がいいと思えますけれども、どうかひとつ、合併というのは結果的に合併であるという形であるのが望ましいのではないかと。昭和28、29年の国が大きく合併に向けて市町村がまとまっていったような時期とは全く違いますし、社会事情もいわゆる近代の終焉ということで、考え方もすっかり変わろうとしておりますので、その辺のところからも大きな胎動といいますか、そういう方向で本市も、三重県の代表都市として一層大きくしていきたい思い、市長の思いはよく伝わっておりますので、ひと

つ地道にお進めいただきたいというふうに思います。

それから、時間がございませんのではしよって、再質問をさせていただくような時間がございませんから、お答えをいただかなかった分は後々また調整を図らせていただきたいとしたいと思います。

シデコブシにつきましては、加藤助役の方からご答弁をいただきましたが、本市の場合は非常に人口、あるいは経済力にしましても、文化を高めるといふ力は十分持っておるはずでございますので、保護、保存に向けての積極的な取り組み、これは精いっぱい努力していただきたいとしたいと思います。

岐阜県の梶原知事が、恵那市にございますシデコブシの自生地に出向きまして、みずから積極的に関心を持たれ、岐阜県にはたくさんの自生地がございます。地球上に350カ所という大変多うございますが、愛知、岐阜、三重で350カ所しかないというとらえ方を私はさせていただきますが、そういう中において岐阜県の知事の取り組みというのはこれから大いに注目をしていきたいと思いますが、三重県にありましても本市は自生地で西の限界ということになりますし、また南の限界にもなっております。非常にシデコブシの中でも純粋種でございますので、守るに値する、保存に値する、宝物にする価値のあるものであると思っておりますので、どうぞひとつ自然遺産あるいは文化遺産が少なくなっていく傾向の中で、精いっぱいの努力を期待しておきたいと思っております。

旭谷のことについては、お答えがございませんでしたが、また改めて環境部長とお話をさせていただいてお尋ねをしたいと思っております。

それから、教育長からのお答えでございましたけれども、もう一つ進んだ形での取り組みを聞かせていただきかけたわけでございます。丹羽前教育長のご答弁とよく似た形の話で、一步進んだ形のお話もございましたけれども、県の教育委員会はどうか考えているのかということについてもお聞かせいただきかけたなというふうに思いますが、本市の文化財、しかも生きている文化財を守ろうという姿勢は並み大抵のことではないことは十

分承知しておりますけれども、5年前と一段高いところからの取り組みを期待を申し上げておきます。

それから、3番目の樹木に関しての、緑に関するお尋ねをさせていただきましたことに対して、奥山助役の方からそれぞれのご説明をいただきましたけれども、どうも抽象論に走っていただいたようなきらいがございます。かなり無理があるのかなというふうに思いますけれども、先ほども申しましたように、緑というのは四日市にとって、この四日市のイメージを払拭するためにもどうしても緑を豊かにしていかななくてはならない。そのためには量的に拡大するだけじゃなくて、量的に充実させるだけじゃなくて、質的に充実を図らなくちゃならないということから、サンクチュアリのお話もさせていただきました。そして樹木台帳のお話もさせていただきました。

それから、学校等の緑化につきましても、もうひとつ具体的なお答えをいただかなかったわけでございますが、学校側としてどのようなお考えを持っておられるのか。それに対してどのように取り組もうとしておられるのか。その辺のところはもうちょっと聞かせておいていただきかけたなというふうな思いがいたします。これからのもろもろの行政の中で、緑というものに対する、樹木というものに対する取り組みは、本市の場合は都市計画部だけの取り組みでならずして、全市的な、環境と同じようなとらえ方でいかななくてはならないように思います。中心部だけの問題でなくて、四日市全地域にわたって充実した緑の配置といいますか、そのような取り組みをぜひともしていただきたい。

そのためにも最後の4番目に申し上げましたように樹木台帳、街路樹だけでなくして、例えば、南部丘陵公園なんかは自然を結構残していただいておりますが、中央緑地の場合はセオリーのない植樹でございます。ラクウショウがあったり、あるいはコアラの好きな木があったり、本当にわけのわからん木と言うた方がいいかもしれませんが、全くセオリーのない木

が並んでおります。ああいう状態は変えていかなくちゃいかんですね。中央緑地という緑地帯という緩衝地であるということはわかりますけれども、これから市民にとって大切な憩いの場所になるし、また四日市市としても大きな自慢の場所になっていくのではないかと思います。そこにいろんな人が来られると思います。それなのにいろんな木が植わっておるような状態ではこれはなかなか恥ずかしいことで、取りかえよとは申しません。ラクウショウという樹木が一番東の池のそばにございます。あれは根が上がってこそ魅力があるのに、根をごっそり切ってしまうている。そういうような樹木を知らない人が四日市の緑を守っていただいているということは、これは甚だ残念なことでありますし恥ずかしいことであります。

どうかひとつ人事のローテーションというのは3年ぐらいでローテーションしていくということで、3年たちましたらもう用はありませんからというようなことで異動する。もうすっかりと後ろを振り返らないというような部署でなくして、樹木あるいは自然というものに対して関心をお持ちいただいておりますら、あるいはそれについてせつかくこんないい機会に恵まれたんなら、せめて自分の体の一部に、あるいは自分の中に大事にとっておいて、自分の一代人生の中で生かしていこうというそんなお気持ちも、これは緑に始まったことじゃございませんが、そんな魅力ある部署にさせていただくということもこれからの行政の中で大事なことだと思います。どうか今までのような、私はどうも公園緑地というところは、すぐやる課というようなイメージが強過ぎまして、重みというものを感じません。毎回のように、毎年のように人事の異動がございます。それであっていいのならばともかく、何にも知らない、自然について、あるいは緑についておわかりになっておられない人が一生懸命、これは本当に気の毒でございます。どうかひとつその辺の適性を見出していただいで、少しでもかわりのある人を配置していただいで、本市の将来のために充実を図っていただく。人の問題ばかりでなく、当然予算もついて回るとは思いますが、

毎日振り回されてるだけのようなセクションであってはならない、そのように思わせていただきたいと思います。

いろいろお聞かせいただきたい部分もございましたが、時間がございませんので、この辺にとどめさせていただきます。ありがとうございました。
○副議長（益田 力君） 暫時、休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時11分再開

○副議長（益田 力君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野長好君。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 久しぶりの質問でちょっと上がってます。ひとつよろしくお願ひします。

それでは、通告に従いまして2点ほどお伺ひします。

まず1点目、中核都市・人口30万人に向かっての土地政策ということでお伺ひしたいと思います。

その中で1番目、2点ほどございまして、市街化調整区域の規制緩和のその後の取り組みについてをお伺ひいたします。

平成6年3月議会におきまして私が質問しました、市街化調整区域の大規模宅地開発の規制緩和について、どのように取り組んできたのか。また、見通しはどうなったのか、お尋ねいたします。

当時の質問を簡単に説明しますと、本市が30万人、さらに35万人都市として魅力と活力を高め、都市間競争に打ち勝っていくためには、産業基盤の整備とあわせて、定住できる良好な住環境整備が不可欠であることは言うまでもありません。そのためには市街化区域での宅地化促進だけでは不十分であり、市街化調整区域においても良質で低廉な住宅・宅地の供給を促進すべきであります。しかしながら、本市においては市街化調整区域

で住宅開発を行う場合、20ha以上の規模でないと認められておりませんが、近年では市内でそれだけの規模の用地を確保することが極めて困難となっており、大手の資本でさえもなかなか事業が困難な状況であり、ましてや地元の事業者では、宅地開発する上で大きな支障となっております。現在、三重県内では桑名市、久居市、松阪市、上野市などにおいては、既に20haの基準を緩和し、住宅地の供給促進に努めていると聞いておりますが、県内でも宅地需要の高い本市においても、速やかに緩和すべきであると考え質問した次第であります。

本年3月、北川知事が、今後の宅地政策として住宅供給公社による新規の供給は行わない。また、県営住宅の建設についても、市町村の公営住宅への支援、助成に切りかえるとの方針が新聞報道されました。つまり三重県は、住宅・宅地の供給本体は民間事業者であり、公共の役割としては、供給促進のために民間を支持、誘導することが責務であることを明確にしております。本市においても、開発公社による大規模な住宅宅地供給は三重団地以降はされておらず、まさに民間の活力によってまちづくりが進められております。三重県地価公示においても県下一高い本市は、近県の市町村に多数の転出者が増加しています。平成7年度の三重県内市町村別転出転入状況を見ますと、転入は4,331名、転出は4,803名で、三重県内においては472名の減となっております。

近県の例を少し述べさせていただきたいと思いますが、鈴鹿市において転入が999名、転出が1,183名、184名の減となっております。それから亀山市においても、亀山市から転入した人口106名、転出122名、16名減となっております。菰野町においては、菰野に転入した人が443人、菰野から転出してきた人が945名、502名の減、川越町においては、同じく203名の229名で26名の減、桑名市においては少し増えるんですが、546名対538名で8名の増、楠町は160名の109名、51名の増、朝日町においては104名の67名で37名の増となっておりますが、こういう状態で近県の土地の安いところへ

四日市市民がどんどん転出するという事実がうかがわれると思います。今こそ早急に規制を緩和し、安い住宅を供給することができるようにし、民間活力による計画的なまちづくりを進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以前市長は、住宅建設というのは景気の浮揚にそれなりに力を持っており、人口政策ともあわせ四日市都市計画区域の関係4町や県とも協議して早急に進めるとの答弁をされましたが、あれから2年近くの間、県や4町との協議はどうなっているのか、どこまで進んでいるのか、また5haについていつから緩和されるのか、明確にお答えいただきたいと思います。

次に、開発許可の事務の簡素化について伺います。

現在、都市計画法によりますと、開発許可の権限は三重県知事にあります。したがって、市内で開発行為を行うため許可を受けようとする時、まず市の都市計画課と事前協議を行います。これは下水や道路、あるいは消防、水道等、開発行為に関係のある部分が書類の審査をするものですが、それには相当時間がかかっているようです。その後、協議が成立すると本申請となるわけですが、ここでもまた同じような関係部局での審査が行われ、その後県の方へ許可申請を送っております。そして県の方で内容が審査され、問題がないということになると再び市の都市計画課を経て許可がおりるという手順だそうでございます。そのためこれらに要する期間は早くても5カ月、遅い場合は1年近くになると聞き及んでおりますが、この間その土地は工事に着工することができず放置した状態であり、借り入れた金がある場合は金利がかさむだけで、特段の土地利用を図ることが困難な状態です。このようなことを考えたとき、行政事務の簡素化、効率化、ひいては住民サービスという観点より、かねてから私はこのような重複する審査を省略し、事務の簡素化を図るべきだと考えてきました。

また、開発許可の権限が県にあるため、実質的には市で技術的な審査を行っておりながら、県へ書類を送り許可手続を行わなければならないこと

も、許可手続に時間を要しているような大きな要因と思われます。この点についても、以前から開発許可の権限を市が持つべきであると主張してきました。一部の権限に限り委任を受け入れると聞いておりますが、その具体的な内容をお尋ねしたいとともに、全面的な委任を受け入れる可能性、時期についてお伺いします。

また、権限の委任を受け、事務機構の流れを簡素化したとしても、その効果を十二分に発揮するには、受け入れ体制が確立していなければなりません。先ほど石川議員の地方分権の中でも市長もお答えしたように、組織の確立と個々能力レベルの確保が何よりかと考えております。この開発許可権は大変重要かつ難しいものであるかと思われ、重要という意味では市の都市づくりの行方を左右するものであろうし、難しいということは、近年、開発に関して、事業者と周辺住民との間にトラブルが発生する場合があります。これらについても事前の行政指導を十分行うことで未然に防止していく必要があると考えられます。今後、開発許可の事務の簡素化を行っていくに当たっては、しっかりとした組織づくりと人材の育成が必要ではないかと考えますが、その辺の当局のお考えをあわせてお伺いいたします。

次に、CATVと情報の格差についてをお伺いします。

この5月15日の新聞に、挑戦する中小企業の欄に、4月から本格放送を開始したケーブルテレビ富山の記事がありました。ケーブルテレビを見るには、通常、加入料金、基準工事費、屋内の配線工事費、そして視聴料、富山市では3,000円となっておるらしい、の4料金が必要で、そのうち毎月かかる視聴料を除き、加入の際は10万円程度の経費が要ります。ところが、同社は加入料金と各家庭までの配線工事費を無料にするという、全国初の試みに踏み切った。これが当たり、新参者として全国トップレベルの加入率31.3%という上々の滑り出しを見せています。加入金の無料化実現のためには、まず普及のため多大な初期費用に耐え得る体力が不可欠であ

り、そのため資本金を潤沢にした。今年末までに、現在15億円の資本金を18億円まで積み増す計画を立てたわけでございます。ケーブルテレビ富山の片岡常務は、「富山市の情報基盤整備のおくれを取り戻すためには、加入者の確保が最優先である。地元財界がこの辺を理解してくれて会社を創立できた」と、財界の強力な支援があったことを話していました。

また、富山には昔から薬売りさんの精神があります。お客さんに先に喜んでもらって後から回収したらええ、富山方式は今後、CATVのあり方として全国から注目されていますが、これ、後ほどお答えいただきますが、本市におきまして、昭和62年12月に、中電川越火力発電所増設工事に関する問題で電波障害を取り上げ、また昭和62年ごろは旧市内を中心に中高層建築物の建設が急増いたしましたことにより、テレビジョンの電波障害が顕著にあらわれ大きな住民問題となり、他に小林議員、佐藤議員も取り上げてこられたことは記録に新しいところでございます。市行政として住民問題の解決を図るため、平成3年4月、四日市テレビジョン放送電波障害対策推進要綱を制定され、三つありますが、1番目は、基金制度により特定地域の対策、2番目、補助金制度により特定地域以外の地域の自然難視の対策、3番目、条例による建設主への対策指導等により、となっております。

旧来からの共同受信施設により対策がなされていた約2万戸に加え、CTYの幹線を利用して7万戸の電波障害対策を完了してきたことは承知しています。このことは市当局を初め、関係者の方々が積極的に電波障害対策に取り組んでこられたたまものであろうと敬意をあらわすものでございます。しかし、この状況を結果的に見てまいりますと、私が平成3年3月の議会でお尋ねしたように、新たな問題を発生させていると考えるところでございます。CTYの幹線を利用して対策がなされた約7万戸につきましては、一般の送信に加え、CTYの自主放送としてCTY10が放映されております。地区の行事や活動状況、四日まつり等の地域情報、あるいは

は四日市テレビ広報が流されておりますが、この7万戸以外の所帯等については、これを見ることができないという不公平と申しましょうか、情報格差が生まれています。当時の栗本市長公室長の答弁では、「市内における情報格差を生じさせないためにも、施設の公開時期には既存の共聴システムをCATVに転化していくことが大きな課題であり、原因者に対して理解が得られるよう努力します」と。また、CTY10だけでもとの間に、「架線の容量としてCATVの方は450メガヘルツ必要であり、共聴システムの方は250から300メガヘルツと、その関係についてCTY側あるいは原因者側等とも十分協議していきたい」とのことでしたが、その後の経過をお伺いしたいと思います。

今日、私どもが社会生活を営んでいく中で情報は欠かすことのできない大きな重要なものでございまして、これまでテレビ・ラジオ・新聞・書籍・雑誌等を通じてほぼ一方的に情報伝達を受けてきましたが、電気通信技術、情報処理技術の飛躍的な進展により、来るべき21世紀の初めには我々受信者側からも情報発信ができる双方向時代が到来することが確実であると言われ続けております。この双方向の情報通信ネットワークが普及してきますと、今日においてはまだまだ問題点がありますが、道路交通情報、遠隔教育、老人等の介護サポート、遠隔医療、行政広報広聴、総合防災、ホームショッピング、映画鑑賞、テレビ会議、通信通勤等、さまざまな方面での活用が可能となり、行政にとっても、住民にとってもまことに喜ばしい時代を迎えることとなります。

現在、四日市においては、郵政省が進めるテレトピア構想のモデル都市の指定を受け、地域にキャプテンにより情報提供、CATVを活用した広報活動等、情報化の推進に努めておられますが、今後、広帯域・双方向化の高度情報時代を迎えるに当たり、他都市におくれることなく、積極的に情報化を推進していくことが重要であろうと考えますが、現在市当局はどのように取り組んでおられますか。また、今後どのように取り組んでいく

のか、お尋ねいたします。

また、冒頭述べました富山方式をどう受けとめ、将来ケーブルテレビ四日市をどのように発展させるのか、あわせてお尋ねいたします。回りくどい答弁は要りません。単刀直入にお答えいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○副議長（益田 力君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） 中核都市・人口30万人に向かっての都市政策のご質問に対してお答えいたします。

まず、市街化調整区域での住宅地の開発の面積基準の緩和でございますが、平成6年3月議会でのご質問もいただき、現在まで緩和に向けいろいろと検討してまいりましたが、四日市都市計画区域内での広域的な問題でもございますので、朝日、川越、楠、菰野の関係4町との調整に時間を要しております。ご指摘のとおり、本市におきましては、平成6年度に将来の中・長期的な住宅需要の検討を行っており、この中で市街化区域内での土地利用の増進とともに、市街化調整区域内におきましても一定の開発を誘導し、住宅供給を行っていく必要があるとされております。このような基本方針を踏まえまして、四日市都市計画区域内での歩調を合わせるため、周辺4町との協議を進めてまいったところでございます。各町では土地利用の状況や宅地需要が本市と異なる面もございまして、また市街地のスプロール化を懸念する意見もありました。5ha以上とする面積緩和には、本市と若干の考え方の相違がありました。現在のところ、最終的な調整段階に入っております。

一方、県におかれましても、県下全域の都市計画区域において、市街化調整区域の住宅系の大規模開発の面積基準を5ha以上に緩和する方向で関係市町村の理解を求めています。本市として、30万都市実現に向けて、四日市都市計画区域内の関係4町の見直し調整を行うとともに、県の指導も

いただき、規制緩和の早期実現に努力しておるところでございます。

次に、開発事務の簡素化の問題でございますが、かねてより住民サービスの向上や行政事務の効率化の観点から、開発許可の庁内調整に当たっては積極的な調整組織を設置し、処理の迅速化に努力しているところでございます。ご指摘の事前申請あるいは本申請との重複審査につきましても、時間を短縮できるよう検討しております。

また、開発許可権限の市への委任につきましては、事務の簡素化に効果が大きいことから、早期に実現が図られるよう県と協議を進めておりました。市街化区域内の開発許可の権限につきましては、平成9年度より委任を受ける予定で事務的な協議を進めております。

さらに、全面委任につきましても、一部委任を受けた後、円滑な事務の流れが確立された時点で全面的な受け入れを検討したいと考えております。

最後に、組織づくり、人材の育成の問題でございますが、平成9年度からの一部委任に向けて、本年度より三重県と開発担当者の人事交流を行っており、今後とも県の指導のもとに人材の育成を図り、円滑な開発許可事務を行うための組織づくりに努力しておるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（益田 力君） 市長公室長。

〔市長公室長（野呂 修君）登壇〕

○市長公室長（野呂 修君） 2点目のCATVと情報の格差についてご答弁申し上げます。

ご指摘のございましたように、四日市におけますケーブルテレビの普及につきましては、平成3年度から中心市街地におきましてテレビの複合的な障害解消ということに取り組んでまいりまして、その対策としてCTYを活用する。それと同時に、あわせて市の補助制度に基づきます電波障害対策でありますとか、企業等の特定の原因者が行う対策につきましても、CTYを活用して行われてまいりました。その結果、現在加入所帯は約7

万世帯というふうになっております。

一方、現在CTYの放送エリアになっていないところ、これは企業などによります共同受信施設で対策された世帯、これが富田、富洲原等を中心に約2万世帯ございます。残りの小山田とか保々等でございますが、こういうところがこれまでのところではエリア拡張がなされていないと、こういう地域になってございます。

今後のCTYのエリア拡大につきましては、基本的には本市の電波障害と密接にかかわり、このように発展してきたCTYがみずからの業務として取り組んでいくということであろうと思っておりますけれども、先行的に行われました共同受信施設による対策地域につきまして、施設の老朽化に伴う施設の更新の時期もございまして、本市における今後の地域情報化への展開を勘案いたしまして、できるだけ市民にとって望ましい姿に移行していかなければならないと、このように考えております。

具体的に申し上げますと、市北部地域の場合につきましては、現在のケーブル容量のままで、技術的にはCTY10という地域チャンネルでございまして、可能というふうに聞いておりますけれども、それが可能となれば、当面地域チャンネル面での情報格差、これについては問題は解消される。しかし、その他の多チャンネル、30チャンネルという多チャンネルには対応できませんので、そういう面での格差というのは残ることになります。

また、ご指摘もありましたように、将来双方向のマルチメディアというような時代に対応していこうと思っておりますと、そういう点でも問題が残ることになります。したがって、地域の方々にとって一番望ましい整備の方向、これがどうあるべきか、関係住民の皆様を初め、施設の設置者あるいはCTYなども十分に協議をいたしまして、今後の対応を考えてまいりたいと、かように考えております。

同時に、その他の地域におきましても、市の電波障害対策にかかる補助

制度等で積極的に対処していかなければならないというふうを考えております。

それからもう1点、地域情報化という点につきまして、本市は昭和61年3月にテレピアモデル都市構想の指定を受けたことを契機にいたしまして、行政情報でありますとか、生活文化情報等のシステム整備を進めてまいりましたが、今日、情報処理技術でありますとか、電気通信技術の飛躍的な進歩を背景に、マルチメディア社会に対応した地域情報化施策の推進がこれまで以上に都市づくりという観点の中でも重要な施策になってきていると、こういうふうを考えて、昨年度から企画調整課と情報管理課が中心になりまして、行政でありますとか、地域情報化に関する調査、研究を開始しております、双方向性でありますとか、ネットワーク化というマルチメディアの特性を生かした行政サービスがいかにあるべきか、この辺の検討を鋭意進めております。

まだ取りまとめまでには今しばらく時間が必要という段階でございますけれども、この中でもケーブルテレビの活用、これも重要な要素であろうというふうを考えておまして、その中で十分検討を進めてまいりたいというふう考えております。

また、ケーブルテレビ富山のご紹介がございました。本市と違いまして、一般テレビ電波の再送信は行わない、都市型が多チャンネルサービスのみケーブルテレビ局であるというふうに聞いておりますが、ご紹介のあったように、地元の経済界の協力によって、加入料とか工事費を無料化するという戦略で成果を上げ、注目されているようでございます。四日市市は、CTYの加入者が約7万戸と、非常に戸数だけでいけば多い状況になっておりますけれども、その中で多チャンネルの契約者というのは約3割にとどまっております、この辺についてケーブルテレビ富山というやり方、戦略、今後の多チャンネル契約の拡大に向けての貴重な戦略であろう。先例として勉強をさせていただきたいと、かように考えております。

○副議長（益田 力君） 宇野長好君。

○宇野長好君 どうもご答弁ありがとうございました。1番目の問題ですが、県も周辺4町との協議も最終的な調整に入ったと。県も県下全域の市街化調整区域の住宅系大規模開発の面積基準を5ha以上に緩和する方針とのことですが、先日、私は菰野町に用事がありまして、菰野町の職員とちょっとこの話しましたところ、「もう菰野町ははっきりと5haに歓迎してるんだ。四日市さん、早く決めてほしい」と、これは職員でございまして、個人的な話の中でそういうふうなことも聞き、また川越町の方でもそういう話を聞いております。4町の期待も大きいと思います。ぜひとも早期実現に努力しているとのことですが、なお一層の努力をお願いし、一日も早い実現をよろしく願いしておきます。

次に、開発事務の簡素化の問題ですが、まず、先ほど横断的な調整組織で処理されているとのお答えでしたが、事前協議や開発本申請でどのような調査がされておられるのか。同じような審査がされていないのか。また、具体的に幾つかの部局が関係して、どのように書類が流れているのか。そして事務簡素化するためにどのような改善を検討されているのか、お伺いします。

平成9年に一部を市の方でやるということですが、組織・体制の問題はどうなってるのか。現在の人員のままでは権限委任を受けるに十分な体制とは思えません。権限を持つということはそれだけ責任が重くなることであり、仕事量も増えるわけですから、事務の迅速化の観点からも、職員の育成や組織体制づくりを真剣に考えていっていただきたいと思えます。これ、答弁できなかつたら、この問題は要望にとどめておきます。

それと、一番ここで問題になっているのが、開発行為の中で、官民境界の立ち会いが申し込むと1カ月以上かかる。大分改造させていただいたと思えますけど、今、3班になってるんですかね。4人ぐらいの1班で班でやってますけど、大分改造されたんですけど、もうちょっと人員が2人ぐ

らいでいけるんじゃないかなと、ここんところの改造も後ほどつけ加えて
いただきたいと思いますし、また農転の問題ですね。本審査が出されない
ことには農転は受け付けないというふうになっておりますから、事前審査
やっとして、もうある程度事前審査というのは、本審査やる前の重要な問
題ですね、それをもう一緒に受け取るような考えはないか、それもつけ加
えてお伺いしたいと思います。

2番目の問題ですが、CTYの送信が可能になれば、当面地域チャン
ネル面での情報格差は解消されるが、多チャンネルには対応できず、課題が
ある。僕が聞いておるのはそんな話と違うんですよ。CTY10、すなわち
地区の行事、活動状態、四日市まつり等の地域情報、四日市テレビ広報が
見られないということで僕は言っとるわけですよ。何を考えてるんですか。
だから僕は、単刀直入に聞きたいということを、最後にお願いしたわけ
ですよ。だからそれはCTYのいろいろな問題は後で、今僕が一番聞きたい
のはこれなんです。

それから、マルチメディアじゃなくて、僕はCTYというのが一番大事
だと、これはもう当然わかってます。前の答弁の、そういう時期になれば
考えようじゃないかということ言うてるわけなんですよ。曲げた答え要ら
ないんですよ、そんなもん。余計話がこんがらかりますからやめてくださ
い。

それと、CTY10が制作を大体年間1億円ぐらいかかっていると聞いてま
す。市が1,000万円ほど補助してる、これは正確な数字じゃないと思うん
ですけど、1割ぐらいの補助はしていると聞いております。塩浜地区、午
起地区、稲葉地区ですか、共聴アンテナは今、4カ所ほどでやっていますね。
富田、富洲原、八郷、港、午起、あがたが丘、阿倉川、塩浜、曙、川尻、
稲葉、やっています。この地区は見えないということなんですね。それと全
然見れない小山田、水沢地区もございます。市民の平等化という観点から
いきますと、市が1,000万円補助しておいて、なぜ我々が見れないかと、

こういうことまで言いたくなかったんですけど、見れないところの地区が
なぜ市の予算が1,000万円補助してるんだ。だったらみんな見たいわけ
ですよ。だから僕は情報の格差言うてるわけでしょう。間違わんでくださ
いよ。

だから今北部で、我々のところの例を出して申しわけないんですけど、
北部の中部エリアはあかつき台に中心塔が建っていると聞いております。
今、CTYは電波障害のおかげでこれだけの伸び率を見せたわけです。せ
めて先行投資して、中心塔の近くまで持ってって、そこで切りかえて、更
新時期になったらCTYへいこうじゃないかと、せめてそこまで持ってっ
て、10チャンネルだけを見せてもらたらいんじゃないですか。僕ら10
チャンネルだけの問題取り上げてないですよ。そのために2番目のマルチ
メディア時代に向かったの質問もしたわけです。今の問題は、情報の格差
というのは、見れないから言ってるわけ。将来に向かったら、当然更新時
期にはCATVに切りかえていきたいと、こう言うてるわけなんです。再
度取り組み方の方針をお聞かせください。

それと、ちょっとこの前加入しようということでCATVに聞いたら、
河原田地区では12万円から14万円、塩浜地区では14万円から15万円かか
りますよと、こうなってるんですね。ところが、今まで10万円なんですよ。
こういうことはたして許していいの。富山は3,000円で300円の口はやっ
てませんと言うけれど、姿勢を僕は聞いてるんですよ、姿勢を。だから、
ありませんからできませんとか、僕は姿勢を聞いてるんです。やる気があ
るのかなのか聞いてるだけですよ。だからそういう指導も、これから
ケーブルテレビ四日市も、今までは電波障害でこれだけ広まってきたわけ
です。きのうテレビ見てましたら、去年だけで80万戸の加入者があって、
全国で300万世帯のケーブルテレビが入っておると聞いております。その
中でこういうふうな、例えば、加入するのに格差があっちゃおかしいじゃ
ないか。まして今まで10万円だ。中心部だけ、四日市だけ、旧市内だけは

ただだと、これはしょうがないと思いますけど。そういう問題を提起しながら聞いておるわけですよ。ほかの多チャンネルなんか、今のあれでNHKから1からみんな見れるんだから、そんなものは関係ないことなんですよ。もう一度再度、これしっかりお答えくださいよ。お願いします。

○副議長（益田 力君） 都市計画部長。

○都市計画部長（西田喜大君） 開発事務の関係でございますが、調整組織につきましては、四日市市都市計画開発審査会の設置要綱に基づきまして、5ha以上の大規模開発行為につきましては、助役を会長にいたしまして、教育長、消防長、水道局長、市長部局の関係部長等、約15名の委員で構成した開発審査会で案件ごとに随時開催しておるところでございます。

また、5ha未満の開発につきましては、関係課長で構成いたします開発常任委員会を月2回定期的に開催いたしまして、意見の調整を行っております。この書類の流れでございますが、まず事前協議申し出等を出していただきまして、関係各課の審査を受けまして、次に本申請の審査を行っておるわけでございますけれども、本申請では事前協議の意見が反映されておりますけれども、協議が十分されているかといったチェック等、問題があれば申請図書の差しかえ等の補正もしてもらった後で県に送付しておるところでございます。先ほど重複審査のご指摘をいただいたわけでございますけれども、事前協議での書類は概略設計の場合が非常に多く、管理者の意見で変更する部分も多々あるところございまして、本申請での審査はやはり必要であろうかと考えておるところでございます。

こういった中で事務の簡素化でございますけれども、現在、各申請書の審査は、各課順番に直列の決裁処理をしておりますが、これを部ごとに同時並行で審査できるようなシステムを考えたり、また面積に応じまして決裁範囲を縮小することも、そういった問題もあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、権限委任の事務の簡素化によりまして、市街化区域におきまして

は、事務処理機関との事前協議も相当短縮できるものと考えておるところでございます。また、組織体制の問題でございますが、先ほどもお答えしましたように、なお一層の努力をしております。あわせて、官民境界等の問題につきましては、関係部の中でより一層の協議を進めてまいりたいと考えております。

農地転用の問題は、重複申請との関連もございまして、関係部局とこの辺につきましてもさらなる協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（益田 力君） 市長公室長。

○市長公室長（野呂 修君） ケーブルテレビの問題についてお答えさせていただきます。

北部地域の共同受信施設内におきまして、シティチャンネルでありますCTY10を放映するということになると、先ほどお話がありましたように、あかつき台にございます受信点までCTYの幹線ケーブルを布設するという必要が出てまいります。そういう場合に問題点として考えられますことは、一つは、布設経費をだれが負担していくかということ。それから二つ目には、現在CTYの範囲でCTY10だけを見ている方には受信料を309円、消費税込みでいただいておりますが、それをどういうふうにするかという問題。あるいは著作権といいますが、放映権をCTYが持っておりますので、これについてどういうふうに対応するかというような問題点がございまして、これらの問題点をどうやって解決するかという合理的で現実的な方策を、鋭意研究し見出していきたいというふうに考えます。それでいづれにいたしましても、そういう方向で研究、いい方策が見つかったという場合におきましても、今後の取り組みをしていく上では、共同受信施設の設置者でありますとか、CTYの協力なしには進むことができませんので、この辺の問題を解決させながら、ご提案の趣旨を十分に踏まえて解決を図るように取りはからっていききたいというふうに考えており

ます。

またもう一つ、工事費について、河原田、それから塩浜でばらつきがあるんじゃないかというご指摘がございましたが、これは推測でございますが、幹線を布設する延長距離でありますとか、住宅の密集度、こういう点で若干の差が出てきたんではないだろうかというふうに考えますけれども、今日CTYというものが非常に公共性の強い会社でございますので、十分に納得が得られるように要請、協議をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（益田 力君） 宇野長好君。

○宇野長好君 あんまり時間がないと思いますので、本当は5haの方をもっと聞きたいんですけど、業者の方も後ろで応援していただいておりますから、だけど時間がないもんですから、5haの方は、先ほども事務の簡素化とか、いろいろのものはぜひとも、あとの4町もおおと思いますから、ひとつよろしく願いたいと思います。

それから、事務の手續上、農転とか官民の立ち会い、ぜひとも今後とも考えていただいて改善していただきたいと思います。これは要望にしておきます。

費用の問題、今お伺いしましたね。費用をだれが持つんだとか、どうのこうの。僕はそのために富山方式言うのとるわけですよ。まずお客さんに喜んでもろて、後から金は回収すると、こういう方式を僕は評価してるわけですよ。だれが費用持つって、だから先行投資、CTY、今、四日市の場合は、電波障害のおかげで、中電さんとかマンション業者が金を払って、そのおかげでこうやってこれだけ伸びてきたわけでしょう。何を考えてるんですか。それだったらCTY10が見れないような市民が、なんで1,000万円の制作費を、著作権がある、なぜ1,000万円の補助せんならんの、おかしいじゃないか、考え方が。だから先行投資して、そういう時期になればいつでも切りかえるようにしたらどうですかと、CTYは大事ですよと

言うのとるわけですよ。その一言とらえてね、経費がどうのこうのって、そんな答弁要りませんよ。もっと真剣に考えてくださいよ、地区のために。富洲原ばっかじゃない。まして我々は、まだ共聴アンテナで見れます。小山田、水沢、保々、そういう地区は、全然三重テレビも映りが悪いということなんですよ。何を考えてるんだ、もう一度再度答え出してくださいよ。

○副議長（益田 力君） 市長公室長。

○市長公室長（野呂 修君） 今、ご提言をいただいたような方向で今後設置者あるいはCTYと十分協議をして、先ほど富山の例にならった形でできるのかどうか、よく検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（益田 力君） 宇野長好君。

○宇野長好君 富山方式云々じゃなくて、そういう姿勢がね、富山方式の姿勢が欲しいと僕は言うのとるわけ。1,000万円の補助を出してるわけでしょうが、制作費に。著作権云々、そういう話は言っちゃいかんですよ。それだったら見れない我々、富田、富洲原、塩浜、保々とかいろいろあります。その地域がなぜ税金が一緒のように使われるんか、それを僕は言うてるわけですよ。勘違いしないで、もっと住民の平等化という立場、観点からお答えしていただきたかったなと思っております。今後そういうふうに、今も言うたように、電波障害のおかげでこれだけに伸びたんだから、CTYも。これからは市民のために、平等化のために先行投資するのは当たり前と思っておりますけれど、すみません、申しわけございません。助役の方でも市長でも結構ですから、その答えだけいただけたら結構でございます。

○副議長（益田 力君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ケーブルテレビ富山の例を聞かせていただきました。なかなかこれは戦略的に立派なものであるというふうに私どもも感じております。ただいま市長公室長の方からもお答えいたしましたように、CTY10の見れない範囲、あるいは情報格差の問題については、当然これ

は現在CTVの切りかえという問題もございますので、CTV、そして関連企業、共聴組合、そして市民の皆さんと十分協議をして、できるだけ早く実現するようにいたしたいと存じます。ご了解を賜りたいと存じます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（益田 力君） 小井道夫君。

○小井道夫君 蛇足になるかわかりませんが、CATVの問題で関連、お尋ねしたいと思います。

電波障害対策、これはCATVを利用したものとそういう共聴アンテナ、企業等の共聴アンテナでやってるところとあるわけですが、さらには県の補助金等で処理をしているところもあるわけですが、四日市として電波障害対策をCATVで一元化していくと、こういう方向づけはまだなされてないんですか。さらには、地域情報化という課題もございますが、それをCATVで一元化していくということに方向づけをきちっとしてないんでしょうか。そのところをきちんとしていただきたい。

それから、今、宇野議員が言われたことに対する答弁を、大体いつごろをめどにその辺の方向づけをするのか、はっきりしていただきたい。そもそもCATVは、第三セクターで市も出資してるわけですね。ですから市として出資して第三セクターとしてやっている以上は、全市的視点で対応していかなきゃいかんと思うし、これからの情報化の一大の柱としてやっていけないかんと思うんですね。こここのところについての考えをこの際聞いておきたいと思います。

○副議長（益田 力君） 市長公室長。

○市長公室長（野呂 修君） お答え申し上げます。

電波障害対策だけではなくて、将来のマルチメディア等にも対応するためにも、四日市市におきましては、CATVで一元化していくべきであろうというふうに考えております。それで、一日も早くこれを実現できるようによく協議をして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお

願いたします。

○副議長（益田 力君） 小井道夫君。

○小井道夫君 一日も早くと言うんですけどね、もう大分前からこの格差の問題は提起されてるわけです、いろいろな形でね。改めて宇野議員が取り上げたわけですね。ですから少しめどをはっきりさせるということをしていただきたい。この辺、どうですか。

○副議長（益田 力君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） この問題については、平成7年度から地域情報化に関する調査・研究を私どもやってまいったわけでございまして、この問題についてはめどは非常に難しいんでございますが、何とか平成8年度末までには、私どもとして何らかの結論を出すように努力したいというふうに思っているところでございます。

○副議長（益田 力君） 暫時、休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 それでは、一般質問の最終バッターということで、大変お疲れの中ではありますが、1時間の時間をちょうだいいたしましたので、よろしくお願いいたします。今回は大きくは四つの点につきまして質問をさせていただきます。

まず第1点目は、中学校におけるこれからの部活動のあり方について質問をさせていただきます。

私たちにとりまして、スポーツとかかわるきっかけになったのは、何だったのでしょ。両親がやっていた趣味のスポーツだったのでしょ。

か。それとも、近所のスポーツ好きなおじさんが教えてくれたソフトボール、あるいは野球だったのでしょか。現在のようなスポーツ少年団活動が盛んでない時代、多くの子供たちがスポーツというものに本格的に接する機会となったのは、中学校の部活動であったのではないでしょか。例えば、現在の職業や専門分野に進むきっかけをつかったのも、中学校の部活動だと言われる方もこの中におみえになるかもしれません。また、この議員の皆さん方の中にも、桑原議員の野球、あるいは宇野議員のレスリング、川口議員の剣道等々、スポーツ少年団の指導者として活躍してみえる方々も同じ思いではなかったのかと思う次第であります。そして学校生活の中、部活動を通じて得たものは、大変すばらしい体験であったと、みずからの経験からお考えの方も多いことと思います。しかし、そんな中学校の部活動も、時代の流れとともに、少子化社会の中、生徒数の減少はクラス数の減少、教員数の減少へとつながり、部活動顧問の不足から活動の存続にも大きな影響を与えている現状であります。

これらの状況を少し触れてみますと、平成元年における四日市市内の公立中学校21校の生徒数は1万2,194名、教員数は503名、運動部の活動数は411となっておりますが、これが平成7年度におきましては、生徒数9,566名、教員数452名、運動部の活動数は288となっております。この数値から6年間で生徒数において22%の減、2,628名の減であります。教員数におきましては10%、51名の減、運動部の活動数におきましては30%、123のそれぞれの減となっております。現在市内のある中学校では、男女それぞれ3種目の部活動しか存続をしていないところもあります。また別の学校では、今の3年生が卒業したら複数の部活動は廃部に追い込まれる。つまり現状においても、1、2年生はその部活には入ることができない、このような変則な運用をしているところもあります。

私は、学校とはこどもたちにとって1日で最も多くの時間を過ごす大切な場であり、生活の場であると思います。このことは学習も遊びも、仲間

との語らいも含めて、学校が子供たちのために存在すると考えております。だとするならば、生徒、子供たちが学校の仲間たちとスポーツをしたい、チームをつくって試合をしたいということも当然の願いであり、要求であることと思います。しかし、生徒がやってみたく希望する部活が廃部になっていて入部できないこれらの状況を見てみますと、これからの部活動のあり方について憂慮し、改めて考える必要を感じ、今回質問に取り上げさせていただきました。

現在、中学校にはクラブ活動と部活動という二つの活動があることを、皆さんはご存じでしょうか。まずこの部分から触れてみたいと思いますが、何だ、クラブ活動も部活動も同じではないか、こうお考えの方もあると思いますけれども、中学校の学習指導要領では、第4章特別活動の中のクラブ活動という表現には、こういうふうに表示をされています。「クラブ活動においては、原則として学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持って組織するクラブにおいて、全生徒が文化的、体育的、生産的、または奉仕的な活動のいずれかの活動を行うこと」となっていますけれども、逆に部活動については、何ら触れられておりません。それは教育課程内の教育活動としてのクラブ活動と、課外に行われる部活動に区分をされているということでもあります。つまり授業としてのクラブ活動があり、一方、授業ではない、放課後に実施をしている部活動が存在をしているということでもあります。

私が今回質問に取り上げさせていただいておりますのは、後者の放課後に実施をしています部活動のことですけれども、つまり教員の方々の立場からしますと、本来業務ではないという考え方が出てくる部分がそういうところではないかということも考えられるわけでもあります。今回、この部分について触れさせていただきましたのは、文部省の学習指導要領において、何ら認知をされていないものが部活動であるということ再認識をして、部活動のあるべき姿を真剣に考える時期が今、来ているという

ふうに考えるからであります。これら中学校の部活動については、さまざまな問題が含まれておりますけれども、この現状を教育委員会としてどう認識をし、どうあるべきとお考えなのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

次に、部活動における外部指導者の導入についてお尋ねをいたします。

部活動の顧問は、奉仕活動でやっているんだという教員の声は、現実にあるのではないかと私は考えますが、顧問教員の指導の実態を考えると、毎日の練習、あるいは休日の対外試合やその引率など、本当にわずかな部活動指導委託料、1カ月1,000円と伺っておりますが、これでの指導、そういう実態を考えますと、教員という立場以上に奉仕の精神なくしてはできないなと思うところであります。教育現場において、部活動の取り扱いに困っている、体育・スポーツの専門外の教師、新卒でいきなり部活動顧問に当たった教師、熱心だが現状には不満足で、何か改善をと思っている教師等々、学校現場には多くの問題を抱えている現状にあります。

本来、部活動は生徒の自主的な活動であってこそ教育の意義があつて、顧問教員はその活動が円滑に行われるよう、潤滑油的な役割を担っていると思ひます。たとへたくそであっても、生徒と一緒に汗を流してくれる先生が、生徒にとっては好かれるものであるかもしれません。教員自身が顧問を遠慮すること、教員の数の減少により顧問不足から廃部に追い込まれる部活動が存在している現状を考えますと、それらの対策として卒業生や、あるいは地域の社会人の方々に外部指導者ををお願いすることも一つの方策ではないかと考えます。

ただ、それらの導入に当たりましては、次のようなことに注意が必要と考えます。それは外部指導者の人選は学校長が責任を持って行い、部活動のすべてを任せるのではなく、学校や顧問教員の指導方針が十分に生かせるよう意見交換が行われ、役割分担をした指導が行われることが大切だと思ひます。このような観点から、学校の部活動に対して外部指導者の導入についてその必要性と対応についてどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思ひます。

思ひます。

次に、地域のスポーツ団体との交流についてお尋ねをいたしますが、学校の部活動は地域とどのようにかかわっているのでしょうか。今、地域においてはさまざまなスポーツが、自主クラブの形で取り組まれています。現状において学校内の中で部活動にとどまり、地域に開かれたものではないと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

地域に対して開かれ、若い世代の交流だけではなく、高齢者や婦人との世代間の交流を深めることが可能な部活動が展開できたとしたら、校内大会や対外試合で発揮する部員たちのエネルギーを学校に閉じ込めることなく、地域のスポーツ行事などに参画することが大切ではないかと思ひますが、教育委員会としてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、大きな2点目、行政手続法に対応した市条例の制定についてお尋ねをいたします。

行政手続法に関しましては、平成6年12月議会におきまして、私の方から質問をさせていただきました。その後1年半を経過いたしました。ことし7月1日には三重県の行政手続条例が施行されることとなりました。この県条例制定を受け、四日市市としての基本的な考え方、そして四日市市としての条例制定化への時期などについてお尋ねをしたいと思ひます。

まず、行政手続法につきまして少し触れさせていただきますが、平成6年10月1日に施行されたわけではありますが、この法律の制定の背景には、近年、行政運営において行政指導が多様化される傾向にあること、あるいは審査や処理の基準が明確になっていないなどの指摘がされるなど、国内のみならず、諸外国からも公平で透明な行政運営の確保を求め中、実に30年という歳月を経て成立をみたものであります。

午前中の宇野議員の質問にもありました開発行為の手続等、これらについてもこれと関連する事項であるというふうに思っておりますけれども、この法律は我が国にとって全く新しい制度でありまして、許可や認可など

に関する事務を通じて、民間の企業や一般市民の権利、利益にも密接に関連をし、国民の関心も高いものとなっております。行政手続法の柱は、透明化、公平さ、処理のスピードアップを目的としており、申請に関する基準と申請処理に通常要すべき標準的な期間を定め、これを公にするとともに、申請が到着したときには遅滞なく審査を開始し、形式上不適合なものがあっても速やかに応答することとなっております。この行政手続法の制定を受け、全国の自治体では国の機関委任事務以外の地方自治体独自の内容について対応できるよう、条例の制定化が求められており、今回三重県においても行政手続条例が施行されたわけであります。

前回の私の質問に対して、当時の鈴木総務部長からは、「国が定めた行政手続法の例により、条例または規則等を整備していくことになっておりますが、まだ県の方も条例化、規則化についての対応が不明確のため、今後県の指導を受け、それらに必要な処置を講じていく」との答弁でありました。そこで、この7月より、三重県の行政手続条例が制定をされますが、その内容を受け四日市市としての考え方、条例化制定に向けての時期などについてお尋ねをしたいと思います。

次に、大きな3点目、汚水処理槽施設の防火用貯水タンクへの再利用についてお尋ねをいたします。

平成7年度には、本市議会におきましても、小林委員長を中心に防災対策特別委員会が設置され、議会のサイドから、大震災時における防災に対する提言を各種行っていたところでありますが、今回の私の質問は、公共下水道の普及に関連をして、新たに発生をする問題について、一つの活用方法として取り上げてみました。昨年1月発生をいたしました阪神・淡路大震災におきまして、倒壊をした家屋の火災により多くのとうとい人命を失うことに至ったことは、皆様ご承知のとおりであります。その中で多くの問題が指摘をされております。例えば、震災により上水道が寸断をされ、消火栓が使用できず、消防車が現地に到着をしております。

活動ができなかったということも報告をされております。そういう意味におきましては、消火栓以外の防火用貯水タンクなど、消防水利の必要性が再認識をされたことにつきましては、私が今さら言うまでもないことと思います。消防本部におきまして、過去より消火栓以外の消防水利の確保に向けてご努力をいただいておりますけれども、現状においてまだまだ十分な状況とはいえないところだと私は思います。そこで、これら消火栓以外の防火用貯水タンク等、消防水利の確保について、消防本部としてどのような認識をお持ちなのか、まずお尋ねをいたします。

次に、先ほど公共下水道の普及に関連をして新たに発生をする問題ということで触れさせていただきましたが、その点についてお話しをしたいと思います。

現在、公共下水道は北部流域沿岸下水道の進捗に伴い、県の幹線整備に連動して、四日市市の方で面整備が順次進められております。これら公共下水道化が進められる地域には、コミュニティプラントと呼ばれ、民間開発などで団地の汚水処理のため、団地専用の大型下水処理槽が設置をされています。またその施設の多くは、住民自治会の管理によって、入居時点から現在に至るまで使用されてきたわけでありましたが、公共下水道の供用開始に伴い、下水処理槽の使命を終わることとなります。先ほど申し上げましたとおり、この施設は長年自治会住民が維持管理をしてきたわけでありますので、公共下水道化は住民にとっては大変ありがたいことではありますが、一方、大きな問題も残ることとなります。それはそれら下水処理槽施設の撤去にかかる費用をどうするかということになります。処理槽施設は団地規模により大きくその容量は変化をいたしますが、おおむね200戸程度の団地規模と想定するならば、その容量は400 t から500 t と推定をされます。また、一般的には鉄筋コンクリート製で地下方式が多く採用されているため、それらの撤去には地区住民にとって大きな費用負担が必要となってまいります。そこで、これら不用となった下水処理槽施設に高圧洗

浄処理を施し、防火用貯水タンクに再利用してはという提案であります。消防としては、必要としている防火用貯水タンクとしての消防水利が、民家の集中している団地の中に確保できるメリットがありますし、住民にとっても撤去費用が削減できるほか、火災時にはもちろんのこと、それ以外にも長期断水時などの場合、水洗トイレの水の確保が大変であります。その場合に手押しポンプなどを設置しておけば、2、3日程度の水は確保できるものと思います。また、滅菌装置等を使えば、飲料水としても活用はできると伺っています。これらのことから汚水処理槽施設の防火貯水タンクへの転用に伴う経費援助の制度化について、お考えをお聞かせください。

最後に、大きな4点目、公共下水道における受益者負担金についてお尋ねをいたします。

現在、公共下水道の供用開始区域におきまして、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき算定をし、当該区域の住民に対して受益者負担金を賦課いたしております。この受益者負担金制度は、公共施設の整備により特に著しい利益を受ける者がある場合には、その費用をすべて租税で賄うことはかえって公平の原則に反するので、受益者から費用の一部を徴収することによって、費用負担の公平化を図ろうとするものであります。負担金の算定は、当該認可区域の事業から終末処理場の建設に用する費用を除いた額に5分の1を乗じて、排水面積で割ったものを負担単価と言ひ、その単価にそれぞれ市民の方所有の土地面積を乗じたものが負担金となります。現在、四日市市の最高の負担単価、㎡当たり150円ありますけれども、これを用ひまして試算をしてみますと、敷地面積80坪の自宅を所有してみえる場合は、受益者負担金は3万9,600円ということになります。この受益者負担金を負担していただくのは、下水道整備が今まで全く整備をされていない地域となるわけでありまして、今後公共下水道の進捗に従ひまして、これら一律の算出の考え方では公平性に欠

ける地域が発生してくると私は考えます。それは先ほど汚水処理槽施設の防火用貯水タンクへの転用のところでお話しをしました地区のことです。これらの地区は、団地内の大型下水処理槽で汚水処理をいたしておりますから、当然団地内には各家から下水配管などのすべての面整備が既に整備をされているわけでありまして、つまり公共下水道本管が1カ所接続をされれば、面整備の必要なしに直ちに供用の開始ができる地区なのであります。また、これらの下水道配管など、すべての面整備にかかった費用は、持ち家の購入時に販売価格に転嫁をされているわけでありまして、言いかえれば団地住民みずから先行して面整備を実施した地区と言えると思います。

このように下水配管など面整備が全く必要としない地区に対して、従来の考え方で受益者負担金を算定し徴収することは、公平性に欠ける点があると考えます。私はこのことから、新たな要綱の整備が必要と考えますし、現実に坂部が丘団地ではこの事象が来年には発生をしまひます。早急に検討する必要があると思ひますが、いかがお考えでしょうか。

また、現在の下水道計画から今後5、6年においてこのようなケースが予想される地区は何カ所程度、どのような団地が該当するのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 中学校における部活動のあり方につきまして、ご質問の要旨はこういうことであつたと思ひます。少子化によります生徒数や教員定数が減る中で、現在の部活動をどう認識しているか。また、外部指導者導入についてはどうか。さらに、地域スポーツ団体との交流についてどう考えているかというご質問であつたと思ひます。お答え申し上げます。

部活動は各学校の教育活動の一環として行われているものでありまして、心身の調和のとれた発達を目指して、生徒が興味、関心を追及するばかりでありまして、異年齢集団の中で自発的、自主的に学校生活をより充実し豊かにしながら、個性、自主性を育てて社会性の発達を図ろうとする活動でございます。ご質問にありました運動部、文化部の数でございますが、議員ご指摘のように、以前と比べると生徒数の減少に伴ってその数は減ってまいっております。減少しました主な理由は、希望者が少なくなりまして練習が不十分なものとなり、運動部などは試合に参加できなくなったりすることなどによりまして、教育的効果が期待しにくくなったことでございます。

ご指摘の外部指導者についてであります。部活動は教育活動の一環として行われ、教職員が生徒の全人的な教育の一つとして指導・管理をしておりまして、専門的知識や技能、または特技を生かして指導に当たっております。

さらに、部活動を充実するため、特に運動部におきましては、競技力向上のため外部の専門的スキルを持った指導者を迎えることは、生徒の多様なニーズにこたえるということからも必要なことと考えております。しかし、教職員として担当する顧問との関係、学校が行う教育活動との連携、またほかの部との関係など、幾つかの問題を抱えているのが現状でございます。その結果、生徒の保護者や地域に存在するボランティアの方が不定期に指導のお手伝いをいただくことがある程度で、数として多くはございません。また、県並びに市におきましては、学校の要望により、部活動指導者の派遣事業を実施しておりますが、その数は平成8年度では、武道に関して2校2名でございます。

地域スポーツとの交流につきましては、部活動振興の観点から、適切なものが地域にあれば意義のあることと考えております。今、健康で安全な生活を営み、人生をより豊かに充実させることを目指した生涯スポーツの

必要が言われております。その趣旨にのっとり、部活動を含めた地域のスポーツ活動のあり方を模索することが求められているものと思われま

す。いずれにしましても、先に述べました教育活動の一環としての部活動本来の趣旨が生かされながら、よりよい活動が行われますよう指導に努めるとともに、指導者の育成確保、また教員の位置づけ等についても十分考慮しながら、条件整備のあり方を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 第2点目の行政手続法に対応する市の条例の制定についてご質問がございました。特にこの中で大きくは2点ほどあったと思うんですが、基本的な考え方はどうかということと、制定時期の問題についてあったわけでございますが、ご承知のようにこの行政手続法は、先ほども議員の質問にありましたように、行政運営における公平の確保、あるいは透明性の向上を図るために、平成6年10月に法が制定されたことはご存じのとおりだと思います。地方公共団体におきましても、法令に基づく許認可あるいは不利益処分等について、審査基準、標準処理期間、処分基準を制定し公表されなければならないとなっているところでございます。したがって、現在、市におきましても各所属で該当する事務につきまして、その事務を進めているところでございます。

また、この行政手続法は、地方自治の尊重という観点から、地方公共団体が行う行政指導、あるいは既に制定をしております条例・規則に基づく許認可については適用除外をしているところでありますが、法の趣旨に基づきまして、自治体独自にどのような必要な措置をとるかということが求められているところでございまして、この法施行以来この措置につきましては、三重県を初め、他の自治体の設置状況、研究を進めてきたところでございます。

法には、必ずしも条例を制定してこれを決定せよということはないわけですが、先ほど申されました基本的な考え方は、これは今後住民全体の行政手続、あるいは市全体の行政運営の根幹となるものと勘案をしているところでございます、当然のことながら議会の議決をいただき、条例という形で制定したい、こう考えているところでございます。

条例の内容につきましては、法及び県条例、あるいは市条例に基づく事務が同様の手続となるよう、法及び県条例を踏まえて検討する必要があると考えております。三重県におきましても、先ほどありましたように、去る3月県議会において、行政手続条例を制定し、この7月1日から施行をする、こういうことになっております。したがって、それを受けまして、今後法及び県条例の内容を十分検討し、本市に適した条例案の作成を進めたい、かように考えております。

この条例の案の検討につきましては、当然のことながら、行政全体に携わる職員の意識が徹底しておらなければならないと思いますし、当然各部の指導的な立場である担当者が全体を把握しなければならない、こういうこともあるわけでございます、全庁的に推進体制を形成しているところでございます。既に各部各課の担当者を選定いたしまして、担当者を中心に条例の対象となる許認可の洗い出しを行ってきておるところでございます。

したがって、大きな二つ目の質問でございますが、条例の制定時期につきましては、本条例の検討、研修等踏まえ、来年4月の施行を目的に、本年9月議会に上程をしたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（谷口廣睦君） 消防長。

〔消防長（小山佳志君）登壇〕

○消防長（小山佳志君） 汚水処理施設を改造して消防水利に利用してはどうかというご提言について、消防本部に関する部分についてご答弁申し

上げます。

大震災に備えて消火用水を確保する問題は、非常に重要な課題であると認識しております。ご質問にお答えする前に、本市が行っております消防水利の整備対策について概要を説明させていただきます。

消防水利につきましては、消防庁の示す消防水利の基準に基づきまして、消火栓、防火水槽等を設置し、整備を推進しているところでありまして、大半は消火栓でございますけれども、現在では市内全域をほぼフォローするに至っております。なお、昭和53年の大規模地震対策特別措置法が制定されまして、本市は地震防災対策強化地域の周辺地域ということになりますので、耐震性構造の水槽を計画的に設置することといたしまして、住宅密集地を重点に容量100tの水槽36基、それから容量40tを54基設置したところでございます。今後も引き続きその整備を図ってまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、阪神・淡路大震災では、水道管の損壊によりまして、消火栓を使用することができず、多種多様な水源確保の重要性が、議員おっしゃられるとおりに再認識されたところでございます。今後、大震災対策としての消防水利を整備するに際しましては、耐震性防火水槽の設置を基本といたしまして、その他の消防水利となる施設等を有効に利用してまいりたいというふうに考えております。

こうした施設の有効利用の一例といたしまして、先般、日本スイミングクラブ東海支部から、プールの水を緊急時に使用してはどうかと申し出がありましたので、実態を調査の上、申し出をお受けしたところでございます。ご質問いただきました不用となった汚水処理施設の活用につきましては、消防としては着目されるご提案と受けとめております。しかし、当該施設を消防水利として活用する場合、ごく常識的な課題でございますけれども、水利として使用できるか否かの地理的な条件、あるいは周辺水利の状況、さらに施設の構造や耐久性、また改造するための費用等を総合的に

調査するほか、当該施設の所有権あるいは管理権者を初めとして、地元のご意向を踏まえながら検討する必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） ご質問の公共下水道における受益者負担金についてご答弁申し上げます。

下水道事業認可区域内における集中浄化槽を取り込むことができます団地につきましては、今後下水道整備の進捗にあわせて、平成9年度以降坂部が丘一丁目、大谷台二丁目、みゆきヶ丘、美里が丘、青葉台、けやき台等がございます。これら団地の公共下水道への取り込みにつきましては、それぞれ団地の開発時期により下水道管理設の施工方法が異なっておりますので、下水道施設基準に適合しているかが重要な課題になると考えております。過去におきまして、公共下水道に接続いたしました団地で、既存管渠の漏水、クラック、閉塞並びに地下水等の進入があり、この改良に要した費用についても相当のご負担をお願いして取り込みを行った経緯もございます。

ご質問の集中浄化槽設置団地の受益者負担金につきましては、既に団地内の下水道管は埋設されておりますので、取り込みにあたっては基準に適合するよう、既設下水道管の改良、補修及び布設がえ等も考えられますので、この費用負担とあわせて早急に検討してまいりたいと考えております。

なお、坂部が丘一丁目につきましては、平成9年度当初に接続ができる状況になりますので、平成8年末をめぐりに既設下水管の調査方法の検討を初め、補修の方法、負担金等につきまして、団地管理者とも協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 中森慎二君。

○中森慎二君 それぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。順番は最後からいかせていただきますが、先ほどの公共下水道における受益者負担金の問題につきまして下水道部長からご答弁をいただきました。平成8年末ですから、12月を目途に条件整備について結論を出していきたいというお話でございました。部長おっしゃられましたように、そういった団地の開発年次と申しますのは、それぞれさまざまな年次がございます。またその工法、あるいは使われた配管の材料等も一律のものではないかというふうに思います。それぞれ団地特有の条件というものは加味する必要はあるかと思っておりますけれども、私が先ほど申し上げましたような趣旨をご理解いただきまして、受益者負担金の新たな制度と申しますか、一つの要綱の整備に向けてぜひご努力をいただきたいというふうに思います。

それから3点目の汚水処理槽の防火用貯水タンクへの再利用についてであります。消防長の方からご答弁をいただきまして、多様な消防水利の確保に向けて必要性はよく理解をするというお話でございました。この部分も団地の規模あるいは造成年度等によって、大きさあるいは構造等についてはさまざまなものがあろうかと思っております。容量もそうでありますけれども。もちろん一番大切なことは、この浄化槽そのものは地区住民の自治会の皆さん方が管理をしてみえるという点があります。ですので地区住民の方々が防災意識を持って、ぜひそういうような貯水タンクとして再利用したいという希望がないことには、行政サイドだけの一方的なお話では進むことはできないことは、十分私も承知をいたしております。しかし、阪神・淡路大震災の悲惨さに直面した私どもにとりましては、身近なところに防火水利を、消火栓以外のものを整備していく必要は大変大きなものがあると思っておりますし、また新たにつくるとなれば大変大きな費用を要することでもあります。300tあるいは500t程度の貯水槽を改造することによって確保できるということでもありますので、ぜひそういったメニュー

も一つこれからの防災対策の中に加えていただくという観点の中で、ぜひ具体化に向けてガイドラインの整備をしていただきたい、このように思っています。

それから、私は、団地の処理槽についてお話をしましたが、マンションなんかの部分が公共下水道に取り組みれていく部分においても、規模は少し小さくなりますが、そういった貯水槽の空きが出てまいります。そういったことも含めて、全般的な位置づけの中でぜひご論議をいただくようお願いをしたいと思います。これは要望にとどめます。

それから、2点目の行政手続法につきましては、総務部長からご答弁をいただきました。9月の議会に上程をして、来年4月施行に向かって準備を進めていきたいということであります。ぜひそのスケジュールでお願いをしたいと思うんですが、1点だけお願いをしておきたいことは、行政手続法の趣旨というものを、全職員の方々に十分理解をしていただく、このことが一番大切なことだと私は思っております。市民の方、あるいは開発業者の方々、いろんな民間企業の方も、この庁舎内に申請あるいは認可届という形でおみえになります。その窓口で対応していただくのは、総務部長ではなくして、各窓口の職員の方々である。その方々が行政手続法の趣旨、そして四日市が制定をしようとしている条例の趣旨を十分理解をしていただく、このことが何よりも大切なことですので、スケジュールとあわせて、職員の皆さん方への教育等も含めてご配慮をいただきたい。この点につきましては、要望にとどめさせていただきます。

それから、一番最初、中学校におけるこれからの部活動のあり方について、教育長からご答弁をいただきました。いろいろな問題を提示させていただきましたが、教育長からは非常にさらっとご答弁をいただいて、非常に残念な思いをしています。部活が少なくなったのは、子供たちがやる気がないんだというふうな趣旨のこともちらっとあったと思いますし、もちろん顧問になる先生の数も減ってきたということもあったんですけども、

単にそれだけで片づけていいのかということを私が問題提起をさせていただいたわけでありまして、その部分については何ら触れていただいております。大変残念な思いをしています。

市内の中学校の部活の数字、私少し触れてみましたが、具体名で出させていただきますと、橋北中学校あるいは中部中学校は三つあるいは四つしか部活がありません。橋北中学校で言いますと、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、一方、マンモス化が言われてます桜方面の学校へ行きますと八つ、ソフト、バレー、バスケット、卓球、テニス、陸上、水泳、柔道というふうに整備をされています。この数が十分なのかどうかという論議は、また見方はいろいろあるかと思うんですが、四日市市内に通う中学生の立場で見たときに、橋北中学校には三つしかないんだと。桜の中学校へ行けば八つ整備がされている。本当にこれでいいんだらうか。生徒の数が少なくなっているから、部として存続をしないという部分も確かにあるかと思えます。しかし、先に部の方を削っておいて、子供にクラブに入る意思がないからそうなっているんだということに、実態はなっているのではないのでしょうか。

私ども、ほかの議員の方々もいろいろお話を伺いましたけれども、身近なところで例えば、小学校のスポーツ少年団でいろんなスポーツが今、やられています。しかし、そのスポーツを中学校に進んで引き続きやろうと思っても、中学校にはその部活が存続をしていない、こんな問題をたくさん提起をされています。もちろん部活動だけが教育ではないということは十分認識をしておりますが、部活動を通じて得たものは大変貴重なものがあるということは、この議場にお座りの方々もみずから経験をされたことではないかと思えます。そういったことで同じ市内に通う中学生でありながら、希望するクラブに入れないということがいいのか悪いのかということを一々一度お考えをいただいて、十分なところまでいかないにしても、一つでも生徒の希望に沿えるような部活動の整備というものをぜひ取り組ん

でいただきたいと思っております。

そういった意味では、例えばモデル校を指定して、先ほど私が提案をしました、地域の人からの外部講師を依頼してみる、こういうことも取り組んでみたらどうでしょうか。全校一律には大変難しいと思いますが、例えばそういったことを地域の方に募ってみれば、必ず指導してみたいという方はおみえになると思います。そういったアンケートもぜひ取り組んでいただく。そしてモデル校なども指定して取り組みをしてみたらどうかということを私は思うわけですが、再度その点について教育長からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。部活動離れといいますが、これはいろいろあると思います。先ほど申し上げたのは一例でございまして、生徒の意識や価値観が多様化しておるというふうなこともありましょし、生活が非常に、これも多様化しておる。例えば、進学だとかおけいごとだとか、趣味だとか、家庭の方針とか、いろんなことも複雑に絡み合ってくるんでないかと、そういうふうに思っております。また、自由に、楽に、楽という言葉はちょっと表現悪いかわかりませんが、そういうふうな生活を過ごそうというふうなもの、等の考えもあるんでないかと思えます。生徒の数の減少も、もちろん部員不足につながりまして、不活発になっていくことも確かでございます。

それから、過去にありました過熱指導といいますが、勝利至上主義を嫌うような傾向もあるんじゃないかと思えます。その点も含めまして、これから生涯学習の充実の時代でございますし、その中の生涯スポーツの面も含めまして、先ほど外部講師のご提言もありましたし、これからいろいろ十分に考慮しながら、条件整備のあり方を探ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁をいただいたんですが、私がお願いをしている趣旨は、教育長自身十分わかっているというふうに思います。教育現場の中においては、日教組の労働組合の皆さん方との問題等々、それから文部省の指導の要綱の問題、一言では片づけることはできないそういった背景の中にこの部活動があるという認識は、私も理解をするところであります。しかし、子供のためにどうあるべきなのかということを最重点に考えていただくことが最も大切である。この精神をぜひ教育長、肝に銘じていただいて、私が提案をさせていただいた要項につきまして、具体的に取り組んでいただくように要望を再度お願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後2時6分再開

○議長（谷口廣睦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第51号ないし議案第62号

○議長（谷口廣睦君） 日程第2、議案第51号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についてないし議案第62号町及び字の区域の変更についての12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議案質疑を行い

ます。

議案第55号は、ドーム建設工事にかかわる契約案件ですが、内容を見ますと幾つかの付帯工事となっています。今改めてこの内容をこの時期に発注するのならば、人工芝張りやロールスクリーンやエレベーターの設置などは、それぞれ分離発注をすることが可能で、市内大手または中堅業者が十分に施工できるものだと判断できます。としますと、随意契約よりも、一般競争入札もしくは指名競争入札がむしろより適切な選択であること、さらにドームは巨額を費やす大公共工事であるだけに、ゼネコンを中心とするJVに付帯工事までも独占させずに、市内業者により多くより広く仕事を発注していくという当然の措置になるのではないかと、以上の諸点から本案件の随意契約という方法は不適切だと指摘したいんですが、いかがでしょうか、明確な答弁を求めます。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） ただいま議案第55号の請負契約についてご質問がありましたわけですが、随意契約になぜしたのかということですが、このドーム型多目的スポーツ施設の付帯工事につきましては、現在、本体工事が施工中でございまして、付帯工事を行うものにつきましては、建物の内部、さらにまた仮囲いの中ですべてを行うという理由でございまして、この点を考慮いたしまして、一つは工程面、二つ目は安全管理面、三つ目は業者間の作業調整ということで随意契約をしたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 今、大変不況が長引いておりまして、市内の中小企業大変厳しい経営を引き続き強いられています。それだけに、申し上げた諸点、付帯工事といえ8億2,000万円の大きな工事内容を、市内企業に発注する余地を広げるという点で、申し上げたように芝張りでも1社、エレベーター

でも1社という形で十分発注できるわけですから、そういう観点で発注のあり方という点を、関係委員会でぜひ論議を深めていただきたい。このことを申し上げて質疑を終わります。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私の方からは、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号の4件の工事請負契約の締結についてお尋ねをいたします。

まず、議案第57号の朝明第2幹線水路築造工事についてであります。契約金額10億4,030万円でもって、大林・鉄建・中村特定建設工事共同企業体と契約しようとするものでありますが、5月23日付の朝日新聞によりますと、「この工事について談合の情報があったため、朝日新聞は20日に調達契約課に内容を伝えたとのことで、その情報に基づき、調達契約課は21日に45業者を個別に呼んで事情を聞いたが、談合を裏づける情報が得られなかったため、各業者から誓約書をとって予定どおり入札を実施したところ、朝日新聞に事前に寄せられた情報と同じ共同企業体が落札した」と報道されておりますが、談合疑惑があったときに業者を呼んで事情を聞く以外に、何か適切な方法は考えられなかったのでしょうか。県が行っているように、入札業者の抽せんを行うとか、あるいは大変ですけれども、改めてJVを組み直して行うなど、検討されたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議案第58号と第59号について関連してお尋ねいたします。

いずれの工事も管推進工法ということでJVを組ませています。JVを組ますのは、第一に地元業者に県外大手の技術を学ばせることであり、その学んだ技術を身につけ、みずからも工事を請け負うことができるようにすることです。

第2には、四日市市が発注する工事だから、地元の業者も潤うようにするという二つの面があると思います。過去にも管推進工法、JVを組ませ

ながら地元の業者を育成してきたはずですが、今回の工事は地元業者だけで施工する能力がなかったのでしょうか。あるいは地元業者が2社くらいで工事を受注するというところまでできていなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議案第60号についてお尋ねいたします。

入札結果を見ましたところ、落札価格が1億6,300万円であり、最高価格が2億3,000万円で、この間の格差が6,700万円であります。最低価格は最高価格の約70%となっております。最初は談合が成立せずたたきあいがあったのかと思っておりましたが、契約方法を見ましたら一般競争入札となっており、業者間での競争が行われたのではないかと思います。一般競争入札だとこれだけ税金のむだ遣いなくなるのであれば、一層進めなければなりません。しかし、この価格で仕様書どおりに問題なく工事が行われるのかどうか、大変疑問になりましたのでお尋ねをしたいと思います。

入札に参加した業者は、25業者であります。入札結果を見ますと、最高価格で同額、2億3,000万円の業者が4社あります。2億2,500万円以上の金額を入札した業者が19社、1億8,000万円以下の金額を示した業者が5社となっております。これほどまでに入札金額と業者がはっきり分かれているのは、何か恣意的な感じを受けます。全参加者が本当に受注する気持ちで入札に参加したのかどうか、大変疑わしく思うわけですが、お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 佐野議員の方から、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号について質問がございましたので、お答えをいたしたいと思います。

まず、議案57号でございますが、報道機関に談合の報が寄せられたと、こういうことでございますが、聞き取りを行ったところ、各業者からはそ

のような事実がないということでございまして、さらにまたより慎重を期すために入札までに各企業体等からすべて誓約書を提出し、入札を行ったところでございます。

ご質問の中で、入札業者の抽せん等の三重県の例を上げて申されたわけですが、あの場合は少なくとも情報源に信憑性があったということが一つの問題になったところでございまして、今回の通報につきましては何ら信憑性がない。例えば、通報された方の氏名も住所も何もわからない、こういうような状態ですので、いたし方ないということになったわけですが、今後これらの対応につきましては、慎重かつ厳格に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

議案第58号及び59号の案件につきましては、下水道の管の推進工法による工事でございまして、技術的に非常に難度の高い工事でございます。したがって、市外業者と市内業者による共同企業体を組み入札をしたところでございまして、この方法がより効果的と判断したところでございます。

さらに、議案第60号は一般競争入札により行ったところでございますが、非常に入札結果に格差があるということでございますが、自由競争の原理によってこれはいたし方ないことだと思っておるところでございます。

それから、安い価格で適正な工事ができるのかどうかという疑問でございますが、少なくともその工事が適切に施工されるかどうかを算定、実勢価格を組んでおるところでございまして、すなわち一般的に言われます最低入札価格を設定して、その範囲の中で行われるということでございますので、良質な施工が確保できるものと判断したところでございますし、これは当然のことながら今後その工事が進行するに従いまして、監督・検査を通じて十分チェックをしてまいりたいと、かように思いますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦君） 佐野光信君。

○佐野光信君 議案第57号ですけれども、確かに通報という問題は大変難しい問題ですけれども、氏名がわかったならば、その人も一緒に参加してやってたということになるわけですから、なかなかそれは発表するというのか、通報者がみずから名のるとするのは無理でございますが、ぜひ今後ともこういった談合についてはどう対応するのか、幾つかの方法があるかと思しますので、関係委員会でも論議をいただきたいと思います。

それから議案第58号、議案第59号、これは市外と市内ということで、せっかくJVを組ませて、その技術を身につけてきた。ところが、今の市内業者では、まだその技術を身につけてないということであればやむを得ないわけですけれども、JVを組ませた効果がいつあらわれるのか、この問題もそれぞれ委員会で論議もしていただきたいと思います。

議案第60号は、これだけ価格が開いてると、確かに自由競争だと言っても、参加する意思というのか、一般競争入札があるから参加したというだけのことになってるかもしれませんので、そういう点でも業者に対する指導という点で、ぜひそれぞれ関係委員会でご論議をいただきますようお願いいたします。

○議長（谷口廣睦君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（谷口廣睦君） 次に、6月12日までに受理いたしました請願は、既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本件をそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、常任委員会は、6月17日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

陳情につきましては、1件提出がございました。既にお手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（谷口廣睦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月24日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後2時20分散会

会 議 録

第 5 日

(平成8年6月24日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成8年6月24日(月) 午後2時開議

- 第1 議案第51号ないし議案第62号 …………… 委員会報告・質疑
討論・採決
- 第2 発議第9号 農業委員会委員の推薦について ……… 説明・質疑
討論・採決
- 第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第4 発議第10号ないし発議第12号 …………… 説明・質疑
討論・採決

発議第10号 外航海運の支援を求める意見書の提出について

発議第11号 機関委任事務の廃止を求める意見書の提出について

発議第12号 治水事業の推進に関する意見書の提出について

- 第5 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (40名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好

大谷茂生
 小川政人
 葛山久人
 川口洋二
 川村幸康
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 笹岡秀太郎
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武行
 田中俊陸
 谷口廣馬
 土井数正
 豊田忠二
 中森慎夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 古市元一

益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

藤原まゆみ

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市助	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	栗本春樹
調	整	稲垣増次良
市	長	野呂修
計	画	山口奉文
総	務	小畑廣次
財	政	北川利美
市	民	南部和雄
保	健	服部美次
商	工	黒田昭公
農	林	赤塚宗信
環	境	玉置泰生
都	市	西田喜大
建	設	矢田禎雄
下	水	馬淵貞夫
消	防	小山佳志
病	院	平井俊英
	事	
	務	
	長	

水道事業管理者 米津正夫

教 育 長 小竹 章

代表監査委員 長谷川 昭彦

○出席事務局職員

事務局 長 有竹正宏

議事課 長 福島和幸

副参事兼議事課長補佐 藤井 司

課付主幹兼議事係長 金谷喜博

主 幹 濱田信二

主 事 芝田敏樹

午後2時1分開議

○議長（谷口廣睦君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案第51号ないし議案第62号

○議長（谷口廣睦君） 日程第1、議案第51号四日市市農業委員会委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についてないし議案第62号町及び字の区域の変更についての12件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

小川政人君。

〔総務委員長（小川政人君）登壇〕

○総務委員長（小川政人君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第51号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について及び議案第52号四日市市地区市民センター条例の一部改正については、坂部台一丁目、二丁目の設定に伴い、農業委員会の委員の当該選挙区の区域及び三重地区市民センターの所管区域を改正しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第53号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第54号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についても、別段異議はありませんでした。

議案第55号工事請負契約の締結については、ドーム型多目的スポーツ施設の外構整備・アリーナ部分の人工芝張りなどの付帯工事に係る請負契約を締結しようとするものでありますが、契約方法が随意契約となっていることについて、理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、「アリーナ部分の人工芝などの仕様を昨今の技術水準の向上にあわせたものとしていくため、本体工事と分けて発注を行うことになった。安全面、工程管理、作業調整等の面から、先に本体工事の契約を行った業者と請負契約を締結したい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、今後とも地元業者の育成に特段の配慮を行っていくとともに、より効率的な工事施工を図る観点から、本体工事との一括発注に十分注意すること、さらにはこうした付帯工事に係る議案についてより充実した委員会審査を行うため、全体工事の概要の提示にも努めるよう要望した上で、これを了といたした次第であります。

また、議案に関連して、議会として執行機関に対する監視機能を十分に

果たしていくため、従来にも増して発注方法に留意していくべきとの意見がありました。

なお、本件については、一部委員から反対意見がありました。

議案第62号町及び字の区域の変更については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（谷口廣睦君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

市川正徳君。

〔建設委員長（市川正徳君）登壇〕

○建設委員長（市川正徳君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第56号につきましては、（仮称）羽津午起線橋梁整備の上部架設工について、工事請負契約を締結しようとするものでありますが、上部工製作と一体的に発注すべきとの意見がありました。

また、当事業が平成9年6月末に完成することから、市制施行100周年にふさわしい、市民に親しまれる橋となるよう十分配慮すべきとの意見があったほか、議案に関連して、競輪開催時等における国道23号の渋滞解消を求める意見がありました。

議案第57号、議案第58号及び議案第59号につきましては、朝明第2幹線水路の築造、羽津茂福1号幹線水路の築造、阿倉川汚水1号幹線管渠の布設について、それぞれ工事請負契約を締結しようとするものであります。

本工事は、シールド工法と推進工法による管渠布設工事ですが、地元施工業者育成の観点から、工事の発注方法などについて理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、「推進工法による管渠の布設工事の場合、800mm以上の

大口径の管渠の布設が可能な施工業者は市内にはなく、小口径の管渠の布設についても、施工可能な業者は数社に限られている。今回の工事はいずれも技術的に非常に難度の高い工事であり、大手施工業者と地元施工業者の共同企業体として入札を行い、地元業者の工事参加の機会の確保と、技術力の向上・育成を図ったものである。今後とも市内の施工業者の育成に努めたい」との説明がありました。

当委員会は、市発注工事への参加を通じて、施工技術の向上を図ることができるよう、引き続き地元施工業者の受注機会の拡大に努めるよう要望いたしました。

次に、議案第60号についてであります。本件は羽津茂福3号幹線水路の築造にかかる工事請負契約の締結議案であります。契約にあたって一般競争入札を行った結果、落札業者と他の業者の入札金額の間に開きがあったことから、設計金額の積算などについて理事者の説明を求めたのであります。

理事者からは、「今回の入札結果については、落札業者の企業努力によるものと理解している。最低制限価格を予定価格の20分の17から3分の2の範囲内で設定して入札を行っており、良質な工事の施工は十分可能であると考えている」との説明があり、これを了いたしました。

議案第61号につきましては、午起ポンプ場雨水ポンプの設備工事にかかる工事請負契約の締結議案であり、別段異議はありませんでした。

なお、議案に関連して、幹線水路の整備にあわせた支派線水路の一体的な整備を求める意見があったほか、委員会提出資料の充実について、意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（谷口廣睦君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら発言を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、今定例議会に提案された12議案のうち、議案第55号並びに第56号の2議案について反対するものであります。

いずれも四日市ドーム建設に伴うものであり、議案第55号はドーム型多目的スポーツ施設建設工事の付帯工事であります。議案第56号は、ドーム建設による道路整備のため、下部工事及び上部工事の羽津午起線橋梁整備工事の請負契約であります。ドーム建設がなかったら必要のない工事であります。私どもはかねてより四日市ドーム建設について、市民の要求からいっても、今多額の費用をかけて建設するよりも、各地区にスポーツ広場をつくることを指摘してまいりました。さらに、今日の不況の中で、暮らし、福祉、教育の切り捨ての大もとになっている四日市ドーム建設予算に反対するものであります。

○議長（谷口廣睦君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第55号工事請負契約の締結について及び議案第56号工事請負契約の締結についての2件を一括して起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた10件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告の通り決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 発議第9号 農業委員会委員の推薦について

○議長（谷口廣睦君） 日程第2、発議第9号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、市川正徳君、長谷川昭雄君、森 真寿朗君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、3名の皆さんの退席を求めます。

〔市川正徳君、長谷川昭雄君、森 真寿朗君退場〕

○議長（谷口廣睦君） 本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、農業委員会委員を5名推薦しようとするものであります。

おはかりいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

それでは、ただいま農業委員会委員に推薦することに決しました岡本萬里子氏及び宮田利雄氏からごあいさつをいただきますので、よろしくお願

いをいたします。

〔市川正徳君、長谷川昭雄君、森 真寿朗君着席〕

〔岡本萬里子氏、宮田利雄氏入場〕

○宮田利雄君 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび四日市市農業委員として議会推薦をいただきました宮田でございます。どうもありがとうございます。四日市の農業のために微力を尽くしてまいりたいと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。

（拍手）

○岡本萬里子君 私は生桑町の岡本萬里子でございます。同じように議会推薦をいただきまして、ありがとうございます。余りの大役というか、責任の重さに戸惑っておりますが、皆様のご支援をいただきまして農家のためにお役に立ちたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

〔岡本萬里子氏、宮田利雄氏退場〕

日程第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について

○議長（谷口廣睦君） 日程第3、委員会報告第3号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたら発言を願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、請願第8号乳幼児医療費助成事業の拡大を求めることについては、不採択ではなく、採択すべきものだとの立場から意見を申し上げます。

本請願は、三重県行政が実施をしております乳幼児助成制度を、現行の2歳未満児から3歳未満児まで引き上げてほしいという切実な住民要求であります。全国的に見まして、3歳未満児までというレベルは、お隣の愛

知県を初め、16都府県で既に実施をされております。県内の動きですが、県議会では昨年12月に、全会一致で本請願を採択されておりますし、津市では単独事業として既に実施をしております。ことしに入って、熊野市、松阪市でも実施への動き、取り組みが進んでおります。それだけに、県下最大の都市、この四日市において、今議会が不採択にするなどという態度は、若い父母や医療関係者を初め、心ある多くの市民の願いに背を向けることとなります。強く再考を求めたいと思います。

なお、請願項目に、歯科医療を6歳未満児まで拡大することも含まれておりますが、あわせて採択すべきであります。

以上、請願8号について、採択に賛成の立場から意見を申し述べました。

○議長（谷口廣睦君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） 他に質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第10号ないし発議第12号

○議長（谷口廣睦君） 日程第4、発議第10号外航海運の支援を求める意見書の提出についてないし発議第12号治水事業の推進に関する意見書の提出についての3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小川政人君。

〔小川政人君登壇〕

○小川政人君 発議第10号外航海運の支援を求める意見書の提出について及び発議第11号機関委任事務の廃止を求める意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第10号は、外航海運を取り巻く環境が景気の低迷やアジア諸国海運の台頭に加えて、日本籍船、日本人船員の減少傾向が著しいなど、極めて厳しい状況下に置かれていることから、これら日本籍船と日本人船員を確保するための有効な国家支援措置の確立並びに外航日本人船員に対して、税制面での優遇措置を講じ、その確保・育成を図ることを求めようとするものであります。

また、発議第11号は、地方分権の流れを確実なものとしていくため、機関委任事務を廃止し、財源措置に裏づけされた地方自治体への移管が行われるよう求めるものであり、それぞれお手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 市川正徳君。

〔市川正徳君登壇〕

○市川正徳君 発議第12号治水事業の推進に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

治水事業は、水害から国民の生命と財産を守るものとして、私たちの生活基盤の中でも優先的に整備すべき事業であります。また、さきの阪神・淡路大震災の災害を教訓とした治水での地震対策の強化や、人と自然に優しいよりよい水辺空間の整備が大きな課題となっており、治水事業を計画的かつ着実に促進していくことが強く求められております。

そこで、政府に対し、治水事業の強力な推進を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。これより本件を一括採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（谷口廣睦君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査についての申し出があります。

おはかりいたします。

本申し出を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

○議長（谷口廣睦君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、平成8年6月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたってご苦勞さまでございました。

午後2時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 谷 口 廣 睦

四日市市議会副議長 益 田 力

署名議員 伊 藤 正 巳

署名議員 南 部 忠 夫

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成8年6月定例会会期日程

6月7日(金)	午前10時開会 表彰状の伝達 報告、議案説明
8日(土)	休 会
9日(日)	
10日(月)	
11日(火)	
12日(水)	午前10時開議 一般質問
13日(木)	午前10時開議 一般質問
14日(金)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託
15日(土)	休 会
16日(日)	
17日(月)	各常任委員会
18日(火)	休 会
19日(水)	
20日(木)	
21日(金)	
22日(土)	
23日(日)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案説明、質疑、討論、採決
24日(月)	

議会運営委員会決定事項

(8. 5. 31)

◎6月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順位・発言時間

- ① 公 明 1時間40分 ② 日本共産党 1時間
 ③ 市民クラブ 2時間 ④ 政友クラブ 3時間20分
 ⑤ 緑 水 会 2時間40分 ⑥ フォーラム新風 3時間

3. 通告(受理)期限

- (1) 一般質問 6月7日(金) 午後2時まで
 (通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
 (2) 議案質疑 6月12日(水) 午後4時まで
 (3) 請 願 6月12日(水) 午後4時まで
 (4) 議員提案による意見書発議案
 6月12日(水) 午後4時まで
 (5) 討論・その他 6月19日(水) 正午まで

議決事件一覧表

[報告] (8件)

件 名
報告第1号 平成7年度四日市市繰越明許費について
報告第2号 平成7年度四日市市事故繰越しについて
報告第3号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
報告第4号 四日市市土地開発公社の経営状況について
報告第5号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について
報告第6号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について
報告第7号 財団法人四日市市国際交流協会の経営状況について
報告第8号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

[市長提出議案] (12件)

議 案 名	議決結果
議案第51号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について	原案可決
議案第53号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第54号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部	

	改正について	原案可決
議案第55号	工事請負契約の締結について －ドーム型多目的スポーツ施設建設工事 （付帯工事）－	原案可決
議案第56号	工事請負契約の締結について －（仮称）羽津午起線橋梁整備工事（上部架 設工）－	原案可決
議案第57号	工事請負契約の締結について －朝明第2幹線水路築造工事－	原案可決
議案第58号	工事請負契約の締結について －羽津茂福1号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第59号	工事請負契約の締結について －阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事 （その1）－	原案可決
議案第60号	工事請負契約の締結について －羽津茂福3号幹線水路築造工事 （その1）－	原案可決
議案第61号	工事請負契約の締結について －午起ポンプ場φ1500雨水ポンプ設備工事－	原案可決
議案第62号	町及び字の区域の変更について	原案可決

〔議員提出議案〕（4件）

議 案 名	議決結果
発議第9号 農業委員会委員の推薦について	原案可決
発議第10号 外航海運の支援を求める意見書の提出につい	

	て	原案可決
発議第11号	機関委任事務の廃止を求める意見書の提出に ついて	原案可決
発議第12号	治水事業の推進に関する意見書の提出につい て	原案可決

〔請 願〕（4件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
5	8.6.6 受理 Jリーグタウン四日市の実 現に向けた「四日市中央 緑地公園陸上競技場の改修、 整備」について	四日市市諏訪町2-5 社団法人 四日市青年会議所 理事長 村田 嘉宏	採 択
	田中 武 田中 俊行	教育民生委員会	
6	8.6.7 受理 北大谷斎場葬祭棟の運営に ついて	四日市市山田町2340 （有）はないちセレモニー 田中 市衛 ほか6名	継 続
	市川 悦子 川口 洋二	総務委員会	

7	8.6.7 受理 外航海運の支援を求める意見書の提出について	四日市市千歳町5-2 全日本海員組合名古屋支部 四日市事務所 支部長 新古 勝	採 択
	中森 慎二 藤井 浩治	総 務 委 員 会	
8	8.6.12 受理 乳幼児医療費助成事業の拡大を求めることについて	四日市市西浦一丁目 9-12 新日本婦人の会四日市支部 佐野はつ子 ほか2名	不 採 択
	佐野 光信 橋本 茂	教 育 民 生 委 員 会	

一般質問通告一覧表

順序	氏 名	要 旨	ページ
(6 月 12 日)	1 公 明 伊 藤 修 一 (発言時間60分)	1 あけぼの学園とこども発達センターについて 2 ゴミの減量と再資源化に伴う環境施策について 3 放置自転車対策と自転車駐車場整備について	20
	2 公 明 久 保 博 正 (発言時間40分)	1 市長の進退問題に関連して	40
	3 日本共産党 佐 野 光 信 (発言時間30分)	1 市長の引退表明に関して 2 続発するコンビナート災害について(企業への安全指導監督) 3 産廃から生命の水を守る問題について	49
	4 日本共産党 藤 岡 アンリ (発言時間30分)	1 女性の能力を生かし、地位向上を図る行政の役割について	59
	市民クラブ	1 教育問題について(いじめ)	

(6月13日)	5	濱口善元 (発言時間60分)	2 四日市市の道路網整備について	70
	6	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 少子化社会への対応について 2 道路整備事業に関連して -居住地区内の車社会における「人と車のおりあい」-	90
	7	政友クラブ 小川政人 (発言時間60分)	1 私立幼稚園の役割と助成について 2 北部地域の諸問題について (1) 東洋紡富田工場の操業停止 (2) 北部副都心構想 (3) その他	109
	8	政友クラブ 川村幸康 (発言時間60分)	1 市発注工事に関わる安全管理について 2 ゴミ処理問題について 3 行政のあり方について	125
	9	緑水会 南部忠夫 (発言時間50分)	1 「海の日」海の祭典と市制100周年のPRについて 2 平成7年度幼稚園3歳児保育の成果と将来の視点 3 県営北勢中央公園内の設備	144

(6月14日)			について	
	10	緑水会 石川勝彦 (発言時間60分)	1 地方分権に関連して 2 天然記念物シデコブシ自生地保存について 3 まちづくりにおける“緑”に関連して (1) ミニサンクチュアリ等 (2) 施設緑化 (3) オープンスペース緑化 (4) 街路樹等の把握状況と対応	164
	11	緑水会 宇野長好 (発言時間50分)	1 中核都市・人口30万人に向かつての土地政策 (1) 市街化調整区域の規制緩和 (2) 開発許可の事務手続の簡素化 2 CATVと情報の格差	185
	12	フォーラム新風 中森慎二 (発言時間60分)	1 中学校におけるこれからの部活動のあり方について 2 行政手続法に対応した市条例の制定について 3 汚水処理槽施設の防火用貯水タンクへの再利用について	203

	4 公共下水道における受益者負担金について	
--	-----------------------	--

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本茂 (発言時間15分)	1 議案第55号 工事請負契約の締結について -ドーム型多目的スポーツ施設建設工事(付帯工事)-	221
2	日本共産党 佐野光信 (発言時間15分)	1 議案第57号 工事請負契約の締結について -朝明第2幹線水路築造工事- 2 議案第58号 工事請負契約の締結について -羽津茂福1号幹線水路築造工事- 3 議案第59号 工事請負契約の締結について	223

	-阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事(その1)- 4 議案第60号 工事請負契約の締結について -羽津茂福3号幹線水路築造工事(その1)-	
--	---	--

付託議案一覧表

○ 総務委員会

- 議案第51号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について
- 議案第53号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第54号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第55号 工事請負契約の締結について
－ドーム型多目的スポーツ施設建設工事（付帯工事）－
- 議案第62号 町及び字の区域の変更について

○ 建設委員会

- 議案第56号 工事請負契約の締結について
－（仮称）羽津午起線橋梁整備工事（上部架設工）－
- 議案第57号 工事請負契約の締結について
－朝明第2幹線水路築造工事－
- 議案第58号 工事請負契約の締結について
－羽津茂福1号幹線水路築造工事－
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
－阿倉川汚水1号幹線管渠布設工事（その1）－
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
－羽津茂福3号幹線水路築造工事（その1）－
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
－午起ポンプ場φ1500雨水ポンプ設備工事－

外航海運の支援を求める意見書

四面を海に囲まれ、資源のほとんどを外国に依存している我が国にとって、海運産業の果たす役割は非常に大きいものがあります。

しかしながら、外航海運を取り巻く環境は、景気の低迷、円高の進行、アジア諸国海運の台頭に加えて、日本籍船及び日本人船員の減少傾向に歯止めがかからないなど、極めて厳しい状況に直面しております。

安全で安定した貿易物資の輸送や緊急時の速やかな対応のためにも、自国の船舶と日本人船員は必要不可欠であり、日本籍船の維持・確保、日本人船員の確保・育成を図ることが望まれるところであります。

よって、政府におかれては、外航海運を支援するため、次の施策を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 外航海運が真空化現象を生じないよう、日本人船員と日本籍船を確保するための有効な国家支援措置を確立すること
2. 外航日本人船員に対し、欧州主要海運国並みの税制措置を講じ、その確保・育成を図ること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成8年6月24日

四日市市議会

議長 谷口 廣 睦

関係省庁宛

（内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣）

機関委任事務の廃止を求める意見書

経済が高度成長から低成長へと変化し、地域における個性あるまちづくりやまちおこし、あるいは文化創造等が要求されている昨今、中央集権から地方分権への転換はますます急を要するものとなっています。

地方分権は今や議論の段階ではなく、一つずつ具体的な実施を進めるべき段階に入っていますが、その実行が遅々として進まない現状にあることは誠に遺憾とするところであります。

各種の地方分権調査においても、各地方自治体が挙げる優先的権限委譲項目は、都市計画を筆頭に、農地転用、地方財源の強化、公営住宅等となっています。特に、これらの権限委譲は今後、特色あるまちづくりや個性的なふるさとづくりを実施していく上で不可欠なものであります。

政府におかれては、機関委任事務の「原則廃止」を基本に560を超す機関委任事務のうち、国に残すものを必要最小限に抑え、都市計画関係権限や財源委譲を初めとして、その大半の事務を自治体の固有事務として地方に移管すべきであります。

昨年末、政府の地方分権推進委員会が機関委任事務について「原則廃止」の方針を打ち出したことは、遅きに失したとはいえ、一歩前進と評価できるものであります。伝え聞くところによれば、中央省庁においては、地方分権推進委員会が打ち出した最小限の機関委任事務の廃止方針についてさえも異論や抵抗を示すなど、建前とは裏腹の態度を示していることは極めて遺憾であります。

よって、政府におかれては、地方自治体の意向を尊重し、速やかに機関委任事務を廃止し、地方自治体への移管を断行するとともに、その移管にあたっては所要の財源を確保するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成8年6月24日

四日市市議会

議長 谷 口 廣 睦

関係省庁宛

(内閣総理大臣、自治大臣)

治水事業の推進に関する意見書

治水事業は、国土を保全し、水害から国民の生命と財産を守り、豊かで活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するものとして、私たちの生活基盤の中でも、最も優先的に整備すべき根幹的な事業であります。

三重県北勢地域においては、第二名神及び東海環状自動車道、北勢バイパスなど幹線道路の整備や、三重ハイテクプラネット21構想の中心的プロジェクトである鈴鹿山麓研究学園都市の整備など、河川流域の開発が活発に進められており、治水施設の整備は不可欠であります。

当市においては、一級河川鈴鹿川、内部川など7河川と二級河川朝明川、三滝川、海蔵川など9河川が西から東に低地帯を流下し、伊勢湾に流れ込んでいる状況から、市域の準用河川古城川をはじめ支流川整備を進める上で、これら主要河川の整備促進が大変重要となっております。

また、先の阪神・淡路大震災においては、液状化による堤防の崩壊等甚大な被害が発生し、耐震堤防の整備等の地震対策について早急な対応が望まれております。

さらに、近年河川空間は、緑豊かで貴重な自然とのふれ合いの場として、その価値が見直されており、生活の中に「ゆとり」と「うるおい」を求める地域のニーズに沿った、より良い河川環境の保全と創造に努める必要があります。

人命と財産を守る治水事業を計画的かつ着実に促進することによって、社会生活から水害の不安を少なくするとともに、人と自然にやさしい水辺空間を創造し、水資源の確保を図ることによって、住民生活を安定させ、地域産業経済の発展を期することは、21世紀に向けた重要な課題であります。

よって、政府におかれては、平成9年度を初年度とする第9次治水事業5箇年計画の策定にあたっては、必要な事業量と財源の確保を図るとともに、その強力な推進を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成8年6月24日

四日市市議会

議長 谷口 廣 睦

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、
国土庁長官)

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	地震防災対策について
教育民生委員会	部活動(運動部)の現状と今後のあり方について
産業公営企業委員会	市立四日市病院について
建設委員会	本市の雨水排水計画について